

令和 7 年 1 2 月 2 日 (火)

(第 1 日目)



## 令和7年第5回苓北町議会定例会会議録（第1日目）

令和7年第5回苓北町議会定例会は、令和7年12月2日苓北町議会議場に招集された。

### 1. 午前9時30分開会

### 2. 応招議員は次のとおりである。

1番	田嶋 健司	2番	山口 利生
3番	廣田 幸英	4番	松本 良人
5番	浜口 雅英	6番	田崎 稔
7番	倉田 明	8番	錦戸 俊春
9番	高戸 幸雄（副議長）	10番	野崎 幸洋（議長）

### 3. 不応招議員 なし

### 4. 出席議員は、応招議員と同じである。

### 5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

### 6. 議会書記

事務局長 松本康秀 書記 岩崎えり奈

### 7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町長	山崎 秀典	副町長	福田 誠一
教育長	錦戸 雅志	総務課長	宮崎 良成
税務住民課長 兼会計課長	松村 保則	企画政策課長	山下 晃弘
教育課長	吉本 英明	土木管理課長	松井 徹也
農林水産課長	田尻 悟	商工観光課長	稲尾 浩二
水道環境課長	時田 健一	福祉保健課長 兼健康増進室長	田尻 康彦
行革デジタル対策室長	田中 正彦		

## 8. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問

## 9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（野崎幸洋君） 改めましておはようございます。

只今の出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、只今から、令和7年第5回苓北町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野崎幸洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番、松本良人君、5番、浜口雅英君を指名します。

-----○-----

### 日程第2 会期決定の件

○議長（野崎幸洋君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月4日までの3日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月4日までの3日間に決定しました。

-----○-----

### 日程第3 諸般の報告

○議長（野崎幸洋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

それでは私から諸般の報告を申し上げます。

9月19日、天草市役所、上天草市役所を訪問し、本年8月の豪雨災害による被害に対する、苓北町議会議員からの義援金を贈呈してまいりました。なお、義援金は議員で組織する会の積立金会計から支出しております。

10月3日、熊本県市町村自治会館で開かれた熊本県市町村総合事務組合議会定例会に出席しました。熊本県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例ほか、議案が審議されました。

10月23日、24日の両日、玉名郡玉東町及び和水町で開催された熊本県町村会議長会理事・郡事務局長合同会議に出席しました。令和8年度の事業計画及び予算等について協議してまいりました。

10月25日、天草市民センターで開催された天草幹線道路の早期完成を求める天草

島民集会に、議員の皆さんと出席しました。

11月8日、天草市民センターで開催された熊本県PTA連合会主催の熊本県PTA研究大会あまくさ大会に出席しました。

11月9日、志岐集会所で開催された苓北町制施行70周年記念式典に議員の皆さんと出席しました。

11月12日、東京、NHKホールで開催されました議長全国大会及び全国町村会館での県関係国会議員への要望活動、意見交換会に出席しました。

11月21日、天草広域連合で開かれた令和7年第4回天草広域連合議会定例会に出席しました。令和7年度一般会計補正予算、令和6年度一般会計歳入歳出決算の認定についてほか、議案が審議されました。

苓北町監査委員から、令和7年度8月分、9月分、10月分の現金出納検査結果報告書が提出されました。なお、資料は議会事務局に保管してありますのでご覧いただきたいと思えます。

以上で諸般の報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第4 行政報告

○議長（野崎幸洋君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出があっております。

町長。

○町長（山崎秀典君） 改めましておはようございます。

行政報告をさせていただきます。

まず、10月からこれまでの主な行事についての報告でございます。

10月5日（日曜日）に、町民体育祭を志岐地区は志岐小学校グラウンドで、富岡地区は富岡小学校グラウンドで開催をいたしました。

次に、10月9日（木曜日）から13日（月曜日）までの5日間、苓北町4窯元、天草市天草町2窯元が参加して、第36回天草西海岸秋の窯元めぐりが開催をされました。期間中、苓北町の窯元には2,200名の来客がございました。

次に、10月12日（日曜日）に、都呂々小学校創立150周年記念式典が都呂々小学校体育館で開催され、来賓や保護者の皆様など約180名の出席のもと、記念式典や全校児童による鼓笛隊の演奏発表などが盛大に執り行われました。

次に、10月15日（水曜日）に、坂瀬川地区と都呂々地区、10月16日（木曜日）には、志岐地区と富岡地区の敬老会を開催をいたしました。

次に、10月18日（土曜日）と19日（日曜日）の両日、2年ぶりに第8回志岐氏サミットを開催し、全国から志岐氏にゆかりのある皆様39名の参加のもと、志岐氏に

関する講演会、記念コンサート、参加者交流会、天草市新和町の麟仙宮などの史跡見学、志岐八幡宮秋の例大祭の見学などを実施をいたしました。

次に、10月25日（土曜日）、午前10時から天草市民センターにおいて、熊本天草幹線道路の早期完成を求める天草島民集会在開催をされ、天草地域内外から約350名が参加し、早期完成を訴えました。

次に、10月26日（日曜日）に富岡城百間土手一帯において第9回富岡城お城まつりが開催をされました。富岡城と富岡西海岸ウォーキング、熊本丸の体験航海、体験ペーロン、ステージイベント、富岡城物産展などが行われ、約2,600名の人出でにぎわいました。

次に、11月1日（土曜日）、午後2時50分から、苓北町町民総合センター前をスタート、苓北町麟泉運動公園をゴールとした、第13回苓北夕やけマラソン2025を開催をいたしました。4キロ、10キロ、ハーフマラソンの各種目に、遠くは北海道をはじめ、九州各県及び町内外の各地から、申し込み者649名のうち、当日は570名の参加をいただき、夕やけの中を力走をしていただきました。

次に、11月9日（日曜日）に、苓北町制施行70周年記念式典を志岐集会所において開催をし、金子恭之国土交通大臣をはじめ、多くのご来賓にご臨席をいただき、町政功労者の表彰と併せまして、日本サッカー協会名誉会長の田嶋幸三氏から、「苓北から世界へ」と題して、記念講演をいただきました。

次に、11月16日（日曜日）に、坂瀬川小学校創立150周年記念式典が坂瀬川小学校体育館で開催をされ、来賓や保護者の皆様など約210名の出席のもとに、記念式典や全校児童による学習発表などが盛大に執り行われました。

次に、同日11月16日（日曜日）には、都呂々木場地区で第20回天竺西遊記登山が開催をされ、登山者115名の参加のほか、地元特産品の販売が行われ、にぎわいを見せておりました。

次に、11月23日（日曜日）に、苓北町文化協会主催の第28回ふるさとふれあい文化祭が志岐集会所で開催をされ、会員20団体、延べ112名の皆様が、歌や踊りなど、日頃の練習の成果を披露されました。また、書道作品や俳句などの展示も併せて行われ、370名を超える観客でにぎわいを見せておりました。

次に、同日11月23日（日曜日）には、佐賀県唐津市において、出張！お城EXPO in 肥前名護屋城が開催をされ、今回、富岡城ブースを初めて出展をいたしました。お城EXPOエリアには約6,200名のお客様が来場され、全国のお城ファンの方々に、富岡城のPRを行うことができました。

次に11月26日（水曜日）と27日（木曜日）には、熊本天草間幹線道路の整備促進に係る要望活動を、天草市、上天草市及び沿線自治体の首長の皆様とともに、金子国

土交通大臣、廣瀬技監、杵掛道路局長をはじめ、国土交通省の幹部の皆様、並びに熊本県関係の12名の衆参の議員の皆さんに対し要望活動を行いました。

次に、11月30日（日曜日）午前8時40分から、天草灘地先を震源とした、震度5強の地震発生を想定した、津波発生の情報伝達訓練並びに避難訓練を実施をいたしました。また、今訓練に引き続き、坂瀬川小学校の建物火災を想定した消火活動、避難誘導、人命救助等の防災訓練を実施し、坂瀬川小学校の児童並びに教職員、地域の方々の参加のほか、苓北町ボランティア連絡協議会の皆様にも参加をいただき、非常食の炊き出し訓練も行い、これらの訓練を通して、相互協力体制の確立と防災意識の高揚を図り、ことができました。

これまで開催しましたそれぞれの行事に、議員皆様方には大変お忙しい中にご出席をいただき、誠にありがとうございました。

次に今後の諸行事についてのお知らせでございます。

まず12月7日（日曜日）には、東京都内のスクワール麹町において、関東ふるさと苓北会総会が開催をされます。苓北町から私並びに野崎議長、高戸副議長、山口議員、岩崎参事が出席をいたします。

次に12月11日（木曜日）には、午後3時から志岐集会所において、苓北町教育講演会が開催をされます。講師に、苓北町都呂々出身で、現在、文部科学省の教科調査官としてご活躍されている国立大学法人東京学芸大学准教授登本洋子さんをお迎えして、「ふるさと天草を愛し、未来を創る子どもを育てるために」と題してご講演をいただく予定になっております。

次に、12月13日（土曜日）、14日（日曜日）の2日間、雲仙天草国立公園天草地域指定70周年記念イベントとして、天草一周！あまいちグランフوند2025が開催をされます。

13日（土曜日）の下島コースは、富岡港をスタート・ゴールとして、140キロと80キロの2コースに130人の自転車愛好者の方々が参加をされることになっており、金子国土交通大臣や国土交通省の管理職の皆様にも参加をいただくことになっております。

次に、今年26日（金曜日）に役場の仕事納め式が済みますと、12月27日から1月4日まで年末年始休暇に入ります。

また、12月28日から30日までの夜間は、消防団による年末警戒が行われます。

年が明けまして、1月4日（日曜日）には、午前10時30分から志岐集会所において、苓北町二十歳のつどいを開催をいたします。なお、今回の対象者は65名となっております。

次に1月11日（日曜日）には、午前9時から農村運動広場において、苓北町消防団

の消防出初式を開催をいたします。

次に1月18日（日曜日）には、午後2時から八代市において、八代・天草シーライン構想推進大会が開催されます。

次に、1月24日（土曜日）には、午後1時から天草市民センターにおいて、島原・天草・長島架橋構想及び九州西岸軸構想推進地方大会が開催をされます。

次に、2月1日（日曜日）には、午前9時30分から農村運動広場において第13回健康づくり駅伝大会が開催をされます。

いずれの行事におきましても、議員皆様方のご出席、またご支援・ご声援をお願いをいたします。

以上、行政報告をさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） これで行政報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第5 一般質問

○議長（野崎幸洋君） 日程第5、一般質問を通告順に行います。

第18期苓北町議会における一般質問、質疑時間の制限時間1分前となりましたら、卓上ベルを鳴らすこととしております。具体的には、電光掲示板の残り時間の表示が「0」（ゼロ）となった時点を指します。議員におかれましては、時間内での質問、質疑に心がけてください。

通告1番、田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） おはようございます。

通告1番、6番議員、田崎です。私は、通告いたしました2点について、町長に質問いたします。

第1点の人口減少について。

我が町においては、1991年（平成3年）以降、「少子社会は国を滅ぼす」との認識のもと、子育て環境、特に保護者負担の軽減を中心に、少子化対策に取り組んでこられました。

しかしながら、全国的な少子化の傾向は一層強まっており、我が町における出生数も減少傾向になっています。

国勢調査における我が町の人口推移を見ますと、1947年（昭和22年）の1万7,071人をピークに年々減少し、1990年（平成2年）では、1万人を割り込み、2020年（令和2年）には7,114人まで減少しております。住民基本台帳による、2025年（令和7年）10月31日現在の苓北町の人口は6,064人（外国人を含む）となっています。

将来予測として、2037年（令和19年）には5,000人を割り、2050年

(令和32年)には3,537人、2070年(令和52年)には1,909人と予測をされております。

また、年齢階級別に人口の推移を見ますと、年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)は減少傾向にありますが、老年人口(65歳以上)は増加傾向にあり、2020年の調査では、初めて3,000人を超え、近い将来、老年人口が生産人口を上回る見込みとなっています。

出生数においては、2004年から2013年の10年平均が58.6人、2014年から2023年までの10年平均が33.8人、2023年には最少の11人となっています。

このように、人口の減少傾向は、出生数の減少と15～28歳までの若年層を中心とした流出が多いことが要因とされているようです。

高校、大学進学や就職時期を迎えた若年層の流出が多く、その後の流入が少なく、将来の結婚、出生などに、大きく影響を及ぼしているということです。

荅北町として、いろいろな対策を展開されていますが、出生率の回復のみでは、人口減少対策として、大きな効果は得られない。

そこで、若い女性の流出を止める対策が必要であると言われております。

若い女性の流出の原因の1つとして、ジェンダー・ギャップ(男女の違いによる格差)があると言われております。それを解消することが若い女性の流出を防ぐ1つの手だてと言われておりますが、現在、我が町の現状はどうなっているのか。そのことに対する考え方、対策はどうか。町長の考えをお尋ねいたします。

次に、農業振興についてお尋ねいたします。

国が進める地域計画についてお尋ねいたします。

この計画は、地域の農業の将来について、農業従事者や関係機関が話し合い、農地の利用方針を明確にすることで、農業従事者の高齢化や担い手不足といった課題に対応するため、10年後を目標に、誰がどのように農地を利用するかを定めた目標地図を作成するもので、本年3月までに市町村が策定することが義務づけられました。

我が町においても各地域において何度も会合を重ねられ、努力をされてきました。

担当の職員の皆様は大変だったろうと思います。

そこで、現在の進捗状況と今後の計画について、町長にお尋ねいたします。

また、鈴木農林水産大臣は、この計画は「机上の空論」で、国がお願いしたものだ、と発言されています。

私は、この計画が進んでいけば、素晴らしいものになると思います。山崎町長のご意見があればお聞きいたします。

以上、1回目の質問を終わりますが、答弁をお聞きして、一問一答方式において再質

問をさせていただきます。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の田崎議員の質問に答えさせていただきます。

まず1項目目の、人口減少についての、ジェンダーギャップの我が町の現状についてありますが、ジェンダーギャップとは、男女の性差によって生じる社会的な格差のことを言い、経済、政治、教育、健康といった分野で現れ、社会的・文化的に作られた性別（ジェンダー）に起因する偏見や、固定的な役割分担意識が背景にあるとされております。

ジェンダーギャップの主な側面としましては、経済においては、雇用機会、賃金、管理職への昇進などにおける不平等。政治においては、政治的意思決定の場における男女の代表制の違い。社会的・文化的側面においては、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識や、それに伴う無意識の偏見などが挙げられます。

なお、ジェンダーギャップの苓北町の現状について、このことを数値としてお示しすることはできませんけれども、苓北町におきましては、令和3年3月に苓北町長・苓北町議会議長・苓北町教育委員会教育長・苓北町農業委員会会長の連名にて「女性の職業生活における活躍の推進に関する特定事業主行動計画（第2期）」を策定しております。

また、令和4年3月には「第3期苓北町男女共同参画基本計画」を策定し、その重点目標に「あらゆる分野における女性の参加拡大」を掲げ、女性の職業生活における活躍を推進しているところでございます。

併せまして、令和7年3月議会定例会時の全員協議会における「第3期苓北町まち・ひと・しごと創生総合戦略」についての説明の中で、苓北町においては、若い女性の流出を止めない限り、出生率の回復のみでは人口減少の対策として大きな効果が得られないことをお示しをし、今後の取り組みにおいて基本的視点となるのは「人口の流入促進と流出の抑制」「若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる」などと定めまして、この基本的視点を踏まえた戦略として「第3期苓北町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した旨を説明させていただいたところでございます。

なお、第3期苓北町まち・ひと・しごと創生総合戦略における基本目標は、デジタルの力を活用しつつ「地域資源を生かした魅力ある仕事をつくる」「新しい人の流れをつくる」「町民が結婚・妊娠・出産・子育てしやすい環境を整備する」「町の知名度を向上させ、安心して快適な、魅力あるまちをつくる」の4点でございます。これを基本目標といたしております。これらの基本目標ごとに掲げる「基本的方向と具体的な施策」の推進と併せまして、先程申しました「女性の職業生活における活躍の推進に関する特定事業主行動計画（第2期）」並びに「第3期苓北町男女共同参画基本計画」に掲げる具

体的施策の実現に向け、引き続き取り組んでいくことで、女性の職業生活における活躍をさらに推進をしております。

次に2項目目の、農業振興についての1点目の、地域計画の現在の進捗状況と今後の計画につきましてでございます。

まず、苓北町地域農業経営基盤強化促進計画、略称、苓北町地域計画の作成につきましては、認定農業者、耕作者、行政区の区長さん、農業委員の皆様等の地域の実情に応じながら、集落座談会を16回開催をし、延べ289名のご参加をいただき、苓北町地域計画検討委員会及び公告案への意見聴取などの法的手続きを実施をしながら、今年、令和7年3月に町内9地区の地域計画、作成農地面積約284ヘクタールを作成をいたしました。令和7年度におきましては、令和6年度に話し合っていた町内9地区ごとの今後の農業の在り方をどうやったら実現、具現化していくか、皆さんの思いをどうやって形にしていくのか、地域の皆さんと一緒に根気よく話し合いを続けていくながら、できることからまずできる人たちで進めていきたいということで、今年に入りまして、勉強会を7月2日に志岐平野・三区地区を最初に、9月19日の坂瀬川地区まで、全地区において計6回、集落勉強会という形で実施をし、現在まで延べ51名の参加をいただいていたところでございます。この集落勉強会におきましては、地域計画に関する補助金制度の説明や、目標地図のブラッシュアップ、磨き上げの話し合い作業を行っていただきました。

さらに今後は、これら各地域で具体的な課題がございますので、この課題解決に前向きな地域等において、継続した勉強会を実施してまいりたいと考えております。

2点目の、鈴木農林水産大臣は「この地域計画は机上の空論で、国がお願いしたものだ」との発言につきましてのご質問がございました。これは10月22日、鈴木農林水産大臣の就任記者会見時における、地域計画に関連する発言内容についてのご質問であると理解をしております。農林水産省の会見時の発表概要によりますと、鈴木農林水産大臣は地元の山形県の大石田町というところで、大臣と同世代の生産者の意見と、上の世代のまさにその地域の中核と言われる生産者の意見が、将来この農地をどうするかについて全く意見が合わず、役場の皆さんはその間に挟まれて、どうしたらいいか分かりませんと、そういう言葉を素直に受けられたことによる、今後の農林水産省の対応として、農林水産省自身も第三者として現地に出向いて行って、それぞれの地域の人の立場に立って、本当に地域の将来はこうなるんだという、地域計画をもっと実のあるものにしたという、大臣就任時の地域計画に対する熱い思いと、地域農業に関わる皆様に対し、農林水産省としての姿勢を示すための発言であったのではないかと私は解釈をしております。

実際に大臣の発言を受けまして、農林水産省からは11月中旬に熊本県を通じて、我

が町にも連絡がございまして、農林水産省が芥北町の1つの地域に入り込んで、地域計画作成の事例収集及び地域それぞれの課題等について、意見交換会を実施したい旨の連絡をいただいております。現在その調整を町においても行っているところでございます。

芥北町といたしましては、地域計画の策定は、目標地図の作成や今後の地域農業の在り方を決めたことがゴールではなく、町内9地区において、地域の話し合いの場がまず設定できたこと、誰がどう農地を耕作しているかを把握できたことを第一歩として、今後これらのせっかくできました話し合いの場を引き続き継続させて、地図の完成度をさらにアップしていくことや、地域農業の課題解決を目指しながら、行政主体からの脱却も含め、持続可能な地域住民、農業者の皆様主導による取り組みができるように、話し合い組織作りを町として進めながらですね、農地利用の適正化や、耕作放棄地の防止、また、新規就農者の確保、そして人材育成に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、田崎議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） ジェンダーギャップの本町の現状については、数値としては示すことができないというような答えでございましたけれども、なかなか難しいことだと思いますが、このジェンダーギャップが、やはり若い女性の流出の要因であるということとは、町長はお考えでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） これにつきましては、公務の場合は私どもが把握しておりますので、賃金等については男女の格差はありません。ただ、民間の場合にですね、その男女格差があるのかどうかというのは調査ができませんので、そういった部分では数値を把握できないということでございます。ただ、その民間のレベルで男女間の賃金の格差層がもしあるのであれば、それはジェンダーギャップになるというようなことですので、やはり女性の就労機会を奪っているのではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） そういうこともですね、やはり調査をされて、やはり行政がいろいろ計画を立てていかれる中で効果がですね、出るような政策を、政策とか指導をですね、していただければと思います。ただ、こういう言葉とかあれが出てくるということは、まだまだ残っているんじゃないかと思えますけれども、やはりこの問題が、やはり、やっぱ若い女性が流出するというような、やはりそういった原因になりうることでしょいかね、町長。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） まずもってですね、やはりまず町内の職種、職場として女性が就労する場所があるのかどうかというのがまず第一点だと思います。私は選挙における公約の中でも挙げてたんですけども、苓北町は地域の医療・福祉・介護を支える施設が充実しております。そういった中ではやはり特にこういった施設では、やはり女性の就業者の方が多いということからすると、こういった場で、働ける場は十分にあるのではないかというふうに思っております。ただ、産業団体の皆様と意見交換会をした折にもお話ししましたけども、こういった医療・介護の現場でも担い手が不足しているということは十分にお聞きしておりますので、雇用の場はあるにしても、やはりその就労される人が少ないということがございます。そういった中でですね、まず、コロナ対策の折には、こういった施設に対して重点交付金を配分をしまして処遇改善を行いましたし、保育園につきましても、保育人材の活用に向けてですね、支援事業を実施してきたところであります。また最近では、現在天草拓心高校マリン校舎の魅力化事業の一環としてでも行っておりますけども、やはり今後ですね、社会人となる中学生・高校生に対してですね、やはり町内にもこういった職場があるんだということをごさね、やはり示す必要があるのではないかというようなことで、中学生・高校生向けのこういった医療・介護の現場の方々からの職業講話、こういったこともですね、実施をしていただくようお願いをしているところでございます。また、民間レベルではせんだって11月2日の熊日に載っておりましたけども、町内にあります苓北医師会病院さんの方が、むすぶマルシェということでマルシェを開催されまして、その中で聴診器等を使ったですね、医療機器等を使って体験を実施をされております。

こういった官民挙げて、町内にこういったやはり施設があるんだということをごさね、やっぱお知らせしていくことが、将来的に町内における特に女性の職場としてですね、就労の機会を考えていただく、そういった取り組みにはなるのではないかというふうに考えておりますので、引き続きこういった取り組みを町としても行いますし、民間がされる場合にも応援をしてみたいと思っております。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） いろんな取り組みをされてですね、努力されていらっしゃることは分かります。私は1つですね、気にかかりますのは、苓北町の振興計画の中でのですね、これはふるさとを考えるプランですかね、令和7年から令和9年度の実施計画書の中で、男女共同参画社会の形成の中で、目的の1つの中でですね、政策方針決定の計画の中で、男女共同参画の推進をしていくと。そういった中で、女性ですね、幹部の登用とか、いろんな委員の増やしていくというような計画がなされております。・・・今回学校訪問をしてみまして、各学校、5校ですかね、管理職が一応校長・教頭とおられますけれども、一応10人おられます中で、3人が女性の方でした。そういう状況

で、熊本県におかれましても、やはり女性の管理職の割合は14.9%と、天草市におかれましても22.8%。これ令和5年なんですけど、上天草市におかれても11.5%。まあ町内では、JAれいほくをちょっと聞いたんですけども、16%というようなことで、女性の幹部職の登用がされております。まだまだパーセントを増やしていくというような目標を持っておられます。この前聞いたところによりますと、苓北町は今のところ0%ということで理解してよかですかね。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） それは苓北町、町の職員の数値ということですか。

○6番（田崎 稔君） 職員、はい。すいません。

○町長（山崎秀典君） 残念ながら町職員はですね、現在は管理職はおりません。課長補佐級はおりますけれども、課長級はおりません。以前には室長が1名おりましたけれども、現在のところはゼロでございます。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） 言いましたように、ほかの職場は知りませんが、苓北町の役場の中ではそのような状況であります。しかしやはり行政がですね、やはり模範となって、先駆者となって、やっぱ皆さんのリードしていかなければならないという思いが、思いますが、やはりそういったことは、やはりいろいろな事情があると思いますが、やっぱ先駆者となって、やっぱ登用とか、やっぱ増やしていかなければいけないと思うんですが、その辺どうでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） この点は以前もですね、高戸議員でしたか、ご質問にお答えしたことがあったかと思っておりますけども、特段ですね、男女の区別をつけて管理職を登用していくという考えではありません。これはもう男女平等ですので、管理職にふさわしい職員がいれば管理職に登用するということでありますし、現在課長補佐にも数名女性職員もおりますので、ぜひ管理職を目指して頑張りたいと思いますし、私としても、ほかの自治体もですね、いろいろお聞きしますと、女性の管理職もいらっしゃいますので、ぜひ私は苓北町においても、女性の管理職の誕生を私も待っているという状況でございます。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） ありがとうございます、前向きな答弁。職業上ですね、性別差別をですね、目指す、差別化を目指す、解消を目指す、男女雇用機会均等法を40年前の1985年に成立し、今までいろんな政策を展開されてきました。本年、日本初の女性の首相が誕生されて、女性の直面する問題が解消することを期待したいと思います。

町におかれましても、このジェンダーギャップという言葉がなくなるように、若い女

性ができるだけ流出しないような、今後の努力をお願いをしたいと思います。

次に、第2点目の農業振興についてお尋ねいたします。今、国が進める地域計画について、本当に町の職員の方努力され、非常に良い計画を作ってもらっていると思います。大変な作業だったと思います。本当にお疲れさんだったと思います。そこで質問いたします。この作業がですね、国の認定はもう受けられたのでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（田尻 悟君） 国の認定はっていうご質問ですけれども、これは公告を行ったことが認定に当たりますので、受けたことになっております。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） そうすると、今の時点でもう国の支援をどんどん受けていけるということで理解してよかですかね。地域の集団と個人の支援があると思いますが、個人の資格の限定はあるのでしょうか。例えば年齢とか、面積とか、そういった縛りはあるのでしょうか。この国の補助対象になるに對してですね。

○議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（田尻 悟君） この地域計画自体につきましては、地域計画を受けたことによって、補助のいろいろな対象になるということで、現在各地域です、勉強会の折には、77の補助事業を地域計画と関連づけている補助事業であるということで説明をしているところでございます。まず地域計画を受けていない地域であると、なかなか補助が受けにくい制度になっておりましたので、例えば、例で言いますと、中山間直接支払いの交付金についても、地域計画の認定を受けていないと、その交付金が受けられないというような制度になっているところでございます。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） では、地域計画の中に入っておれば、年齢に関係なくそういった恩恵ちゅうか、そういった補助は受けられるということで理解してよかですかね。

○議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（田尻 悟君） 議員のご質問のとおりでございます。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） この計画によりですね、大規模、中規模、小規模、それぞれの地域における生産の体系の将来像が見えてくるものと思います。しかしやっぱり、いろいろ大型に、大型化になってもですね、生産者の手取り価格がですね、やはりないと農業の継続は難しいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 今、地域計画のことについてご質問を受けておりますけれども、農林水産省がですね、来年度の予算の概算要求で2兆6,580億円というようなこと

です、概算要求をされておりますけども、この中でもですね、やはりこの地域計画に基づく今後の農業の持続的な発展という形の中でですね、取り組みをされるということでございまして、今、田崎議員おっしゃるように、その中にまずやっぱり食料安全保障の強化ですね、米不足等もありましたし、海外からの輸出・輸入の制限等もございしますので、そういった中で、日本国内でいかにして国民の皆様の食料の安全保障に努めていくか、これがまず大きな第1点。

それから、先程言われた農業の持続的な発展であります。大都市はですね、人口が増えておりますけども、地方は人口が減っているという状況の中で、やはり農業、野菜でありますとか、米でありますとか、水産物でありますとか、そういったところの国民の食料を担うのはですね、やはり地方でございまして、地方については、やはりその食料を生産地だということですね、支援をですね、拡大していただきたいというようなどころの中で、私たち町村長の会でもですね、全国的なレベルで要望をしているところでもあります。併せまして、やはり担い手が不足しておりますので、この不足する中で、いかにして農業を継続させるか、そういった部分では、農地の集約でありますとか、スマート農業の推進でありますとか、そういったところも含めた中で、持続可能な農業を進めていくという形で、国のほうでは現在準備が進められておりますので、具体的な計画づくりもですね、これから始まってまいりますので、その国の計画の中身も十分にこちらも留意しながら、来年度の取り組み、特に地域計画から生まれた新たな各地域の取り組みについて、補助事業等を活用しながら支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） ありがとうございます。町長の言われること分かりますけども、生産現場はですね、そのようにして生産をするということで、やはり農家にすれば、やはり適正価格をですね、ぜひ維持してもらいたいというような考えで、そういった大きな予算をそっちのほうに回すことができないのだろうかですね、考えます。やはりそんな生産現場のほうにばんばんやっても、今度国のほうではいくつかなですね、これは私もこの地域計画が成功するためには、そういったことをしなければいけないということで質問をしたいと思っておりますけれども、適正価格形成に関する協議会ができておると聞いております。そのワーキンググループが検討されているのは、牛乳、豆腐、枝豆、米、野菜となっております。その野菜の中でもですね、ピーマン、大型トマト、キャベツ、タマネギが今上がっていると聞いております。そういった中で、私たちの苓北の特産のレタスが入っていないことが、やっぱ非常に残念だと思っております。ただ、これは野菜の価格安定制度に入っておりますので、保証基準額ですね、を上げてもらうようなですね、国にお願いを、本当に再三ですね、もう町長も私も議員になってから

どんどんお願いをして、やっていますけども、なかなか実現しない。このやっぱ、これをやっぱ実現させてもらわないと、やはり苓北町の農家がですね、今一生懸命大農家は頑張っていて契約をしてやっておりますけれども、やはり厳しい状態なんですよ。それでまた、中核、小規模農家もですね、本当にもうやめていくような状態なんですよ。ぜひですね、やはりこれを機会にですよ、野菜の価格のですね、安定制度をですね、保証基準額をですね、上げてもらうように、やはり再度ですね、頑張ってもらうようお願いをしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） その点につきましてはこれまでもですね、議員の皆さんと共々に国会議員にもですね、要望しているところでございますけども、せんだつてもですね、東京で会議があった折に藤木国会議員にお会いしました。藤木議員は今回参議院の農林水産委員長に就任をされておまして、以前からですね、昨年私どもが行ったときにも面会をしてですね、その話をさせていただきましたけれども、特に価格形成の問題につきましては私たちが強く訴えておりますし、藤木委員も十分ご承知でありましたので、せんだつてもそのようなお話をしました。それから葉物野菜につきましても、今田崎議員がおっしゃったように、レタスがどうなるんだというお話もさせていただいたところでございますけども、やはり先程申しましたように、やっぱり日本を支える地方の生産地を大事にしていきたい。それから、やはり輸送コスト等もやはり地方だと高くかかる。そういった部分も含めた中でですね、適正な価格形成をぜひお願いしたいという旨はこの前、せんだつてもですね、お話をしてきておりますし、今後も引き続き継続して要望を重ねていきたいと思っております。また来年は町議会の皆様とご一緒に要望もしたいと思っておりますので、併せてご支援をお願いできればと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） ありがとうございます。今度また農林水産省から指導に来られるそうですけど、そのときにもやっぱ強く強く訴えていただきたいと思っております。そういったことをどんどん言っていけないとなかなかですね、国も県も動いてくれませんので、特にやっぱ、もうどんどんもう差し迫っておるわけですよ。もう遅れろば遅れるしこ、やはり今年もレタスも苓北の志岐平野にいっぱい植わっておりますけれども、価格がどうなるか、その価格次第でですね、やはり農家が減っていくんですよ。それをやっぱ見て、やっぱ悲しい現象なんです。やはり価格はちゃんとすれば、やっぱまた頑張ろうという気持ちになっていきますので、いろいろ頑張っておられると思っておりますけど、またですね、一段とギアをアップして、よろしく願いをして、私の質問を終わります。以上です。

○議長（野崎幸洋君） これで田崎稔君の一般質問を終わります。

通告2番、倉田明君。

○7番（倉田 明君） 通告2番、倉田です。

通告の、陸路及び海上交通について、質問させていただきます。

八代・天草シーラインや、三県架橋構想などの実現に向けて、これまで長きにわたり、多くの関係者の各位のご尽力、ご努力に対し、改めて感謝と敬意を表するところがございます。

そして今回、町長の見解をあえてお尋ねするのも、一時的とはいえ、国道の法面崩壊で天草は孤立化し、人や物流が途絶え、日常生活に支障が生じたところがございます。

近年の異常気象等による自然災害の多発する傾向の中、一刻でも早く事業化をと思い、構想に係る自治体の長という立場のもと、質問をさせていただきます。

ご承知のとおり、今年8月10日深夜から11日朝にかけての記録的な大雨で、国道266号上天草市松島町合津の天草五橋2号橋と3号橋の間の法面崩壊で、11日7時から24時頃まで約17時間全面通行止めとなり、迂回路のない天草上島と下島が一時孤立状態となりました。

また、同日国道324号上天草市松島合津から今泉付近は冠水のため、11日16時30分から12日17時頃まで、約24時間全面交通止めとなりました。この区間の迂回路として、松島有料道路を無料開放され、孤立を回避することができましたが、民家など214戸床上浸水、184戸が床下浸水の被害に見舞われました。

資料等によると、天草五橋を経由する熊本天草幹線道路は、平成6年12月地域高規格道路として計画路線に指定され、旧本渡市と熊本都市圏の全長約70キロメートルを90分で結ぶ幹線道路として整備され、現在、計画のうち約18キロ、約4分の1程度が供用されております。

また、平成元年に設立された、八代・天草架橋建設促進期成会は、平成15年には八代・天草架橋建設促進民間期成会を設立され、令和元年八代・天草シーラインの名称とし、令和3年、熊本県の新広域道路交通計画、また、国が策定した、九州地方新広域道路交通計画において、構想路線に位置づけられ、熊本県南地域と天草地域をつなぐ約8キロの海上架橋で、八代～天草を車で約8分で結ぶ、所要時間の短縮はもとより、九州広域圏のネットワークを形成し、産業、観光、救急、災害などに大きな期待が寄せられ、その実現に向け活動が続けられております。

また、島原・天草・長島三県架橋構想から今年で47年。昭和53年、鹿児島県総合計画に長島～天草の架橋建設が盛り込まれたのが始まりで、昭和61年、熊本県総合計画で、鬼池～口之津、牛深～長島架橋構想が。そして翌年、62年には、九州沖縄知事サミットにおいて、島原・天草・長島架橋構想の推進を確認され、正式に架橋構想が動

き出しております。そして、昭和63年には、三県と各地元期成会などで組織する、島原・天草・長島架橋建設促進協議会が発足し、平成10年には、国が作成した第5次全国総合開発計画に、島原・天草・長島道路など、全国で6ルートが計画されました。これらは長崎県、熊本県、鹿児島県においても、産業、観光、経済、防災面などから大きな効果を望まれております。

しかし、道路特定財源の使途などへの批判の高まりを背景に、国土交通大臣が平成20年4月、調査中止を明言し、事実上の凍結となり、現在の架橋構想は、平成27年策定の国土形成計画で、長期的視点から取り組むと位置付けられております。

そのような中、今日まで推進大会や協議会などが開催され、昨年12月には八代で令和6年度八代・天草シーライン構想推進大会、今年1月18日は、牛深で島原・天草・長島架橋九州西岸軸構想推進大会が開催され、約560人が参加されているようです。

いずれの計画も道のりは大変厳しい状況下ではありますが、そこで1点目に、八代・天草シーライン構想、及び2点目に、島原・天草・長島三県架橋構想について、町長の見解をお尋ねいたします。

次に、富岡～茂木航路のフェリー運航についてでございますが、天草を取り巻く海上航路も、近年の利用客の減少と資材、燃料等の高騰で、航路によっては、経済的に大変厳しい状況下にあると思われれます。

天草の海上交通史によると、この航路は昔から富岡港を起点として海運は開け、肥前、肥後、筑後、薩摩など各主要港を航行し、明治初期には富岡・茂木間は定期航路として、また、明治30年には富岡港から、石炭船は愛知県瀬戸地方にも運行されているようです。

近世においては、昭和44年から茂木～富岡航路に自動車航送船「潮路丸」が就航するなど、時代の変遷の中、安田汽船株式会社が運航するフェリー「れいしゅう」は、平成16年11月30日で廃止されました。その後、同会社の高速船を運航されておりましたが、平成18年4月1日から町有フェリー「きずな」の就航に伴い、同会社は苓北町の指定管理者として運行されておりましたが、燃料費の高騰、新型インフルエンザの流行など利用者の減少で、平成23年9月でフェリーは廃止。その後、同会社は海上タクシーを運行されておりましたが撤退。後を引き継いだ苓北観光汽船株式会社は、平成26年4月から同会社所有の新造船「きずなⅡ」の高速船が就航し、現在に至っております。

この航路は言うまでもなく、昔も今も日常生活の海上道路であり、今後とも維持し、発展していかなければならないと思っております。特に地方においては、陸・海・空の交通インフラの整備が必要で、これらが改善されないと、地方はさらに疲弊し、一段と

過疎化が進みます。地方は、国、都会にとって、共に重要な存在であります。

そのような中、令和5年5月、長崎苓北会総会で、鈴木長崎市長は挨拶の中で「茂木・天草（富岡）間フェリーを活かしたい旨」の話をなされました。それを受け、令和6年2月、山崎町長をはじめ、総務課長、商工観光課長は長崎市役所を訪問され、鈴木市長、金原公共交通対策室長との対応に、茂木町在住の山口市議、旧五和町出身の山下市議にも同席をいただいております。

その意見交換の中で、長崎市と苓北町を含め天草全体で取り組む広域観光の推進と、長崎～天草～鹿児島島の縦断ルートの活性化を図る必要があること。TSMCの進出や、福岡都市圏へのアジア圏域からの観光客増加を始めとした、インバウンド需要への高まりへの対応として、長崎と天草地方双方の個性を活かした観光地を回るルート設定が必要。また、元日に発生した能登半島地震を教訓に、防災や物流、海上輸送の対応が必要で、フェリー復活に向け、両市町間の交流をさらに活発化する機運が高めるなどを話し合ったとの報告を3月定例会で受けました。

その中で、3点目に、このフェリー航路の再開には多くの課題はありますが、実現に向け、官民挙げて広く取り組んでいく必要があると思っておりますが、町長の見解をお尋ねいたします。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の倉田議員の質問に答えさせていただきます。

ご質問のまず1点目の、八代・天草シーライン構想並びに、2点目の島原・天草・長島架橋構想についてでございますが、八代・天草シーライン構想は、県南・天草地域の連携を強め、新たな経済圏や観光ルートの創出、交流人口の拡大などの地方創生につながるものとして。また、島原・天草・長島架橋構想を含む九州西岸軸構想は、県境を越えた相互交流、連携を可能にし、産業・経済・文化・観光等のつながりを持つ新しい経済文化圏を形成しながら、地域の一体的な活性化を図る構想としてそれぞれ位置づけられ、構想実現に向け期成会等の推進組織が結成をされておりまして、例年、関係省庁等を招いての推進大会の開催、要望活動と併せ、地元の機運醸成のための取り組みがなされているところでありまして、只今倉田議員からご報告があったところでございます。

議員ご承知のとおり、それぞれの構想につきましては、国土交通省が策定をしました九州地方新広域道路交通計画において、構想路線として位置付けられているところでありますが、本計画はおおむね20年から30年間を対象とした中長期的な視点で検討されたものでございまして、構想路線とは、高規格道路としての役割が期待されるものの、起点・終点が決まっていないなど、個別路線の調査に着手している段階にない道路という形になっております。

このことから、熊本天草幹線道路がまず同計画の一般広域道路として着実な進捗が

見られる中に、これに加えまして、島原・天草・長島架橋、八代・天草シーライン等の構想路線を含め全ての計画路線に、国において一様の予算付けがなされることは、全国各地域において道路予算の要望が今なお多数出されている状況においては、国の財源確保からも大変厳しいものがあるということを現状では考えざるを得ないというところでございます。

しかしながら、八代・天草シーラインにつきましては、熊本天草間幹線道路の区間の天草五橋の2号橋から5号橋までの第2架橋はまだまだ時間がかかるとも思われますので、その代替ルートとしても期待をできますし、三県架橋についても長崎から鹿児島をつなぐルートとして今後ますます期待されることから、これらの架橋構想の実現に向けましても、行政主導の組織や民間主体の組織とも連携を図りながら、引き続き、長い道のりではありますが、構想実現に向け、地道ながらも一歩ずつ歩みを進めていく必要があるものと考えております。

今年度も、来年1月18日に八代市で、八代・天草シーライン構想推進大会が、そして1月24日には天草市で、島原・天草・長島架橋構想及び九州西岸軸構想推進地方大会が開催をされますので、議員の皆様にもぜひご協力をお願いをいたします。

次に3点目の、富岡～茂木航路のフェリー運航についてでありますけれども、この件につきましても、これまでも倉田議員をはじめ、議員の皆様方に高い関心を持っていただいております。直近では9月議会で浜口議員の質問にお答えをさせていただいたところでもありますけれども、改めて本日までの状況も含めまして、お答えをさせていただきます。

フェリー復活につきましても、昨年2月に長崎市長をはじめ、一部の長崎市議会議員の皆様とも意見交換をさせていただきまして、今後さらに、長崎市と苓北町を含む天草地域全体で取り組む広域的な観光の推進と、昨年元旦に発生をしました能登半島地震を教訓として、防災や物流、そして海上輸送に関する対応の面からも必要であることを、市長とですね、お互いに確認をさせていただきました。また、天草市議会の質問の中で天草市長の答弁においても、長崎市及び苓北町の取り組みに連携して協力していきたい旨の答弁もなされているところでございます。

最近の動きとしましては、9月に天草市そして苓北町の関係者も関わるイタリア&天草、イタリアと天草、新しい友情プロジェクトの一環としまして、バチカンの大司教一行が、苓北町を含む天草を訪ねられまして、今後のカトリックの公式巡礼や、一般旅行者による長崎市から天草への聖地巡礼ツアールートについて、視察を実施をされております。このツアーが実現することとなりますならば、富岡～茂木港間のフェリーの必要性・重要性はますます高まっていくのではないかと期待をしております。

また、長崎市茂木地区との交流は、新たに企画をしましたグラウンドゴルフ大会が荒

天のため中止となってしまいましたけれども、11月3日の茂木地区ふれあいまつりには出店のほか、苓北中学校の天領太鼓も昨年に引き続き出演をし、交流を深めたところでございます。来年以降も継続してこういった交流も進めていく予定でございます。

茂木地区とはこういった更なる交流につきましても今後も意見交換を進めるとともに、天草市とも連携した長崎市との広域観光についても準備を進めておりまして、年明け早々には、天草市の地域振興部、観光文化部とともに長崎市を訪問する予定としております。9月議会に引き続き、苓北町は地理的にですね、熊本よりも長崎に近く、富岡港が長崎方面からの重要な海の玄関口となっております。

9月議会に引き続き、倉田議員、浜口議員をはじめとする複数の議員の皆様からも後押しをいただいておりますので、引き続きフェリー復活に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

以上、倉田議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 今、一般質問の途中でありますけれども、ここで11時まで休憩といたします。

-----○-----

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（野崎幸洋君） それでは時間前ですが、全員おそろいですので、一般質問を再開いたします。

倉田明君。

○7番（倉田 明君） ご答弁いただきましたが、昨年の12月5日、八代での令和6年度八代・天草シーラインの構想大会、そして今年1月18日の牛深での6年度島原・天草・長島架橋、九州西岸軸構想推進大会には参加させていただきましたが、これまで同様、こう言われてきておりますが、これらの構想が実現したら九州広域圏に人・物等の物流は言うまでもなく、やはり大きな経済等の波及効果があると。併せまして、幅広い地域住民の安心・安全がさらに増大するものと思われまます。

そこで、島原・天草・長島三県架橋のことについてでございますが、ちょっと質問するのもいかなものかと思いますが、今年1月、牛深大会での大会決議文の中に、3項目の柱がありました。その中の1つに、最初に天草・長島架橋及び島原・天草架橋建設に資する調査の再開、調査の再開とありましたが、この調査の再開というのは、平成20年、国交大臣が調査中止を明言され、事実上凍結されているその調査の再開ということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 倉田議員おっしゃるとおり、ちょうど民主党政権下の中で凍結をされました。その時点で動きが一旦止まっておりますので、その調査をまず再開していただくということでございます。

○議長（野崎幸洋君） 倉田明君。

○7番（倉田 明君） はい、分かりました。ということはもう平成27年に構想が、の構想がそのままということで10年余り、ちょっと失礼な言い方ですけども、あまり進展していないと。いろんな国会議員あるいは県会議員あるいは各首長さんたち非常にこう努力されているとは思いますが、やはり一段進むとか、非常に忸怩たる思いで対応されているとは思いますが、やはりもう脱皮してもらわないと、これどうも最近大会に行っても進んでないなあと思っております。ぜひですね、頑張っ、共に行きたいと思っております、特に町長にもよろしく願いをしておきます。そしてこの構想に長期的とか、中期的視点から取り組むと言われている中で、先程答弁にもありましたが、令和3年7月に初めてと思われませんが、おおむね20～30年という、年後、あるいは時期が示されたことは大きく前進したのかなあと思っております。併せまして、令和5年7月の国土形成計画は閣議決定され、さらに前進したように思いますが、その中で民間活用を視野に長期的視点から取り組むとされております。私が知る限りこの民間活用を視野に長期的視点から取り組むということはなかったような気がしますが、ある意味、素直に聞けば前進したように思われますが、私は逆にいささか前に戻ったような、私の個人的な感覚ですけども、そう思っております。

その点の動向について、町長のお考えをお聞きしたいと思っておりますが、非常に質問する内容も首長にするのも非常にいかなもんかと理解しております。繰り返しになりますが、令和7年の7月に、国土形成計画に閣議決定されたちゅうことは非常に喜ばしいことではありますが、この民間活用、これが非常に私は何かいよいよと思っておりますが、繰り返しになりますが、私的にはちょっとあまり前進していないと思っておりますが、その点について町長のお考えをお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） この点につきましては、例えば熊本天草間の幹線道路につきましても、行政主導の期成会と、それから民間主導の協議会という形で進めておりまして、これは官民挙げてですね、その道路の完成をお願いしてるんだという意味合いがあろうかと思っております。冒頭に申しましたように、産業とか経済、文化、観光、全ての面を活かしたですね、考えた中で、道路が必要なんだという要望でございますので、そういった意味では官民挙げて要望を重ねていくというのは、私は必要だろうというふうに思っております。そういった中では、先程もちよつと答弁の中で申しましたけれども、全国各地でまだまだ道路の要望がたくさんございますので、その中でいかに一歩でも二歩でも

先にこの要望についてお示し、国の方に興味を示していただいて、推進をしていこうということになっていただけるようにですね、やはり私どもとしては住民、それから民間も含めて機運の醸成を図っていく必要があるんだろうと思っております。

○議長（野崎幸洋君） 倉田明君。

○7番（倉田 明君） 今、町長が言われるように素直にといいましょうか、失礼な言い方ですけども官民挙げていくのはもっともなことでありますが、ぜひですね、やはりこう、やはり国主導と言ってはなんですが、やはり積極的にですね、国もリードしていただければと思っております。もちろん我々が頑張らなきゃいけないんですけども、その点、そういうことで理解していきたいと思っております。

もう1つお尋ねいたしますが、これまで長い間道路整備財源に充てられてきました、いわゆるガソリンの暫定税率が今年12月31日に廃止され、軽油に関しては来年4月1日に廃止されるということのようでございます。そのような中、先程も言いましたが、平成20年4月、いわゆる道路特定財源の扱い方に批判が高まり、国交大臣が三県架橋などの調査中止を明言されました。

今回、ガソリン等の暫定税率の廃止に伴い、ご承知のとおり、これまで道路財源等に充てられていました約1兆5,000億円。この不足が心配されるわけでございます。そういった中で、今後道路整備関係などが一層厳しくなるんじゃないかと予想されます。したがって、熊本天草幹線道路や八代・天草シーライン構想、そしてまた島原・天草・長島三県架橋等の影響について、町長の見解をいただければと思います。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） まずこの道路財源の一般財源化につきましては、先程申しましたように、平成20年、民主党の政権下の中で、コンクリートから人へというような政策の中でですね、そういったハード事業が切り捨て、切り捨てられたと言ったらおかしいんですけども、地方にとってはですね、切り捨てられたと思っておりますけども、そういったことが生まれております。

その中で、今回はガソリン税の税源、ガソリン税の分が廃止をされるということで、その分について今まで道路財源として充当してきた部分がですね、どうなるんだということにつきましては、せんだって行われました全国町村会の中でも重大なですね、要望事項ということで、国の方にもお願いをしましてまいりました。やはり地方にとりましてはまだまだ道路が必要なことと、やっぱり財源的には地方は厳しいという中では、特にやはりこの道路というのはですね、やっぱり国の、国と申しますか、日本の血管、大きな血管の大動脈ですので、そういった部分をやはり国がしっかり補填をするんだということが必要だろうと思っておりますので、そういった要望も強く重ねていきたいということでですね、要望はしておりますけれども、この財源の取り扱いについては、まだ国のほうで

協議中でございます、はっきりこういったものを充てるんだということは定まっております。そういった中で、例えばこの熊本天草間の幹線道路につきましては、令和5年度ぐらいからですね、補正予算も含めて令和5年度が80数億、それから令和6年度は補正も合わせて95億ぐらいの予算がついております。今年も当初予算では65億ぐらい、この後12月末に補正があげられますけれども、同じ、昨年度と同じぐらいかそれ以上ですね、予算がつくのではないかと期待をしておりますので、とにかくこの財源をですね、確保していくということがまず必要だろうと思っておりますので、来年度予算につきましても、やはり最低でも今年度の予算以上に確保できるようにですね、また私も国のほうにも重ねて要望を続けてまいりたいと思っておりますのでございます。

○議長（野崎幸洋君） 倉田明君。

○7番（倉田 明君） 町長が言われるように、この分の財源の確保はまだ見通しがついていないような状況下であるようでございます。いずれいたしましても、シーライン、あるいは熊本天草幹線道路、あるいは三県架橋等々のいろんな熊本、長崎、鹿児島を取り巻くやはりこの交通インフラ、これはですね、やっぱり一刻も早く整備しないと、やはりこれは地方は取り残されるっちゃうよりも、もう疲弊の方が早く進んでいくんじゃないかなろうか、工事よりも疲弊の方が、ややもすると進んでいくんじゃないかなろうかと危惧しているところでございます。そういった中で、町長が言われるように1歩でも2歩でもですね、前進するような、やはりことは大事であります、やはりですね、もうここで思い切ってもう3歩ぐらい進むんだという、やはりお互いそういう気持ちで、やはり今後も取り組んでいく必要があるんじゃないかなろうかと思っております。よろしく、共にお願いをしたいと思います。

次に長崎、茂木～富岡のフェリー航路についてでございますが、この件につきましては、山崎町長には日頃から大変ご苦勞いただいております。ありがとうございます。これまでも長崎市役所などを訪問され、また茂木町との様々な交流事業も行われ、今後もさらに取り組みれるということで心強く思っております。

先程答弁にもありましたが、天草市議会の方でも関心を持たれ、市長も前向きな答弁をなされているようでございます。そしてまた年明けには、天草市とも連携した長崎市との広域観光についても準備を進めておられるということで、そういった中で天草市の地域振興部長や観光部長とともに長崎市を訪問されるということで今後大いに期待をしているわけでございます。先程答弁にありましたが、せんだってバチカンの大司教一行様が苓北町、天草を訪れたということでございます。やはりですね、国内はもとより、やはり海外にもやはり目を向けて、幅広く取り組んでいく必要があろうと思っております。そういった中で、フェリー就航には言うまでもなく多くの課題、いくつもの壁を乗り越えていかなければなりません。そこで今後の状況次第では、機会を見てこの航路運行実現

に向けた官民による協議会、あるいは期成会的な組織づくりはと考えておりますが、町長の見解をお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 先程の答弁でも申しましたけども、まず年明けにですね、長崎のほうに天草市共々出向いて打ち合わせをやりたいと思っております。と申しますのはですね、このほど政府が広域リージョン連携というなことで官民が共同で取り組みます都道府県の区域を超えるプロジェクトをですね、国が後押しするというようなことが新たな枠組みができております。そういった中で九州においても、九州の知事会でですね、主要経済団体で組織、構成されます九州地域戦略会議というのがありますけれども、これが10月の中旬にですね、連携宣言を公表をされております。これはあの、今のところ関西と九州でこの連携宣言が公表されたということなんですけども、これはやはり、地域の枠組みを超えて産業でありますとか観光も含めてですね、推進していこうというような動きがございますので、こういった動きが出てまいりますと、具体的な計画の中に何を盛り込むかという話になってまいります。そういったことで、ぜひ私としてはこの計画の中に、このフェリーの部分もぜひ盛り込んでいただきたいなというふうに思っておりますし、1月の打ち合わせを経てですね、熊本県の木村知事にもご相談をしたいなというふうに思っております。これができますと、元来国の交付金でありますとか補助金は既存の行政単位という形になっておりますけども、これが広域的にできるとなれば、省庁の横断的な形でですね、交付金等もいただけるというなこともお聞きしておりますので、少しでもですね、やっぱり国の支援を受けなければどうしてもフェリーの復活はできませんので、こういった順序で、順序立てて進んでいければというふうに今のところは考えているところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 倉田明君。

○7番（倉田 明君） 貴重なお話をいただきました。やはりですね、やはりそういった国のプロジェクトといいましょうか、事業等にまた相乗りながら、やはりこう進めていかなければ非常にやはり、地方の自治体にとっては厳しい財源の中での運行、あるいはいろんな事業がされるわけですけども、ご承知のとおり、特にこの航路関係では、天草においては、主に天草を母港とした航路が、業者が6団体といいましょうか、6業者、代表的な航路運営をなされておりますが、ルート、あるいは航路によってはやはり非常に運営上、失礼な言い方ですけども、厳しい運営の部分もあろうかと思っております。ご承知のとおり、そういった中10月でしたか、牛深～蔵之元航路、これも一応補助対象になるということで報道がございました。ご承知のとおり、苓北町と牛深航路2点だけのようでございますが、やはりですね、なかなかやはりこのバスもですけども、やはり田舎にとってやっぱり交通インフラというのは大事であります、なかなかやはり

人口減少、交流人口等のやはり関係で、やはり利用が伸び悩んでいるというのはもう現状でございますが、やはりですね、それはそれとしてやはり踏み込んでいかないと、田舎はますますですね、取り残されていくような気がしているわけでございます。引き続きですね、町長はじめいろんな方にお世話になりますが、私たちも一生懸命ですね、後押ししていきたいと思っておりますので、今後とも引き続き、諸行事、事業等に邁進されるようお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（野崎幸洋君） これで倉田明君の一般質問を終わります。

通告3番、高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） こんにちは。通告3番、9番議員、高戸幸雄でございます。

議長より一般質問の許可を得ましたので、通告内容に従い質問を行いたいと思います。

さて、本町では、先月11月9日（日曜日）、町制施行70周年記念を挙行し、町長は式辞の中で、今後も苓北町の持続的な発展の歩みを止めぬよう、地域を支える人材確保と基盤産業の振興をはじめ、安心・安全のための防災・減災対策及び国土強靱化などの5つの重点事項を掲げ、取り組んでいく所存であると述べられております。

なお、今時期は令和8年度予算編成の第1回目の集約時期と思っております。以下の3点について質問を行いたいと思います。

まず1つ目に、人材の確保について。

私は、6月・9月の定例議会で町職員の処遇改善等について一般質問を行っており、その都度都度、令和8年度に向け取り組む姿勢の回答を得ているところでございます。それでは順次、この案件について質問を行います。

まず、令和8年度職員採用の募集があってございましたが、その結果について。併せて、その結果を踏まえ、今後の対応をお伺いいたします。

次に、給与改定について。私は、9月定例会で8月7日の人事院勧告の主たる内容を述べ、回答を得ているところでございます。このことを踏まえ、今12月定例会に町職員の給与改定が議案として上程されるものと解しておりました。

その後、10月10日、熊本県人事委員会から職員の給与等の報告及び勧告が行われ、同時に、人事委員会委員長談話も発せられております。

この談話では、月例給については、人事院勧告に準じた給料表の引き上げ改定を行ったとしても、なお民間給与との格差が残ることとなるので、人事院が勧告した俸給表の各号給与に一定の率を乗じた給料表に改定することを勧告がされました。

人事院職員の人事管理に関する今後の課題とし、多様で有為な人材確保・育成することに加え、職員一人ひとりが健康で豊かな生活を送る時間が確保されるよう、勤務環境を整備することなどについても報告がなされているところでございます。

なお、職員に対しては、今後も職員一人ひとりが改めて全体の奉仕者としての自覚を

常に強く持ち、公務員倫理の保持及び服務規律の遵守に引き続き努め、期待と信頼に応えていかれることを期待しますということを述べられているところでございます。

以上の委員長談話を踏まえ、いくつか質問を続けてまいります。

今回の給与改定については、熊本県では、国に準じた改定ではなく、相違した改定の勧告となったわけでございます。

本町・苓北町では、今回議案として上程された給料表改正についてどのように当たられたか、まずお伺いしたいと思います。

次に、職員の人事管理に関する今後の課題とし、職員一人ひとりが健康で豊かな生活を送る時間が確保できる勤務環境を整備するとありますが、当町・苓北町では、現在地域活性化の一環とし、以前と比較し多くの「イベント」が実行委員会の名称で開催されているんじゃないかと感じております。一度原点に戻り、検討再整理する必要もあるかと思いますが、いかがですか。

なお、「イベント」開催時の勤務体系に「代休」制が用いられているようでございます。私は「代休」制は必要最小限度にとどめるべきだと解しますがいかがですか。

また、町あるいは関係団体の実行委員会が主催する「イベント」の場合、確かに町職員は全体の奉仕者ではありますが、職員を役員・係として安易に位置づけるのはいかなものかと解します、検討を願います。

2つ目に、農地農業用施設災害復旧対策工事設計手数料の検討について。

現在、農地及び農業施設の災害復旧対策工事において、災害査定申請時の設計委託に要する費用とし、手数料条例が制定されているところでございます。

手数料の額は、賦課基準によって区分された額となっていることについては承知をしておるところでもございます。

直近3年間の実績とし、令和4年、1件。工事費214万5,000円、設計手数料3万4,931円。令和5年度、0件。令和6年度、2件。工事費246万4,000円、設計手数料4万1,796円。

工事費にはそれぞれ県補助金及び町補助金があり、受益者分担金は、補助残となっております。しかしながら、設計手数料には補助金制度はございません。工事施工箇所は3件いずれも中山間地域であり、圃場整備等は施工されておられません。今後も工事の施工箇所は、中山間地域の水田畦畔・法面の被災箇所と想像されるところでございます。中山間地域はご存じのとおり、平坦地域と比較すると作業効率が悪い状況でございます。よって、中山間地域農業振興対策とし、設計手数料条例の廃止を含めた検討を願いたいと思いますが、いかがですか。

最後に、令和8年度に向けての事業への取り組みについて。

町長は、安心・安全のための防災・減災対策及び国土強靱化を、重点取り組みの1つ

として掲げられておられます。その事業は、町単独事業をはじめ、国及び県管理の道路・河川海岸・港湾及び漁港など、多種多様に渡っており、私たち議会も町執行部と協力し、国及び県に対し要望等を行っているところでもございます。

令和7年度までの時限立法とされていた防災・減災事業が令和8年度以降も継続し、必要に応じ対象事業の拡充を図れることが提案されているようでございます。その成果を得る最大の機会が令和8年度ではないかと思えます。

要望事業全てが大切です。その中でも特段重要視されている事業についてご答弁を願いたいと思えます。

以上で私の最初の質問を終わります。答弁を得た後、自席にて一問一答方式により再質問を行いたいと思えます。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の高戸議員の質問に答えさせていただきます。

まず1項目目の人材の確保についての1点目、令和8年度採用職員の募集の結果について。また、その結果を踏まえての今後の対応についてでございますが、令和8年度職員採用に当たりましては、一般事務（高等学校卒業程度）が4名程度、一般事務（社会人経験者）2名程度、土木技師1名程度、社会福祉士1名程度、保健師1名程度、計9名程度の採用を予定し、令和7年7月1日から8月18日までの期間募集をいたしました結果、一般事務（高等学校卒業程度）に4名、一般事務（社会人経験者）に3名の、計7名の申込者がございました。

その後、教養試験及び事務適性検査による一次試験、作文試験と面接による二次試験を経まして、高校卒業程度3名、社会人経験者1名、計4名の内定者を決定したところであります。

なお、今後の対応についてでありますけれども、一般事務の高校卒業程度と社会人経験者と、今回申込者がございませでした土木技師、社会福祉士、保健師を合わせ6名程度を追加募集することといたしまして、11月21日発行の広報れいほくや町のホームページ等で現在募集を開始しているところでございます。

次に2点目の、今回議案として上程をしております給料表の改正についてでありますけれども、今回の議会に上程をさせていただいております苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国の人事院勧告に準じて改定することといたしております。

その理由についてであります。熊本県人事委員会の調査におきましては、従業員100人を超える企業を対象としておりまして、特に熊本県では県北地域ではTSMCをはじめ、関連企業が進出をしていることから、県勧告の適用性が高いと考えられますけれども、一方県南や、特に天草地域においてはTSMCや関連企業の進出の影響は限定

的であると認識をしております。

従いまして、給与水準の実態をより正確に反映している全国的な基準であります国の人事院勧告に準じて給与改定を行うことが妥当であると判断したためでございます。

また、隣接する天草市、上天草市の2市も、人事院勧告に準じて給与改定を実施する予定であることから、今回の上程に至ったところでございます。

次に3点目の、イベントの検討・再整理、職員の勤務の取扱い、位置付けについてであります。現在、実行委員会の名称で開催をされているイベントは、苓北じゃっと祭及び富岡城お城まつりがございます。

これらを含め、様々なイベントが実施をされている中で、令和8年度におきましては、4年に一度の産業文化祭や、国立公園編入して70周年の事業など、例年を上回る各種イベントの開催が見込まれておりますので、日程調整、あるいはイベントの見直しが必要だと判断をいたしました。庁内行事調整会議を設置をしまして、11月10日に第1回目の会議を実施をしております。

その中でイベントの日程調整でありますとか、若干の集約は行いましたけれども、再整理につきましては引き続き、この調整会議で協議、検討を重ねていきたいと考えております。やはりイベントに対する職員の負担が大きいのということで、これはかねてから私も思っておりましたけれども、イベントの見直しが必要だろうということは十分に感じておりますので、調整会議を行いながら、出来る限り職員の負担を減らすように努力をしてまいりたいと思っております。

また、週休日等に行われますイベントや、大会行事等に伴う職員の勤務の取扱いにつきましては、職員の勤務時間、休暇等に関する条例に基づきまして、内規を定めております。この中で、町及び教育委員会が主催又は共催する行事でありまして、役員やその担当に職員以外の協力者を得て行うものについては、いわゆる代休措置を取っております。これはイベントをする中で、職員は時間外、ほかの民間の方はボランティアだというお話もかねてからありまして、そういったところで、行事開催に対して不具合が生じないようにということで、こういった民間の方もお願いしてる場合につきましては、代休措置をとっているという状況でございますので、ご理解をいただければと思います。

また、実行委員会が主催をしますイベントにおきましては、実行委員会を構成する団体のやはり高齢化でありますとか、担い手の不足もありまして、従事するスタッフが減少していることもありまして、イベントに関わる、携わる役場職員の比率が大きくなっているということも現実でございますので、こういったところもやはり団体の皆様と十分お話をしながら、どうしたら持続的にこの事業ができるのか検討していく必要があるんだらうと思っております。

次に2項目目の、中山間地域振興策として農地農業施設災害復旧工事測量設計手数料

条例の廃止を含めた検討につきましてご質問をいただきました。

この条例は、昭和52年に条例として制定をされました。趣旨としましては、苓北町が個人又は共同及び農業団体より委託を受けて行う農地及び農業用施設の災害復旧工事の測量設計に要する費用に充てるために、必要な事項を条例に定め手数料を徴収しているものでございます。

測量設計手数料の額は、実施設計工事費を賦課基準としまして、0円から25万円までの部分が2%、25万円を超えて50万円までの部分が1.7%、50万円を超えて250万円までの部分が1.5%、250万円を超えて500万円までの部分が1.2%、500万円以上の部分が1%と手数料を定めておりまして、令和6年度発生の本事業における測量設計手数料は、議員が述べられましたとおり、2件分で4万1,796円の手数料をいただいております。測量設計業務に当たって支出した委託料60万円のうち約7%を手数料としていただいた実績となっております。

手数料につきましては、地方自治法227条に「普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる」と定められていることから、苓北町におきましても本条例を定めまして、手数料を徴収しているところでございます。

しかしながら、苓北町の基幹産業でございます農業生産を含む環境におきましては、先程から申しますとおり、高齢化や担い手、後継者不足が進む中で、耕作放棄地やイノシシ等の鳥獣害対策など、現在、地域計画の中で、効率的な取り組みを模索をしておりますけれども、農地農業用施設災害復旧工事において、再整備した農地にあつては、その後の耕作の継続による地域や、周辺の農地への環境保全効果も期待をされますので、ほかの自治体の農地農業用施設災害復旧工事に係る手数料でありますとか、工事分担金の状況も調査をしながら、本条例の廃止あるいは工事分担金への統合なども含めまして、検討してまいりたいと考えます。

次に3項目目の、令和8年度に向け事業への取り組みについてでございますけれども、国土強靱化の取り組みにつきましては、平成25年施行の「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づきまして、「国土強靱化基本計画」によりまして取り組みが進められておりまして、令和8年度からは、今年6月に閣議決定をされました「国土強靱化実施中期計画」に基づきまして、自然災害に強い国づくり・地域づくりの実現に向けた様々な事業が計画をされております。

苓北町におきましては、令和2年3月策定の「苓北町国土強靱化地域計画」に基づき、国・県とも連携をしながら、国土強靱化を図っております。その中で、国道や県道、県管理の河川、港湾など、県が管理をされます施設の整備につきましては、町から県に対し、必要な箇所について、町議会の皆様とともに要望を重ねているところでもございます。本年度は、国県道の改良や越波対策、急傾斜事業や河川浚渫など28件につきまし

て、文書による要望を行っております。そのうち、もう既に整備着手済みの継続の要望箇所が6件であります。また、まだ未着手の新規の要望箇所につきましても、22件を要望しております。

町といたしましては、これら全ての要望事項について、早期な着手、早期な完成を目指して要望をしているところでございますけれども、やはりその中では、やはり幹線道路である国道324号及び国道389号の整備・改良、そしてまた、防災・減災の面での志岐川、上津深江川の河川改修、また、安全な道づくりとしての、県道山間部の路面整備や法面対策などは、やはり特に早急に実施していただければというふうに考えております。

また、先程から質問もあっておりますけれども、国及び県において整備を進めていただいております熊本天草間幹線道路につきましては、渋滞緩和や産業振興、及び防災の面からも、緊急医療や災害時等における緊急輸送路として大きな役割を果たす極めて重要な道路であることから、引き続き整備促進の要望を重ねてまいりたいと考えております。

今後、苓北町におきましても、熊本地震のような大規模災害がいつ発生してもおかしくないという認識を持っておりますし、せんだっては阿蘇で大きなまた地震が発生をいたしました。国の国土強靱化に関する動向を踏まえながら、自然災害による被害を最小限に抑えて、迅速な復旧・復興へとつながる、災害に強く安心安全な地域づくりを目指して、引き続き努力をしてまいりたいと考えております。

以上、高戸議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） それでは、早速再質問を行いたいと思います。

まず、人材確保についてでございますけれども、職員採用の結果についてですが、この案件については以前も申し上げましたけれども、相手があつての結果ですから、ただただ残念というほかはございません。一番の原因は何だとお考えでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） やっぱり1つはですね、やっぱり今あの人件費等も上がっておりますので、賃金がですね、いろいろ上昇しています。特に熊本県下においては、T S M Cの関係もありまして県の市内、ここはやはり賃金が大きく上がっておりますので、そういった部分ではやはり、より高い賃金を求めて流れているという状況もあります。この募集に際してはですね、今回も副町長が頑張つて各天草郡市内の高校を回りましてお願いをしたところでもありますけれども、なかなかですね、この募集、まず募集が少ない、応募が少ないという状況でございますので、追加募集も今後行いますけれども、引き続きですね、地元の高校も含めてお願いをしてまいりたいというふうに思っております。ま

ず試験を受けてもらわないと採用まで至りませんので、そういった点ではできる限りのですね、努力をしてみたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） こういった状況がですね、ここ数年続いております。本当残念でなりません。そんなに悪い職場ではないと私は思うんですけども、致し方がないのかなあとと思います。

次に給料表の改定でございますけども、今議会に質問を行う前に、一部資料が間に合いませんでした。ので、あえて県の人事委員会委員長との談話をもとに一般質問を行ったところでございます。そのあと新しい資料を得ましたので、その資料をちょっと読み上げてみたいと思います。これあの、令和6年12月3日付けの地方公務員の給与改定等に関する取扱いという通知でございますけれども、この中では、地方公務員の給与改定についても地域の実情を踏まえつつ、国家公務員の取扱いを基本として対応する。これが令和6年度までの取り組みといたしますか、通知であったと思います。それから今年度、令和7年11月11日付けの同じく、関する取扱いなんですけども、ここが1つ違うんですよね。というのは、国家公務員の給与の改定についてという、ずっとありますけども、一番最後に、今までなかったことなんですけれども、都道府県人事委員会における公務員給与の調査結果なども参考に適切な対応を行うという通知があっていると思いますけれども、いかがですか。これはあくまでも確認でございます。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（宮崎良成君） 只今高戸議員が申された内容での通知がっております。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） 通知はあっているけれども、判断の結果が、今回上程された給料表、つまり人事院勧告の給料表となったということだと思います。部外者ではございますけれども、職員組合との交渉はどのようになっているのか、差し支えなかったらお教え願いたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（宮崎良成君） 職員組合との交渉へのお尋ねですけども、苓北町職員組合からは、令和7年10月16日付で要求書の提出を受けております。これに基づきまして、10月30日に組合側と協議を行いまして、今回の給与改定の上程に至ったところでございます。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） 組合との交渉も終わっているということでございますので、私ごとやかく言う必要はないと思いますけれども、できるだけ、初めてのけいだと思いま

す。県の人事委員会があえてですね、国の人事院勧告を上回るような通知を行ったということでございますので、できるならば、先程から何回も申されますけれども、職員採用もままならない事態でございます。できるならば、確かに隣接市町、上天草、天草市の給与体系も人事院勧告を基に提出しているんだということでございますけれども、小さな町でありますけれども、有能な職員を採用するためには、よかったですね、県の人事委員会の給料表を取り入れてよかったですね、致し方がないことだろうと思います。

次に、イベントにおける勤務の取扱いでございますけれども、私はですね、原則は時間外勤務が当たり前だと思ってるんです。というのは、人口減少が進む中、最近地域活性化と産業をマッチングしたですね、イベントが大いに流行っております。これはあの、ある意味すばらしい取り組み姿勢であると思っております。イベントの日程調整等に先程町長が述べられましたけれども、時間が要し、また今後とも検討するというのでございますので、ならばですね、なお一層イベントについては、一部を除き全て時間外だという方向づけはできないものでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 手当の関係はですね、当然その分時間外の勤務をしてるわけですから、時間外勤務だということでもありますけれども、先程も答弁しましたように、一般の方がボランティアで参加されてる場合もございますので、そういった方々とのやっばり関連もございますので、そこら辺は十分に検討する必要があるんだろうと思います。検討はさせていただきます。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） 公務員は全体の奉仕者であるということがよく述べられますけれども、いろんなことがあろうかと思っておりますけれども、できるだけ勤務については時間外をお願いしたいと思います。

次に、農災における設計手数料の検討でございますけれども、水田というのはですね、ある意味水源涵養の一役を担っているのではないかと私は思っております。そのためにも、この設計手数料の改廃については早急な検討を願いたいと思います。

関連で申し訳ございませんけど、農業用施設の中に、ご存じのとおり、河川に係る頭首工がございます。これが被災した場合、現状では設計手数料及び工事の分担金が自ずとかかってまいります。この場合には、利用者、要するに対象者が複数にわたるわけですよ。以前のように、その地区一帯がほとんど農作業に従事して耕作している水田ならばよかったですけれども、現状を考えると、ぽつんぽつんという具合に荒廃農地といえますか、耕作しておられない農地が見受けられます。その場合には、対象者が、誰と誰が対象者なんだということで、今後大きな問題になりかねるおそれがあると思います。

そうしますと、うちはもう納めきらんばいと、うちは田んぼも作っとらんもんねって言うとな、場合には、その頭首工そのものが被災しても修繕工事ができないという状態が発生するんじゃないかと、私はそこを危惧してるわけです。このことについて何かあったらお願いしたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（田尻 悟君） すいません、議員ご質問のとおりですね、頭首工の本体が被災した場合におきましては、設計委託手数料工事の受益者負担金が発生いたします。頭首工などですね、農業用の災害復旧工事の受益者数の採択につきましては、2戸以上となっておりますので、もし頭首工を1戸で管理した場合については、補助事業の対象となりません。2戸以上で施設利用者からですね、復旧の委託があった場合につきましては、設計委託料、設計手数料と、工事受益者の負担金をいただくこととなります。頭首工に限らずですね、農地の施設災害におきましては、そういった2戸以上という条件がございますので、設計手数料工事受益者負担金の費用効果を考慮した農地災害復旧をですね、断念されるケースも出てくるかと思っております。このような問題をですね、解決する部分ではございますけれども、先程町長から答弁をしましたとおりですね、各自治体の状況を調査しながらですね、苓北町の農業生産環境、災害復旧工事の実施に基づきまして、また経済、地域ですね、経済効果も考慮しながらですね、施設災害などの工事の受益者分担金については検討を進めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） 頭首工利用数のほとんどは中山間地帯なんですよ。ですから、複数でないと補助対象にはなりませんというのは分かっているんです。分かっておりますけれども、先程申しましたとおり、今後はその対象農家が負担金を払うときに、うちはもうそのままいいよという事態が発生するんじゃないかと思いましたが、その手順、対応の仕方というのを早急にですね、町としても取り組んでいただきたいと思います。最後の、令和8年度事業へ向けての取り組みでございますけれども、私は令和8年度、これがですね、一番の好機だと思うんですよ。大きな事業・・・のは。なぜかというところ皆さんご存じのとおり中央の状況ですよ。あえてどういうことだとは申しませんが、

それから、10月29日に広域本部と建設経済環境常任委員会で、要望事項についての話し合いを設定していただきました。このときに、私も参加した一員でございますけれども、私たち以上に広域本部の課長以上の方々がべらっと並んでおられて、議員が少ないということのようで反対だなあと思ったんですけども、できるならばこういった場合にはですね、議員の皆さん全員で、委員会ばかりではなく全員で参加し、要望等についてその場に直接・・・と思います。これは議会内部のことでございますので、この後

のいろんな議員の話し合いの中で、できるならば来年度といいますか、今後はそのように臨む検討もしていくべきだろうと思います。当面の課題といたしましては、先程町長からも答弁いただいておりますけども、とにかく国道324・389についてはですね、今の状態を継続して結構だと思うんです。ただ、一部の法面の崩壊がたびたび起こっておりますので、これについては早急な対応をとといいますか、事前にある程度の箇所の確認といいますか調査といいますか、それも必要だと思います。数少ない人員であろうと思いますけれども、事業課におかれましては、そういった場合に備えての対応方、検討方お願いしたいと思います。

私は1つの事例といたしまして、県管理の河川、道路の中で、例えば現在都呂々宮地岳線で、法面の崩壊に伴う調査という看板がなされております。これを一歩進んでですね、調査から実施へということで、令和8年度についてほかのところも一緒ですけれども、上津深江川の河川改修にしても、やっと上流部分で掘削、支障木の伐採等がなされました。これを引き続き令和8年度まで続けていただくよう、要望方お願いしてもらいたいと思いますけども、この点についてはいかがですか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 今、高戸議員からありましたように、県へのですね、要望も重ねておりますけども、今年はですね、ちょっとここ数年コロナ禍等もございましてできておりませんでしたけれども、今年の10月に天草広域本部土木と苓北町の土木の事業の調整会議を実施をいたしまして、町の要望を改めて伝えた上でですね、県のほうからも今後の対応等について説明をしていただき、協議をしたところであります。

その前にですね、その前には亀崎副知事がおいでになったときに亀崎副知事の方にも苓北町の事業の推進についてもですね、お願いをしたところがございますので、こういった要望活動を引き続き続けていながら、できるだけ早く早期着手、早期完成ができるように努力をしてまいりたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） それと共に、県管理河川の志岐川についてもですね、支障木と掘削をしていただきました。そうすると自然護岸といいますか、従来の野面で積んであった護岸の姿が見えてきたんですね。ですから土木課長、恐れ入りますけれども、その今の状態をですね、町でもう一度確認をしながら、言い方は適當ではないとも思いますが、災害が発生した折にはすぐさま県のほうに連絡し、対応に当たっていただく、その何て言いますか、手順といいますか、その確立をよろしくお願いしたいと思います。

最後に白木尾台地の法面崩壊ですよね。これは以前から問題になって、今そのままの状態になっております。この件に関しましては私もその工法について反対をいたしまし

た。しかしながら、今の状態をそのままに止め置くということについてはいかがなものかなと思っております。これについての今後の取り組みについて何かあったらお願いしたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（田尻 悟君） 白木尾台地につきましてはですね、大雨後にもですね、農地等の被災状況等をですね、調査をいたしているところでございます。前回の計画箇所のはうではですね、被災は発生しておりませんが、先般の9月にはですね、白木尾公園の前の町道小原線のはうで、小原2号線の終点部ではうで小さな崩壊も発生している状況でございます。背面の農地を含むですね、台地の所々からですね、海側に水が流れ出す部分がありまして、町長の先程の答弁でもありましたけれども、先の10月にはですね、天草広域本部と苓北町の土木事業の調整会議を実施したところで、その際にもですね、白木尾台地の地下水による崩壊保全対策につきまして、総合的なアドバイス及び支援につきましてですね、お願いを申し上げたところでございます。

またですね、農地の方については上部の耕作農地を保全するためにはですね、農地の利用の計画をしっかりと進めていく必要があるというところで、今年度、昨年度からですね、地域計画の中で話し合いを実施しているところでございますけれども、白木尾地区の台地をですね、絞りながらですね、農地の所有者、また利用者の方々を対象に地域計画の勉強会をですね、開催しながら、具体的なですね、方向性、保全の検討を当たっていきたいと考えております。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） 先程も申しましたけれども、私も一度反対した議員の1人でございますので、あまりこの問題についてとやかく言うことは差し控えたいと思っておりますけれども、あくまでも事業そのものには必要だと思っております。ですから、農林水産課長よろしくお願ひしたいと思っております。

以上で私の今回の全ての質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（野崎幸洋君） これで高戸幸雄君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため1時ちょうどまで休憩といたします。

-----○-----

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（野崎幸洋君） それでは時間前ですが、皆さんおそろいですので、休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

通告4番、錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） 通告4番、8番議員、錦戸俊春です。

先に通告しておりました2件について質問をいたします。

まず初めに、森林環境譲与税の活用についてです。

森林環境譲与税は、森林の適正な管理や保全を推進するため設けられた税金であり、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が制定され、これを受け「森林環境譲与税」と「森林環境税」が創設をされました。

この「森林環境税」の税込全額が「森林環境譲与税」として、国から都道府県や市町村へ譲与される仕組みで、授与された税金は、都道府県や市町村が森林の適正管理や保全と発展のために取り組みに活用することになっております。

背景・目的として、都道府県や市町村は森林環境譲与税を活用して、森林環境保護や発展を図るとされています。

森林の役割は、木材生産だけでなく、国土保全（水源涵養、土砂災害防止、防災機能）この地域環境保全、生物多様性の保全機能、文化保健機能などが挙げられています。

森林の機能維持のために、森林がその機能を完全に発揮するためには、適切な手入れが必要とされています。手入れが不十分な森林は、土壌保全や水源涵養の機能が低下した災害につながる可能性があります。間伐などの手入れによって、森林は本来の働きを取り戻し、持続的な豊かな恵みを私たちに与え続けてくれます。

森林管理・林業の課題として、人手不足、採算性の低さ、管理コストの過大が挙げられています。

適度に間伐することで樹木の成長を促し、土砂崩れや洪水の発生を防ぎ、倒木による自然災害も抑制されます。

荅北町は農林水産業が主産業でもあります。

現行での森林管理（整備）は、森林組合などへ委託され、人工林を維持管理されていますが、森林組合なども人材不足により、間伐・枯伐などの事業が進まない状況にあるのではないかと思います。

個人所有でその所有者が人工林の間伐・枯伐などを行った場合に補助対象になるのか、なるとすれば、面積・金額などの補助基準はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

次に災害防止、交通事故防止など、町民の安全確保のため、公道敷などに繁茂している支障木竹などを伐採し、的確な維持管理はできないか。

風雨、暴風などにより、インフラ施設などに不具合が生じる恐れもあります。適切な維持管理のため（送電線・電話線・ひかりネットワーク施設・外灯への支障など）支障木の伐採などはできないか。お伺いをいたします。

次に、苓北町就学支援金制度の充実について質問をいたします。

この件につきましては、令和6年9月議会においても質問をいたしましたが、再度質問をさせていただきます。

考え方に相違はあると思います。私はそのときに答弁をいただき、再質問にて答弁をいただきました。そこでその後、町民の方などで就学児のお子様を持たない人にもお聞きをいたしましたが、高校入学者全員にやはり入学祝金を支給するのは分かるけど、やはり町内にある高校入学者のみの方に祝金を支給するということは、町民として考えた場合には、公平公正に欠けるのではないかとということもありましたので、あえて再度質問をさせていただきます。高校入学準備金の見直しはできないかということです。

苓北町子育て支援施策として、諸々取り組まれていることについては、それぞれ感謝をされているところでございます。

高校入学準備金補助金については、町内の高校入学者の保護者の方は大変喜ばれていることと思います。現行では一部の方のみ、いわゆる天草拓心高校マリン校舎入学者のみ3万円の支給となっていますが、高校入学する際は、どこの高校に入学するのも高くない費用はかかると思います。天草拓心高校マリン校舎入学者のみの入学者ではなくて、子育て支援の観点から、高校入学者全員への入学祝金として、同等の祝金を支給することができないかと思っています。自分の将来の進路を決めて、それぞれの高校を選択され、勉学に励まれておられます。

町内に立地する天草拓心高校マリン校舎の入学者を確保し、活性化を図っていくための制度は分からないでもありませんが、同じ町民に対し、公平公正に欠けるのではないかと思います。私は高校入学者全員に、同等の高校入学準備金補助金として支給すべきではないかと思っています。お伺いをいたします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の錦戸議員のご質問に答えさせていただきます。

まず1項目目の、森林環境譲与税の活用についての1点目、個人所有林でその所有者が人工林の間伐・枯伐などを行った場合に補助対象となるかにつきましては、森林所有者が自ら間伐などを実施する場合に、国及び熊本県、苓北町から補助金を受けるためには、まずは一定区域内の30ヘクタール以上の面積規模において、5年間の森林経営計画を作成し、認定を受け、森林環境保全整備事業の要件を満たした場合に、補助金を受けることができます。

苓北町におきましては、森林所有者個人では、森林経営計画の認定要件である面積規模の確保が難しく、森林所有者から経営の委託を受けた森林組合等が、経営計画を集約して作成し、森林環境保全整備事業等において間伐などを実施しているのが現状でございます。

森林環境保全整備事業の面積、金額などの補助内容は、1 施工地面積 0.1 ヘクタール以上、金額については、1 ヘクタール当たりの適用材積の容量により細かく標準事業費が設定されております。令和 6 年度の補助金実績値で林齢 48 年のヒノキを間伐、搬出した事例では、1 ヘクタール当たり、標準事業単価 60 万円で、補助金 54 万円を支出しております。標準単価に対する補助率は 90% で、その内訳は、国県からの 68%、町からの 22% を支援いたしているところでございます。

2 点目の災害防止、交通事故防止など、町民の安全確保のため、公道敷などに繁茂している支障木竹などを伐採し、的確な維持管理はできないかとの質問につきましては、令和 6 年度の対応実績で申し上げますと、令和 6 年度の森林環境譲与税 756 万 6,000 円のうち、約 63% に当たる 476 万 6,000 円を充当し、森林基幹道荅北天草線ほか 9 路線の林道、延長約 35 キロメートルにおいて、支障木の伐採、除草作業の林道の維持管理費に活用させていただいたところでございます。

3 点目の風雨、暴風などにより不具合が生じる恐れもある送電線などのインフラ施設の適切な維持管理のため、支障木の伐採はできないかのご質問につきましては、送電線施設につきましては、令和 5 年度において、九州電力送配電株式会社と森林環境譲与税を活用したライフライン支障木の風倒被害を未然に防止するための事前伐採に関する協定を締結しております。

これに基づきまして、令和 5 年度には志岐変電所付近、令和 6 年度には志岐ダム付近の倒木による断線の恐れのある箇所を伐採を送電線管理者において伐採を行い、その費用の 2 分の 1 の負担額を荅北町の森林環境譲与税を活用しているところでございます。

今後も、ほかのインフラ施設への支障木伐採等につきましても、危険箇所を把握しながら、限られた森林環境譲与税を有効に活用しながら、森林の適切な保全管理に努めてまいります。

次に 2 項目目の、荅北町就学支援金制度の充実についてでございますが、このことにつきましては、議員も申されましたとおり、令和 6 年 9 月議会においてもご質問をいただきました。

議員ご承知のとおり、天草拓心高校マリン校舎入学準備資金は、荅北町に立地する天草拓心高校マリン校舎への入学の奨励を主な趣旨として、町内の中学校からマリン校舎へ進学する高校入学生の保護者に対して、高校入学生 1 人について 3 万円を助成する制度でございます。

また天草拓心高校マリン校舎とは、本年 5 月 20 日「荅北町と熊本県立天草拓心高等学校との包括連携に関する協定書」を締結し、地域の発展及び高校の魅力向上を図り、地域創生を担う人材の育成について、連携・協力のもと推進しているところでございまして、町としましても、今後、義務教育学校の開校も見据え、更なる連携強化と後押し

を推し進めていく必要があると考えております。

子育て支援対策につきましては、令和6年度から保育料の完全無償化を始めとして、出会いから結婚、妊娠・出産、保育、教育、住まい対策まで、総合的な子育て支援対策を現在講じているところでございます。

また、国におきましては、来年度から私立の高校の授業料についても所得制限を撤廃して拡充をされ、支給上限額も現在の39万6,000円から45万7,000円に引き上げられることとなっております。

従いまして、高校入学準備補助金の在り方については、その助成金支給の目的並びに財源の見通し等も考慮しながら子育て支援施策を含め、また新たにですね、ゼロベースから引き続き総合的な支援メニューを検討してまいりたい、そういう時期にあると考えております。

以上、錦戸議員のご質問にお答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） それでは森林環境譲与税の活用について再質問をさせていただきます。

森林所有者が、個人での森林計画の認定は非常に難しい面があるようでございます。森林組合等が経営計画を集約して、間伐あるいは枯伐を現行では実施されております。

私が思うのは、これを個人で補助金、個人でもこん補助金の対象にならないかと思ったところでございます。森林組合がしても個人でも、仕事の内容というのは同じですよね。だから、その個人でもできないかなと思っているところでございます。制度的にそのようになっていけばこれ仕方ないことですが、森林組合なども個人の山林を管理するかですけども、やはり何ていうかな、間伐あるいはそんな枯伐、雑木を伐採などを実施するならば、もし、もう少し丁寧にできないかと思うわけですね。非常にこう見ると雑に感じるわけですよ。そこで制度がそのようになっていけばもう仕方ないことだと思いますけれども、やはり森林組合さんも人材不足で、山林の維持管理も厳しい面もあって、そういうような形になっているかと思えます。森林組合等に依頼して間伐あるいは枯伐又は雑木の伐採などを実施した場合に、いろいろこう、実施されたところの所有者の方々にお聞きしたところ、はっきり言ってですね、管理が悪いという意見が非常に多うございます。もう少し丁寧な仕事がしてほしいという話がいろいろ飛び込んでくるところでございます。

そこで、地域林政アドバイザーなどの配置を考え、適正な維持管理、指導などはできないか、お伺いをいたします。

○議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（田尻 悟君） 先程の議員の質問の中で、この間伐等の実施に当たっ

て、森林組合等の作業内容についてちょっと管理が悪いというご意見をいただきましたが、町の方についても管理の方につきましてはしっかり検査等を実施してまいりたいと思っております。なお、その森林アドバイザーの導入等につきましてはですね、この議員のご質問の中で、森林環境譲与税を活用しながら、そういった導入もできますので、今後引き続き検討してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） 現在その森林組合などが管理されておりますけれども、実際仕事を実施されるところには、この地域林政アドバイザーというのは存在されているのでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（田尻 悟君） 詳しくちょっとアドバイザーという名称がついていらっしゃるかわからないんですけども、森林組合の中に指導員がいらっしゃいます。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） そうすると、その指導員の方々は、いわゆる仕事かかる前、後あたりのその確認、そしてその間伐されたその状況あたりのチェックというのはされてるんですかね。

○議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（田尻 悟君） 作業に当たってはですね、作業をする班と、そういった管理をする班ということで分かれて指導はされていると思っているところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） アドバイザー、指導管理される方がどの程度見られるか分かりませんが、やはり同じその職場内といえですかね、そういうところだから大目に見られるところもあるかもしれませんが、実際その仕事された後を見るとですね、かなり雑かなて、それは失礼な言い方かもしれませんが、もう少し丁寧にされたらなというのがもう多々見受けられるとですよ。で、そういうのをやはり町のほうからも、やはり補助金を受けてされるわけですので、そういうところから個人でも補助金が受けられないかなっていう質問をしたところですよ。そういうな、その管理っていうのもやはり、まあ町で管理するってのは非常に難しいと思います。ですから、やはりその話をさせていただいて、その森林組合などにもですね、仕事をされるところに話をさせていただいて、もう少し丁寧な作業をしていただくような指導というか、話というか、していただければと思っておりますので、そこら辺はよろしく願いをいたします。

そういうのができるわけですかね。指導とか町の方からの意見は言えるわけですか。町の方からそういうふうなその、見てみられて、そん、いろんなその指導とか何かにつ

いてにやもう少し丁寧とか何か、その作業の内容について、町から補助金は、町から当然出しておりますので、そういうふうな意見は言えるわけですかね。町から。

○議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（田尻 悟君） 当然補助事業者ですので、しっかり監督意見は述べられますので、しっかり監督等も実施していきたいと思っています。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） それよろしくお願いいたします。それとあの、災害防止、交通事故などのですね、町民の安全確保のために、公道敷などの繁茂している支障木、竹などの伐採し、的確な維持管理ができないでしょうかというお尋ねの件ですが、基幹林道のみではなくて、ある町ではこの市道とかですね、町道の支障木の伐採を実施されている市町もございます。支障木の伐採はできるのではないかと思います。

山間部に行くと町道よりもですね、森林基幹道がよく管理をされてるように見受けられます。いわゆる森林環境譲与税の関係でそのようになっているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（田尻 悟君） 現状につきましては、森林環境譲与税を使いましてですね、林道の管理に当たっておりますので、それまで、林道まで行く町道の間ではですね、今のところ活用をしていないところが現状でございます。町道におかれましてはですね、普通交付税のほうで措置されておりますので、そういった事情もございましたので、今のところは林業の振興に当たる部分のみを環境譲与税として使用をしていただいているところでございます。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春。

○8番（錦戸俊春君） これはですね、私が調べたところではですね、私も林道しかできんのかなって最初思いよったんですよ。そしてずっと調べていったら、町道とか市道ですね、支障木があるからちゅうことで伐採された事例が出てきたっですよ。だから、こういうのができんのかなと思ってしたところで、これはですね、実際実施されたのはですね、和歌山県のみなべ町というところ、そして大阪府の池田市。ここはですね、写真入りでこうして管理をしましたちゅうことで載ってたんですよ。だから、この質問をちょっとさせていただいたんですけども、やはり山間部に行くとかかなり延長が長くてですね、全部ってのは難しいと思うとですよ、はっきり言って。ただし、そのいろんな管理していく・・・で、やはりそんな事故あたりが起こらないように、その道路の維持管理というのが必要じゃないかなと思うわけですね。そういうな中で、森林環境譲与税のこれを使ったところでの管理ができないかなと思って質問をしたところですよ。で、まあ実際できると思いますけれども、その考え方はちょっとすみません、お聞きをしたい

んですけど。

○議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（田尻 悟君） 現状においてはですね、やはり林道に通じる町道等にですね、管理を・・・ことにつきましては林業の役に立つっていう分からすると活用できるというふうに考えているところでございますけども、先程町長答弁しましたとおりですね、60%超のですね、費用をこちらのほうで使わせていただいておりますので、財源的なですね、余裕等を考えると、今のところそういった町道の管理まではできないのが実情でございますので、今のところはそのような活用の仕方をしているところが現状でございます。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） いわゆる道路の林道とですね、町道の使用、いわゆる使用頻度はどちらが高いかということをやはり考慮したところとするならば、やはり町道の方が利用度は高いんじゃないかなて気はするわけですよ。で、そういう予算の範囲もそれは今、課長の言わすようにあると思います。だからそのどっちに使うかっていうのはやはり研究をして、やはり通行に支障がないような、その頻度の高い方をですね、管理された方が私はいんじゃないかなと思います、いかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 当然ですね、町道の管理も必要でございますけれども、森林環境譲与税という考え方からすれば、やはり第一はやっぱり森林の維持管理の部分だと思いますけれども、そこは、要はその作文の作り方じゃないですけども、町道から林道に入る道路なんですよという考え方からすれば、その林道まで行く町道もですね、該当できるというふうには考えますけど、もう一度ですね、詳しい基準辺りも見まして、検討してまいりたいと思いますし、その部分で町道の部分ができるのであれば、今町道の部分は一般財源で賄っておりますので、それを森林環境譲与税でいくらか充当できる部分があれば、一般財源で扱う町道分がちょっと増やすことができますので、併せて検討してまいりたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） それはぜひよろしく願いいたします。先程言いました大阪とその和歌山、ここもちょっと調べていただければと思いますけどですね、私が調べた範囲ではこういうふうな形で載ってましたので。それと沿道ですね、樹木管理が適正に行われ道路の枝の張り出しとか枯れ枝の落下、樹木などにより、車両や歩行者が通行支障になることもあります。沿道には個人所有との関係もあり、管理が非常に難しい面もあると思いますけれども、公道の場合は伐採、剪定が必要になる範囲をやはり車道では高さが4.5メートル、歩道では2.5メートルとされているようでございます。通行に

支障があると判断される公道の管理が必要ではないかと思えますけれども、やはり全部が全部先程言いましたように、非常に延長が長うございますので、車道4.5というの  
は普通の幹線道路みたいなのがこの4.5メートル、歩道が2.5メートルということ  
だと思えます。で、やはりずっと見て回られてですね、やはり4.5メートル確保し  
なさいってにや、私はそこまで言いませんけれども、やはり通行に支障がないよう  
な管理はやはり町道として、していくべきじゃなかろうかなと思えますけれども、  
そこら辺いかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 今錦戸議員がおっしゃいましたように、山間、特に山  
間部を中心としてですね、支障木といいますか、周囲の民地から町道にはみ出して  
きた木の枝あたりがですね、実際に通行に支障を来している箇所は、ちょっとそう  
いうのがないようにパトロールなり作業をしなければならないんですけれども、今  
のところ多数見受けられる状況でありまして、で、それをやはりパトロールもそ  
うですけども、今やまびこ事業とかでもですね、町道の支障木の伐採をしたいと  
いうことで、そういう申請が上がってきている部分もありますし、一番は町の土  
木管理課の維持管理の予算で、そういうところをパトロールで見つけた場合に  
は4.5メートル・・・まで切れるかどうかはあれですけども、その道路の利  
用状況に応じた、支障のない範囲でですね、まず伐採をします。で、予算に  
限りがある中ではですね、そういったやまびこ事業でありますとか譲与税が  
使えるかどうかはちょっと今後の検討ということですけども、その辺のほ  
かの財源も含めましてですね、この支障木が少しでもなくなるという方に  
近づくようにですね、管理をしていきたいというふうに思います。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） それはもう、ぜひよろしく願いいたします。

それと山間部の公道でですね、よくこう繁茂している草をよく切られとる方が  
おられます。お聞きしましたら、まあ非常にありがたいことですけども、この  
見通しが悪くてですね、交通事故が起こらないようにと思って草刈りをし  
ておられますと言われておりました。私は感謝の言葉を交わしてきたところ  
です。

共同作業されているときには、共同作業でされる場合は補助制度が作られた  
ですね、今度ですね。いつぐらいからやったかな。制度がありますが、この  
ようにですね、自らいわゆるその、作業されている方には何らかの支援が  
あればと私はこう思っているところで、常々ですね、やはり燃料費が要  
ったり消耗品が要ったりするわけですので。例えばこのような事例がある  
場合は、各行政区の区長さんからでも申請をしていただいて、例えばこ  
ん草刈り機の刃はとかですね、油は別ですけど、草刈り機の刃とか  
なんかは消耗品ですので、やはり差し上げるような形ができればと思  
うんですけど、共同作業

にした場合は10メートルで、メートルでいくらやったですかね。何か確か規程があったですよ、補助の。で、そういうなことで任意でされてる場合については、何らかの形でお礼ばされろばなと思うんですけど、いかがでしょうかね。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 今現在住民の方ですとか、そういった道路の近隣の方々にですね、協力をさせていただいて、除草作業していただいた場合には、今現時点では道路愛護事業というのがありまして、100メートル当たり1,000円ですかね。の、それは主に、今実際に申請をさせていただいてる部分では区単位でですね、されてる場合が多い、個人の方でも2名以上であれば対象となるんですけども、それをその、僅かかも分かりませんが、そちらの方で油代ですとか、そういった部分の経費の一部にでもですね、させていただいているところですけども、それ以外の部分、全く足りないという声も直接も聞いたことがありますけれども、そのさらに補助金額をですね、上げれるのかどうか。それから愛護事業の謝礼金以外の、先程おっしゃいましたような草刈り機の刃とか油代とかですね、除草剤代とかあるんでしょうけど、そういったところについては今のところは助成をしておりませんが、ちょっと今後ですね、こういった形であればそういったボランティアの方々に少しでも経費をですね、補填できるのかということちょっと検討していきたいというふうに思います。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） これもうはっきり言ってですね、こういうふうな人たちは何も求めらっさんですよ。いただけんでしょうかとかなんかもですね。どれだけ消耗品、それはもう石に当てろば草刈り機の刃が飛んでみたり破損してみたりしますけれども、それをくださいとかなんかも全然思ってもおらっさんですよ。ただ道路も・・・環境整備して、やはり事故防止のために一生懸命してくれらっさんで、何らかの形でお礼ができんかなと思ったところで、一応、なんですかね、質問をさせていただいたところで。

本当ですね、この方々はもう本当任意で、ああ草が茂ったな、ならちょっと切ろうかなということですね、もうちょこちょこしよらすです。山間部に行くと、特にこれこういうふうな状況があるかと思います。ほいで、まあ確かにその集団でした場合の補助金、これもですね、紹介しました。集団ですればこういうふうなところがあるんですよということで、全部で集団でしたらどうでしょうかってしたけども、やはりもう自分たちで愛護作業をされているてな状況ですよ。で、そこに何らかの気持ちでもいいからできないかなと思ったところです。まあ、ぜひ今後、何かいい方法があれば検討をいただければと思います。

それと風雨、暴風などによりインフラ施設などですね、不具合が生じる恐れがあり、適切な維持管理などについて質問をさせていただきましたけれども、これはですね、電

話の誤報でですね、救急車が出動が、私が聞いた範囲内ではですね、半年ぐらいに2件の話をお聞きをしました。誤報で救急車が出動したということですね。その誤報の原因は私にはよく分かりませんが、お聞きしたところ、雨とか強風、支障木などによる原因があるのではないかとお聞きをしました。そのとき、出動してるときに、本当の救急要請があった場合、救急車はそこからまた帰ってきて出動しなければなりませんので、大幅なその遅れあたりが生じてくると思うとですよね。やはり、ならどういふような管理をせよばよかつですかというふうな形になろうかと思えますけれども、今後このようなことがないような維持管理は必要じゃないかなと思ってこの支障木の件については特に話をさせていただいたところで、で、やはり光の、光ファイバーの線とか、それですね、この電話の件については町のQTネットのほうに、光のほうで加入を変えられたらそういうふうなことはないんじゃないかなでしょうかねという話もしたことだったんですけども、電話じゃなくてですね。普通の、NTTの電話じゃなくて、そちらのほうに変えられたらこういうな障害というのは恐らく少なくなるんじゃないでしょうかという話をしたところだったんですけども、電話線あたりについては特にこういうふうなことがないような管理が必要じゃないかなと思っております。これは別に答弁は要りません。

それと次に、就学支援制度の件ですけれども、答弁で目的が天草拓心高校マリン校舎への入学奨励及び保護者の負担軽減を図ることになっていますが、先程も言いましたように、それぞれの方が自分の進路を決めて勉学に励まれているわけでございます。私が思うのは、高校入学者全員に、しつこいようでございますけれども、公正公平に負担軽減を図っていくべきではないかと思えますけれども、今後、先程の町長の答弁でまた全体的に見直さなければならぬということのようございましてけれども、今後、検討されていければと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 先程もお答えしましたように、国においてはですね、公立高校の無償化も既に行われておりますけれども、来年度からは私立の高校につきましても所得制限を撤廃した上で無償化が図られるということでございますので、これは今までの支援の在り方から全く変わってきますので、そもそもこの高校の入学準備に対する支援につきましても、ゼロベースからもう1回考え直したいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） はい、分かりました。この制度を続けていかれるのであればですね、違った角度で考えていただければと思います。今後よろしく願いいたします。

これで私の質問を終わります。

○議長（野崎幸洋君） これで錦戸俊春君の一般質問を終わります。

次に、通告5番、浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 通告5番、5番議員、浜口雅英。質問の相手は町長です。

質問形式は一問一答です。

質問事項、安心して住めるまちづくり。

質問要旨、過疎化自治体からの脱却。

近年の社会情勢は、人口減少と高齢化による若年労働者の減少という厳しい社会現象が見られます。

このことが引いては、地方自治体の人口減少につながり、過疎化、消滅自治体と呼ばれることになるのではないのでしょうか。

高度経済成長とは、1950年代中盤から1970年代初頭にかけて、日本が年平均約10%の実質経済成長率を記録し、急激な経済発展と国民生活の向上を達成した時代を指し、この期間、日本は戦後の混乱から脱却し、急速な経済成長を遂げました。

この時期私たちの苓北町では、国の農業振興施策によってミカン園等の造成に取り組みられております。国の行き違いも政策の行き違いも若干あったようですが、現在も地域の特産品として活躍しています。

さらに、平成7年12月には、九州電力苓北発電所1号機が営業運転を開始し、平成15年には2号機が運転を開始しております。発電能力は70万キロワットで、1号機2号機の2基では140万キロワットに達し、熊本県の電気エネルギー需要量の実に3分の2を供給することが可能と言われております。

先の議会の一般質問でも提起しましたが、熊本空港そばの自治体、菊陽町に投資額1兆2,900億円でTSMCが、これはご存じのように台湾の半導体企業ですが、2024年2月24日開所式を行いました。国も県も万全の対応をされることでしょうか。福岡から鹿児島までの陸路の交通インフラの高速化などが期待できます。これを機に、福岡港と茂木港間のフェリー就航を復活し、観光産業の充実を訴えましたがいかがでしょうか。

1956年、昭和31年、坂瀬川村、志岐村、富岡町に加えて、新たに都呂々村の1町3村の新自治体が発足しました。このときの人口は、人口が1万6,404人。

しかし、合併から10年経過した1965年、昭和40年の国勢調査は1万4,687人、世帯数は3,522所帯に減少していました。

そして1970年、昭和45年、苓北町は過疎地域指定に指定されました。このときの人口減少率は11.6%、財政力指数は、0.19でした。国勢調査による人口は1万2,445人、世帯数は3,241所帯でした。

熊本市と天草を結ぶ熊本天草幹線道路の早期完成が求められております。8月の記録的大雨で上天草市の2から3号橋、橋間や、宇土半島の国道57号、266号が一時通

行止めになったことから、天草は完全に孤立したとの声があり、能登半島災害を思い起こしました。さらに天草広域消防本部では、陸路が寸断され救助活動が難航したとの記録も残されているようです。

このような中で、国は1994年に熊本天草幹線道路を地域高規格道路の計画路線に指定されましたが、延長70キロメートルのうち、これまで18キロメートルが開通したにとどまっています。生活の安寧のために、直ちに高規格道路を完成させるべきです。

過疎自治体からの脱却を目指す手段は、人口減少の抑止力と思われまます。

町単独ではなく、国県を巻き込んだ大胆な施策と予算の確保によって、苓北町を過疎化自治体から脱却させるべきと考えますが、いかがでしょうか。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の浜口議員のご質問に答えさせていただきます。

質問の1項目目の、過疎化自治体からの脱却についてでございますが、1点目の富岡～茂木航路のフェリー復活については、この件につきましては、これまでも浜口議員を始め、議員の皆様方に高い関心を持っていただいております。直近では9月議会で浜口議員の質問に答えさせていただきました。また、本議会におきましても先程倉田議員のご質問にお答えしたところでございますけれども、改めてお答えをさせていただきます。

フェリー復活につきましては、昨年2月に長崎市長をはじめ、一部の長崎市議会議員の皆様方とも意見交換をさせていただきまして、今後さらに長崎市と苓北町を含む天草地域全域で取り組む広域的な観光の推進と、昨年元旦に発生をしました能登半島地震を教訓として、防災や物流、海上輸送に関する対応の面からも、必要であることをお互いに確認をさせていただきました。また、天草市議会の天草市長の答弁においても、長崎市及び苓北町の取り組みに連携して協力していただける旨の答弁がなされております。

最近の動きとしましては、9月に天草市そして苓北町の関係者も関わるイタリア&天草新しい友情プロジェクトの一環といたしまして、パチカンの大司教一行が苓北町を含む天草地域を訪れられまして、今後のカトリック公式巡礼や、一般旅行者による長崎市から天草への聖地巡礼ツアールートについて、視察を実施されております。このツアーが実現することとなれば、富岡～茂木間のフェリーの必要性・重要性はますます高まっていくのではないかと大いに期待をしているところでございます。

また、長崎市茂木地区との交流は、新たに企画したグラウンドゴルフ大会が今年度は荒天のために中止となってしまいましたけれども、11月3日の茂木地区ふれあいまつりには、出店のほか苓北中学校の天領太鼓も昨年に引き続き出演をさせていただきました。交流を深めたところでございます。来年以降も継続していく予定でございます。

茂木地区とは、更なる交流についても今後も意見交換を進めるとともに、天草市と連

携した長崎市との広域観光についても準備を進めておりまして、年明けには天草市の地域振興部、観光文化部とともに長崎市を訪問する予定といたしております。

苓北町は地理的に熊本よりも長崎に近く、福岡港が長崎方面からの重要な海の玄関口となります。

9月議会に引き続き、浜口議員、倉田議員をはじめとする複数の議員の皆様からも後押しをいただいておりますので、引き続き、フェリー復活に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に2点目の、熊本天草幹線道路につきましては、熊本都市圏と天草地域を90分で結ぶ90分構想の実現に向けて整備が進められております熊本天草間幹線道路は、熊本県内の高速交通ネットワークを形成し、円滑な物流や人流、災害時における道路ネットワークの充実はもとより、産業や観光振興など、地域経済の発展に大きく寄与する極めて重要な道路でございます、国及び熊本県においても、重点的に取り組んでいただいているところではございます。

令和5年2月に開通いたしました天草未来大橋におきましても、慢性的に発生していた天草瀬戸大橋周辺の渋滞が解消されるなど、大きな効果が確認されているところでもあります。現在国においては、熊本宇土道路、宇土道路、宇土三角道路を、熊本県においては、大矢野道路の整備に加え、令和5年度には本渡道路Ⅱ期が新たに事業化されるなど、少しずつではありますが、着実に整備を進めていただいているところでございます。

町といたしましても、この熊本天草幹線道路の整備促進につきましては、関係自治体である熊本市、宇土市、宇城市、上天草市、天草市と苓北町が連携をし、熊本天草間幹線道路整備促進期成会を設立をしております、早期の全線開通に向け、国土交通省や財務省、熊本県選出の国会議員などへの要望活動に積極的に取り組んでいるところであります。

本年度におきましても、8月8日に、午前には熊本河川国道事務所、自民党の熊本県支部、公明党の熊本県本部へ、同日午後には、福岡にあります九州地方整備局への要望を行ったところであります。そして8月20日から21日と、先日11月26日から27日の2回にわたりまして、国土交通省並びに財務省、熊本県関係国会議員へそれぞれ要望活動を実施をいたしました。

また、行政だけではなく、地域を挙げての機運を盛り上げるため、毎年10月に熊本天草幹線道路の早期完成を求める天草島民集会を実施をしております、今年も10月25日（土曜日）に、8回目となる天草島民集会が開催をされまして、天草地域内外から約350名が参加し、早期完成を訴えたところでございます。

今後も熊本県とも連携をしながら、予算確保に向けまして、国への要望活動をさらに

強化をしてみたいと考えておりますので、議員の皆様のご引き続きのご協力も重ねてお願いをいたします。

浜口議員のおっしゃるとおり、過疎化自治体から脱却する手段は、人口減少を少しづつでも抑えていくこととございます。そのため現在、交流人口・関係人口の拡大に向けたソフト、ハード両面の事業も併せて進めているところであります。フェリー復活も熊本天草間幹線道路も、過疎化からの脱却へ向けて必要かつ重要なインフラと考えておりまして、そのために各種の全国大会や協議会へ出席をいたしまして実情報告を行うとともに、また議員の皆様ともご一緒に関係国会議員、関係省庁への要望活動も行ってきているところでございます。引き続き議員の皆様のご助力をいただきながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続きよろしくをお願いをいたします。

以上、浜口議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 先程、国の高度経済成長にちょっと触れましたけども、具体的に苓北町ではですね、苓北町の先達者によって多くの開拓、パイロット事業とか、農業構造改善事業とかが実施されています。ほいで、この中では当初質問のときにもちょっと触れましたけども、何か農林水産省の施策はですね、何かころころ変わるらしい、自分たちが業務に就いとったときにも、農水省は猫の目やもんねとか何とかってそういう話もですね、反省会とか何とかで話をしていたことを思い出しております。

とりあえずここで今現在苓北町が取り組まれた、先達に取り組まれた事業は相当の数あります。全部でですね、これは町がまとめておられる資料なんですけども、121かいくらかあります。ほいでその中でやはり苓北町のミカンとかがですね、今も特産品として地域の経済を支えている状況もあるわけですので、今後も、今後に向けて町の執行部は、先達に見習った形で国の状況、情勢をよく掴んで取り組んでほしいと思います。

それから道路の件ですが、ここにですね、平成24年、2012年の3月に、県知事の選挙の告示がっております。ほって、「どうする地域の課題」としてですね、2012年知事選の抜粋がしてあるわけなんですけども、この中の見出しが、90分構想実現見えぬ天草、こういう見出しなんですよ。ほいでちょっと読んでみますと、「多くの島々が連なる天草地域、生活にも産業にも道路は不可欠だが、島と島とを結ぶ橋は1本ずつしかない。観光シーズンには渋滞が頻発する。カーブが多く、熊本都市圏まで時間がかかる。関係市町は防災面や急速搬送で不安。無論、県も手をこまねいているわけではない。1981年度の県総合計画で、熊本都市圏と県内9地区を1時間半で結ぶ90分構想を打ち出した。だが、・・・」ですね、天草市本渡と直線的に結んだ時間を短縮する熊本天草幹線道路だけでは大半が未開通のままです。ほいでこのときの天草市の安田市長は、交通、過疎の結果が個人所得の低さに表れていると感ずるというふうなことを訴

えておられます。さらに2025年、これは今年ですが、今年の10月26日の熊日新聞では、「天草幹線道路全線開通へ努力、金子国交省、島民集会で」として、8月の記録的大雨で上天草市の天草2～3号橋間や、宇土半島の国道57号と266号が一時通行止めになったことを受け、馬場会長、これは関係6市町で作る整備促進期成会会長が馬場天草市長になっております。ほって馬場会長は、天草は完全に孤立した。道路のダブルネットワーク化の重要性を認識したと訴え、災害時の代替路として早期整備を求めたということが記されております。そういうこともありますので、ぜひこの高規格道路は、当初質問しましたように、苓北町単独の動きも当然大事なんですけども、若干ちゅうよりも単独ではかなり厳しいと思います。何とか天草市、一番影響を受けるのは天草市と苓北、苓北町と天草市だろうと思いますので、ぜひ天草の市長さんとも十分手を握り合って早期完成に取り組んでほしいと思います。

それから、先程国道は今のままでいいけどもという話もちょうと今日のこの議会の中で出ていましたけども、国道も県道もですね、町道もやはり思い切り税金は突っ込んで、良くしてください。そうせんとですね、国道もセンターラインの引いてない国道なんですね、苓北町。ほって、にもかかわらず、これも再三を言うておりますが、九州電力の発電所があります。そこに、そこからは排泄物が持ち出されているわけですけども、やっぱりそういうところはですね、センターラインを引く。センターラインを引くちゅうことは路側も良くするということにつながってくるわけですので、そういうことも総合的に研究されて、一刻も早く苓北町を過疎化から脱却してほしいと思います。終わります。

○議長（野崎幸洋君） これで浜口雅英君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお明日は午前9時30分から本会議を開きます。

どなた様もお疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後1時54分



令和 7 年 1 2 月 3 日 (水)

(第 2 日 目)



## 令和7年第5回苓北町議会定例会会議録（第2日目）

令和7年第5回苓北町議会定例会は、令和7年12月3日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	田嶋 健司	2番	山口 利生
3番	廣田 幸英	4番	松本 良人
5番	浜口 雅英	6番	田崎 稔
7番	倉田 明	8番	錦戸 俊春
9番	高戸 幸雄（副議長）	10番	野崎 幸洋（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局長 松本康秀 書記 岩崎えり奈

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町長	山崎秀典	副町長	福田誠一
教育長	錦戸雅志	総務課長	宮崎良成
税務住民課長 兼会計課長	松村保則	企画政策課長	山下晃弘
教育課長	吉本英明	土木管理課長	松井徹也
農林水産課長	田尻悟	商工観光課長	稲尾浩二
水道環境課長	時田健一	福祉保健課長 兼健康増進室長	田尻康彦
行革デジタル対策室長	田中正彦		

8. 議事日程

日程第 1 一般質問

## 9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（野崎幸洋君） 改めましておはようございます。只今の出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

-----○-----

### 日程第1 一般質問

○議長（野崎幸洋君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を通告順に行います。通告6番、廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） おはようございます。通告6番、3番議員、廣田です。本日は町長に2点質問をしたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。まず1点。1点目、苓北町保健推進員について。

苓北町保健推進員設置条例によれば、苓北町民の健康増進と保健事業の推進を図るために、各行政区の区長により、その区民1人が推薦され、町長が委嘱するとあります。

その条例によれば、役務の提供に対する代償として、報償費、年額1万2,000円が支給されることとなっておりますが、苓北町保健推進員の報償の支給に関する規則により、均等割及び世帯割により算出した合計金額とし、その金額に100円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるとなっております。

均等割7割、世帯割3割とあります。

保健推進員には、主として次年度の町の健診・検診受診の該当区民の意向表を配布・回収し、町健康増進室につなげる役割があるようですが、町の状況を見てみると、一番少ない区で広報世帯数11、一番多い区で広報世帯数135となっており、120世帯程度の違いがあります。

均等割7割、世帯割3割となればどうでしょうか。具体的にどのように配分されるのかよく分かりませんが、この規則に基づくことで、保健推進員の実際の業務量の差が、報酬額に反映されていることになるのでしょうか。

それより何より、保健推進員に成り手がいない、その選任に苦慮しているという区もあるようです。

この保健推進員制度を廃止し、町福祉保健課健康増進室として直接町民につながる、直接町民の健康増進に寄与する、そこにはデジタル技術を駆使することなどを含み、検討いただきたく、山崎町長にお尋ねします。

次に、おたふくかぜワクチンについて。

子どもが生まれると、生後2か月から予防接種が始まります。

1歳になってMR混合、風疹と麻疹、風疹とはしかでございまして、が終わったところで、おたふくかぜはどのようにして任意接種、任意接種につきまして、接種するかどうかを受

ける側に任せる、なのかと思われる保護者の方も多いのではないのでしょうか。

おたふくかぜは、ムンプスウイルスの感染によって起こる感染症です。

突然の発熱、耳の下の腫れと痛みが起こります。通常1～2週間で軽快しますが、まれに無菌性髄膜炎、難聴、精巣炎などの合併症を起こすことがあります。

おたふくかぜを予防するには、ワクチン接種が最も効果的だと言われています。

標準的には、1歳になったら早めに1回目を、小学校入学前1年間で2回目を接種するようです（日本小児科学会推奨）。

その費用は医療機関にもよりますが、1回当たり5,000円～7,000円程度となっているようです。

1989年、平成元年から1993年、平成5年までの4年間、おたふくかぜワクチンはMMR混合ワクチン（風疹+麻疹+おたふくかぜ）として、定期接種化されていたようです。その定期接種化により、おたふくかぜの感染は減らすことができたのですが、副反応として、無菌性髄膜炎の発症率が高いことが問題となって中止されました。

おたふくかぜは、年齢を重ねるごとに重症化するようです。

日本ではおたふくかぜが原因で、年間5,000人（発症率0.5%）の子どもが難聴になっているとの報道もあります。

そういった中、2024年、令和6年3月24日付け、会社名は伏せますが、日本のいち製薬会社が、風疹と麻疹の混合ワクチンにおたふくかぜのワクチンを混ぜた3種混合ワクチン、MMRワクチンについて、厚生労働省に承認を求める申請を行ったとの報道がなされ、今後正式に承認されれば、およそ30年ぶりのMMRワクチンとなるとのこと。

その製薬会社が開発したのは、風疹と麻疹の2種混合ワクチン、MRワクチンに、世界で広く使われているおたふくかぜのワクチン株を混ぜたMMRワクチンだそうです。

このワクチンは、ウイルスの毒性を弱めた生ワクチンというタイプで、その製薬会社が2024年3月23日、厚生労働省に承認を求める申請を行ったと発表しました、とありました。

先述しましたが、国内では、風疹と麻疹の2種混合ワクチンは、小学生になるまで公費で接種できる定期接種となっていますが、おたふくかぜのワクチンは任意接種となっています。

接種の回数を減らすことで、接種する人の負担を軽減することが期待されるとされています。今回申請されたワクチンは、当時問題となった、無菌性髄膜炎の発症が極めて少ないとされていて、今後正式に承認されれば、およそ30年ぶりのMMRワクチンとなります、とありました。

このことにつき、国における承認、定期接種化は現在どのような状況にあるのでしょ

うか。

その状況にもよりますが、おたふくかぜワクチンが単体で任意接種と位置付けられる間、子育て支援の一環として、保護者負担助成を行うことを検討いただけないか、山崎町長に伺います。

以上2点、よろしく願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） おはようございます。本日もよろしく願いいたします。

只今の廣田議員の質問に答えさせていただきます。

まず1項目目の、苓北町保健推進員についてのご質問でございます。

苓北町保健推進員の皆様には、苓北町保健推進員設置条例に基づきまして、町民の皆様の健康促進と保健事業の推進を図るための活動を行っていただいております。

現在の主な業務内容は5月に、6月に実施をいたしております地域健診を受診される方々に対しての検査用品の配布と、1月に、翌年度に実施いたします地域健診に係る意向調査票の配布を行っていただいております。これが現在の主な業務でございます。

報償費につきましては、苓北町保健推進員の報償の支給に関する規則に基づきまして、その配分方法に基づきまして、均等割が7割、各所帯への配布実績数に応じた世帯割3割で計算をいたしまして、配分をさせていただきます。令和6年度の報酬の支給額では、5月と1月の活動による訪問配布で一番少ないところは配布所帯が11世帯で、均等割と合わせた支給額が9,000円。一番多いところは配布所帯が157世帯で、支給額が1万7,500円となっております。その差は、訪問配布で146所帯の差、支給額で8,500円の差となっております。

今回廣田議員よりご指摘をいただきましたので、改めてほかの報酬等との配分も比較しながら、業務内容、先程申し上げました業務内容を勘案をし、今後実績に見合った支給となるよう、再度検討を進めてまいりたいと考えております。

また、保健推進員制度の廃止についてご意見をいただきましたが、保健推進員の皆様には、顔の見える形で地域住民の方々と行政との橋渡し役となっていただいておりますし、町では現在、健康長寿のまちづくりに向けた健康ポイント事業などの健康づくり事業も推進しておりますので、引き続き保健推進員の皆様には、町民の皆様の健康促進と保健事業への取り組みにご協力をいただきたいと考えているところでございます。

次に2項目目の、おたふくかぜワクチンについてのご質問でございます。

まず、おたふくかぜの症状ですが、廣田議員も申されましたように、ムンプスウイルスによる全身感染症で、飛沫感染、接触感染後に、増殖したウイルスが全身に広がり、各臓器に病変を起こすもので、ウイルスの潜伏期間は、2から3週間とのことであります。

おたふくかぜワクチンは、ムンプスウイルスを弱毒化した生ワクチンで、1歳以上が対象となり、1回接種の任意接種となっておりますが、日本小児科学会では2回接種を推奨されておりまして、ワクチンの効果は80%程度と考えているということでございます。

平成元年度から平成4年度までの4年間、MMRワクチンとして定期接種化されましたが、無菌性髄膜炎の発症率が高いことが判明をし、国の伝染病予防部会の審議により、現在は定期接種を見合わせている状況でございます。

その後令和6年3月に、製薬会社がMMRワクチンの薬事申請をされておりますけれども、現在、国において薬事審査中でございます。

ご質問の、ワクチン接種の公費助成についてでございますけれども、町におきまして、県内自治体の助成状況を確認いたしましたところ、現在、公費助成を行っているのは県下の10自治体で、1回の接種に対しまして、3,000円から6,000円程度を限度に実施をされているようでございます。

荅北町といたしましては、先程も申し上げましたように、現在国におきまして、MMRワクチンの薬事審査中でございます。定期接種化についても再検討が続けられておりますので、今後の国の動向にも注視しながら、今後の対応について検討を重ね、適切に予防接種業務を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、廣田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 只今答弁をいただきましたけれども、私の数字と町長の答弁の数字がちょっと違っていたようでございますので、そのところの説明を福祉保健課長にさせていただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 廣田議員のご質問にお答えさせていただきます。

廣田議員の一般質問の中にありました数字につきましては、区長名簿の中での広報枚数だと思っております。先程町長答弁の方の数字につきましては、保健推進員さんの皆様には、1月に翌年度に実施します地域健診に係る意向調査票の配布を行っておりまして、85歳以上のみの世帯には実施をしておりません。その部分で差があることと合わせまして、5月と1月に活動された配布数になりますので、ここに廣田議員が一般質問されました広報数とは差が生じております。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） それでは私の数字も間違っていないということですね。ということでございます。議員の皆さんよろしくお願ひします。

只今町長から答弁をいただきまして、保健推進員制度を存続するというところでござい

ますので、存続するとなれば、既存の報酬条例と規則の関係性に少しばかり整合性をとる必要があるのではないのでしょうか。条例では報酬額1万2,000円と謳いながら、規則ではそうではなく、7割、3割、条例文自体にその7割3割を謳い込む必要があるのではないのでしょうか。いかがでしょう。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 町長答弁の中でもございましたように、均等割7割、世帯割3割の部分につきまして、再検討してまいりたいと考えております。

○議長（野崎幸洋君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） よろしく願いいたします。

次に、おたふくかぜワクチンの答弁をいただきました。熊本県内でも、10の自治体がこのおたふくかぜワクチン接種に助成をされている。しかも、この令和7年度から開始された自治体も複数あるようです。この点についてよろしいのでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 県内での助成状況につきましては、先程答弁のとおり10自治体でございます。町といたしましては、国の動向に注視をしながらですね、今後の対応について、課内、町の中でも話をしまして、適切に予防接種業務を行ってまいりたいと考えております。ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（野崎幸洋君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 子育て中の保護者としては、打ちたい、打たせたいが、費用・家計の面でためらってしまっている今こそ、子育て支援の施策として、その背中を押すことこそ山崎町政だと考えますが、町長、いかがでしょう。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 確かにですね、子育て支援の対策としてはいろいろ、子育て家庭におかれてはいろんな予防注射でありますとか保育料も含めてですけども、いろいろところで子育ての支援が必要なところでありますけども、先程も申しましたように、これが定期接種化からですね、無菌性髄膜炎の発症率が高いということで一旦定期接種化が停止されたというような状況でございまして、現在薬事申請があつて、この無菌性髄膜炎の発症がどうなのかというのがですね、確実に分かってからでない、なかなか行政としてもリスクが高いんじゃないかというふうに思っておりますので、国の動き、そういった薬事申請の結果等も見極めながら、今後対応を検討したいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 只今町長から、国の動向を見極めながら、前向きに、前向きとはおっしゃいませんでしたけれども、国の動向を見極めて対処したいというお言葉でございました。どうぞよろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（野崎幸洋君） これで廣田幸英君の一般質問を終わります。

次に、通告7番、松本良人君。

○4番（松本良人君） おはようございます。通告7番、4番議員、松本良人です。

通告に基づき質問をいたします。

まず、町花、町木についてでございます。

町制施行70周年の記念式典が、11月9日、盛大に挙行され、苓北町のこれまでの歩みや成果が報告され、式典は盛会のうちに終了いたしました。

担当された職員の皆様方におかれましては、大変ご苦勞なされたと思っております。大変お疲れさまでございました。

苓北町が昭和30年に発足以来、70年は長いようで短かったような気がいたしますが、7年後の、7年後、町旗、町花、町木が定められ、町のシンボル、いや、それ以上の存在として現在に至ってるものと思われまます。

町政施行70周年の記念式典の壇上には国旗と町旗が掲げられ、町の象徴としての品位を表しておりました。

お尋ねします。町では当然、国歌と、いえ、すいません、国旗と同様に町花、町木も一体として扱われるものであると思われまます。

数十年前までは、富岡半島の遊歩道や園地にはハマユウが生い茂り、桜の、いや、椿の花も至るところで咲き誇っていました。

もちろん、町道の空地、施設など、町内至るところで見られ、町花、町木としての存在感を示していました。

しかしながら、現在においては、その存在感はいつしか忘れ去られてしまったかのようです。

本来なら、庁舎内の庭園や緑樹の部分には、町木の椿とハマユウが生い茂り、その存在感が示されるべきですが、その兆候は見られません。

議会の機関誌、一部、きずなの裏面には、椿とハマユウ、発刊のたびに掲載されているのが唯一の救いではないでしょうか。

町としてどのようにお考えかお尋ねをいたします。

続きまして、安心して暮らせる町づくりのための要望等の対応についてお尋ねします。

先の12月の議会一般質問において、本町での様々な要望についてのその対応状況を、要望のメインである行政通信によるほか、その対応についてお尋ねをいたしました。質問の仕方が悪いということで、個別に質問するように指摘を受けましたので、私がこれまでに担当者や担当課を通じ、また一般質問や予算委員会を通じ、お願いしたものについて、今回個別に質問いたします。

このような個別の質問は担当者や担当課の体面もあり、個別の質問は極力避けてきたつもりであります。議長は注意がありましたので、指示どおり、個別により質問をいたします。

箇所が複数にわたりますので、箇条書きによりお尋ねをします。

なお、先にお願ひしたものでございますので、詳細は省かせていただきます。

まず1番、都呂々、町道小松線入り口決壊補修。これは一般質問でも取り上げました。

崩壊防止のため、大型の土嚢により仮設と思われる工事が施工されていますが、この場所は狭く、通行に支障があります。いつまでこのままの状態でおられるのか。

2番目の①でございます。町道竹の迫線1号線路面決壊。これ一般質問の取り上げました。この件については、課長、担当職員と同伴の上、現地調査も確認をいたしました。

②町道竹の迫1号線路肩埋没による路面補修。

3番目でございます。都呂々、町道古里2号線、多々良3号線ほか都呂々中央部路面補修。

4番、町道389号財産区、財産区山林伐開。これ一般質問取り上げております。及び同国道の崩壊対策。

5、①町道年柄狸河内線路面埋没及び、陥没です、すいません。及び路面補修。

②町道年柄狸河内線路面決壊に伴う、土嚢による仮設箇所の早急なる対策。

6番、志岐漁港トイレ新設。これ一般質問でも取り上げております。

7番目、三会川下流域の越流、防災対策。海岸保全防波堤高と河川護岸との格差是正。

8番でございます。荅北町老人福祉センターと港湾管理道路との緑樹帯の間の草取り。この件については、ペーロン大会前に担当課長と職員同伴で、ペーロン大会前までに伐採するようお願いしてございましたけれども、いまだ刈ってありません。

9番目、都呂々川支線災害。これ括弧がずれておりますけれども、約20数年前からお願いをしてきております。

10番目、巡回バスの見直し。これ二酸化炭素の対策や、先に一般質問の中でもありましたけれども、町民は公平公正でなければならないということも取り上げておられた議員さんがおられましたけれど、全くそのとおりでございます。都呂々方面には、産交バスがないために、大分不自由を来しております。

11番、都呂々、国道389号、都呂々宮地岳線交点、交通安全対策。

12、町内旧バス路線、富岡～坂瀬川間並みのインフラ対策。これ一般質問でも取り上げております。

13、通学バスの見直し。これは二酸化炭素対策でございます。これは一般質問でも取り上げております。

14、都呂々萱の木、国道389号、萱の木1号線起点部付近の雨天時の水没。

15、都呂々小松、妙見の滝、滝つぼ及び河川の浚渫。

16、都呂々港湾管理道路の封鎖による対策。

17、都呂々、小松宇土線の改良。

18、コミセングラウンド附属建物維持管理工事。

19、志岐、農協本所に通ずる国道324号から城下草場線に至る、町道志岐内田線の拡幅。

20、都呂々木場、町道濁淵線の舗装及び改修。これは都呂々志岐間の、唯一の災害に強い道路でございます。この件については、ずっと言うとり、言い続けてきました。約30年ぐらいになります。

以上、2件について質問をいたします。

回答次第では、自席において一問一答方式により再質問させていただきます。

以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） ちょっと待ってください。答弁の前に、2番の、安心して暮らせる町づくりのための要望等の対応についての質問の中で、冒頭、12月議会と発言されましたけども、ここは9月議会で間違いないでしょうか、そこをお尋ねをまずします。

○4番（松本良人君） 9月議会やったですかね、すいません。

○議長（野崎幸洋君） はい、9月議会の訂正ですね。

○4番（松本良人君） 訂正です。

○議長（野崎幸洋君） はい、分かりました。

町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の松本議員の質問に答えさせていただきます。

まずもって、11月9日に挙行了しました町制施行70周年記念事業につきましては、議員の皆様にはご臨席をいただき、誠にありがとうございました。改めて御礼を申し上げます。

それではまず、1項目目の町花、町木について。

庁舎内の緑樹の部分には町木の椿とハマユウが生い茂り、その存在感が示されるべきですが、町としてどのようにお考えかというご質問でございました。

庁舎周辺には、ハマユウ、椿、共に少数ではありますが植栽をしております、また、庁舎玄関ホールの壁面には、埼玉県和光市在住の吉澤礼子様から寄贈されたハマユウの絵が飾られております。

なお、町のホームページには町の花ハマユウについて、ヒガンバナ科に属し、常緑多年草であるハマユウは、苓北町に多く自生しており、中でも、雲仙天草国立公園に指定されている富岡半島の西海岸には群落をしております、潮騒に揉まれながら生き生きと南国情緒を彩っておりますと紹介をされております。

また、町の木椿については、椿は苓北町の山野の至るところに自生をし、風害、潮害に強く、円錐・半円形の自然樹形の美しさが見られます。原生は「やぶつばき」と言われまして、冬から春にかけて次々に赤い花を咲かせ、その実は食用油、又は髪油として、古くから生活の中に生き続けてきました、と紹介をいたしているところでもあります。

このように、ハマユウ・椿ともに、苓北町の気候や地形、土壌環境に合い、古くから町内各地に自生をしていたことから、町花・町木として選定されたものと考えるところであります。

従いまして、今後も、庁舎周辺のハマユウ・椿の管理に努めるとともに、町内各地に自生するハマユウ・椿を今後も後世に残していけるように、脱炭素化対策をはじめとした環境、景観の維持、改善に引き続き努めてまいりたいと考えております。

また、今般の町制施行70周年を記念した町民憲章表示板についても、改めて町花「ハマユウ」、町木「椿」を描き、庁舎ロビーに掲示をさせていただいているところでもございます。

次に、2項目目の安心して暮らせる町づくりのための要望等への対応についてであります。

20件の質問がございましたので、1点ずつ順に回答を申し上げます。

まず1点目の、町道小松川内線入口の大型土嚢につきましては、令和6年に既設石積の一部が崩壊したことによりまして、応急的な措置として設置しているものであります。本箇所は、本年度測量設計を実施中であり、来年度復旧工事を行う予定としております。

次に2点目の①と②、竹の迫1号線につきましては、起点から延長約340メートルの区間について、来年度舗装の打ち替えを計画しており、これに合わせ補修を行います。

次に3点目の、古里2号線、多々良3号線ほか、都呂々中心部の路面補修ですが、古里2号線の起点から延長約100メートルの区間については、来年度舗装の打ち替えを計画をしております。都呂々中心部のその他の路線については、町全体の舗装計画の中で、今後補修を随時検討をしております。

次に4点目の、国道389号の法面ですが、まず、財産区所有山林の伐開につきましては、既に処理済みとなっております。また、年柄から萱の木にかけての国道法面崩壊対策については、平成28年度末から、熊本県により全体的な法面調査が実施をされており、その結果に基づき、平成29年度から令和4年度にわたりまして、対策工事が施工をされております。その後も必要に応じ、随時、熊本県のほうで点検を実施されております。

次に5点目の①、年柄狸河内線の路面補修につきましては、本年度から県の補助金を活用し舗装補修を行っておりまして、来年度は竹の迫1号線との接続部付近から都呂々方面へ、延長約60メートルの区間について、舗装の打ち替えを計画しております。

次に5点目の②、年柄狸河内線の崩落箇所については、現在、周辺の用地について調査をしております。来年度、崩壊箇所の反対側の法面も含めて、測量設計を行う予定としております。

次に6点目の、志岐漁港トイレ新設につきましては、令和3年3月の一般質問で、議員から志岐漁港トイレの必要性についてのご質問をいただいておりますが、その際、漁業従事者からのトイレ要望がない状況において、釣り客を主な対象として漁港施設設備補助メニュー等を活用したトイレの整備はできない旨の回答をいたしております。

なお、漁港の利活用においては、法改正によりまして、国の漁港施設活用制度の創設が行われましたので、苓北町といたしましては、令和6年度末には、西川内漁港を水産庁の「海業の推進に取り組む地区」として指定をしていただき、人口交流の促進や海に関する生業を増やして、水産所得と雇用の創出を目指すため、漁港内の土地や泊地の活性化推進計画づくりについて、地域の皆様と話し合いを現在進めております。まずは西川内漁港から、必要なトイレ等も含めまして、施設整備が国の補助制度を活用して実施できるように進めているところでございます。

その整備手法や整備効果をモデルとして、町内の各漁港の利便性の向上と、漁港整備による地域への海業による効果が波及できるように、努力してまいりたいと考えております。

その間、志岐漁港におきましては、港内土地の土砂撤去など、用地整備を引き続き進めてまいります。

次に7点目の、三会川下流域の防災対策についてであります。河川堤防及び海岸保全堤防の護岸高は、それぞれ国が定める基準により設定をされておりますが、波の高さや、設定に用いられている高潮潮位に差異があることなどにより、河川堤防の高さが海岸保全堤防より低くなっている状況であります。なお、津波に対しましては、その外力の設定が県内で標準化されていないことなどから、従来、津波から防護する設計は行われておらず、また、対策を行うには莫大な費用が必要であるため、現在は「指定緊急避難場所などの高台に避難し、まずは人命を守る」という、ソフト対策と併用されているのが現状であります。

次に8点目の、富岡港臨港道路、老人福祉センター付近の植樹帯につきましては、年内に除草作業を実施する計画としております。また、老人福祉センターから臨港道路に差しかかっている支障木については、伐採に係る費用が現在不足しておりますので、12月補正に計上させていただいております。予算が認められた後、年度内に伐採作業を行う予定でございます。

次に9点目の、都呂々川支川の災害についてでございますが、町管理河川における災害箇所は、できる限り国の災害復旧事業に申請するよう努めておりまして、今年度は都

呂々川、第2涼松橋付近の護岸崩壊箇所について、国補助で復旧することとしております。また、同じく第2涼松橋付近の都呂々川支川につきまして、1箇所、災害にかからない崩壊箇所の修繕を、本年度町費にて実施する予定としております。

次に10点目の、二酸化炭素対策としての巡回バスの見直しについてでございますが、巡回バスにつきましては、本年10月から昼の時間帯に第3便を日替わりで各方面に往復する便を増便しております。これにより、これまでは第2便で買い物に来た方が第4便まで待つ必要がございましたが、この間に第3便があることで、買い物などの利便性が向上していると考えております。

見直しから2か月しかまだ経っておらず、まだ十分なデータは得られておりませんが、現時点では、買い物目的の利用客の増加が見られている状況でございます。

引き続き、利用状況等の情報収集に努めながら、より多くの方々に利用していただけるように、今後の見直しに活かしてまいります。

次に11点目の、国道389号と県道都呂々宮地岳線の交点における交通安全対策についてでございますが、本交差点には信号はなく、県道側に右折レーンと左折レーン及び一時停止の標示と横断歩道、国道の下田方面側には直進レーンと右折レーン及び横断歩道が設置をされております。令和5年度に、道路管理者である熊本県に要望を行っており、現場の確認も行っていただいておりますが、その時の県の回答は、「現状では対策の必要はない」とのことございました。

次に12点目の、町内旧バス路線の富岡～坂瀬川間並みのインフラ対策についてでございますが、議員ご質問の町内旧バス路線とは、平成27年3月末に廃止をされた、富岡～高浜上河内線のことと思っておりますけれども、本路線は、平成25年時点で富岡港と天草市天草町の高浜上河内を、毎日朝昼夕の3往復運行し、年間で4,926名の利用がございました。特に当時は県立天草西高等学校がありましたので、平日の朝夕の便には、1便当たり4から5名の生徒の利用がございました。

しかしながら、平成27年3月末で天草西高等学校が閉校となり、利用客が激減することが見込まれたことから、当該路線が廃止となり、現在に至っている状況でございます。

なお、当該バス路線の運行には、苓北町も平成25年度決算数値で504万4,000円の運行補助金を支出をしておりますが、その8割は特別交付税で措置をされておりますので、実質的には年間100万円程度の町負担で、1日3往復の便が運行されておりました。

倉田議員並びに浜口議員の富岡・茂木航路に関する質問でもお答えをいたしましたけれども、苓北町を含む天草全体の観光などを考えた場合、富岡港は長崎方面からの天草の重要な海の玄関口でございます。その富岡港から世界文化遺産である崎津集落を含

む天草市への国道389号を通るバス路線は、松本議員がおっしゃる生活路線としてだけでなく、観光ルートとしても重要な路線であること、また、天草下島を周遊する観光ルートが富岡～下田温泉間では1日1往復で十分提供できていないことなどを考慮すると、将来的には当該バス路線を復活させることも視野に入れて検討を進めていく必要があると考えております。

しかしながら、運行事業者である株式会社産交バスにおかれましても、人員不足や車両の問題等、解決しなければならない課題も多いと聞いております。また、復活させた場合に必要となる補助金の額も、当時よりも高額になると見込まれますし、当該路線には天草市の区間も含まれますので、天草市との協議も必要になります。天草市のほうでも現在幹線の路線のですね、バスの運行について、見直しの検討がされておりますので、この点については馬場市長からも苓北町とも連携をしながらやりたいというお話を伺っておりますので、天草市との協議もしながら、今後の交通体系については検討してまいりたいと思います。

議員のご質問では、富岡～坂瀬川間並みのインフラ対策とのことで、産交バスが運行する路線バスは有料のため、無料で運行しております巡回バスと完全に同列に取り扱うことはできませんけれども、路線バスの復活も含めてですね、検討をさせていただきたいと思っておりますし、現在の巡回バスの将来的な在り方も含めて、そのルートも引き続き研究をさせていただきたいと思っております。

次に13点目の、通学バスの見直しについてであります。令和4年9月議会及び令和7年3月議会におきまして、都呂々関係スクールバスを活用した富岡・下田間往復9便、都呂々・木場方面往復10便運行につきまして、松本議員よりご提案をいただいております。

まず、スクールバスの運行状況ですが、都呂々方面では苓北中学校が現在登校1便、下校2便の計3便。都呂々小学校が登校1便、下校1便の計2便を運行しております。令和6年度の運行実績は、苓北中学校が270日運行し、1日当たりの平均走行距離は57キロでございました。

議員がご提案された運行計画では、富岡・下田間、片道約15キロを、往復9便運行した場合、1日の走行距離は270キロ。都呂々・木場方面、片道約5キロを往復10便運行した場合、1日の走行距離は100キロとなりまして、新たに運行時間と走行距離が大幅に増加することになります。

教育委員会において検討をさせていただきましたが、スクールバスは児童生徒の登下校時の送迎のほか、学校行事や校外学習、特に今年度、令和7年度からは、5月から翌年1月までの期間、全小中学校の水泳授業を温泉プールで実施していることもあり、多くの利用がございました。加えまして、今後、令和12年の義務教育学校開校も見据えた

中で、児童生徒の交流学習や地域学習にも積極的に取り組んでいくことといたしております。

議員ご提案の計画では、固定化した運行は教育活動にどうしても支障をきたすこと、運行時間・走行距離の大幅な増加により、運転手の確保や人件費・車両の維持管理費などが増加すること、また、消費燃料の増加に伴うCO<sub>2</sub>抑制など、様々な課題がございますので、議員ご提案の通学バスの見直しについては、現状では大変厳しいものがあると考えております。

次に14点目の、国道389号、萱の木1号線起点部付近につきましては、本年6月に冠水が発生をし、一時全面通行止めとなりましたが、その後、熊本県により、原因となった集水桝及び横断暗渠の土砂取り除きが行われております。その後は冠水等の発生も行っておりません。今後につきましても、県に適切な維持管理をお願いをしているところであります。

次に15点目の、都呂々小松、妙見の滝の浚渫は、現地を確認いたしましたが大きな石が堆積しているものの、下流にある国道の横断暗渠は詰まっておらず、まず排水に支障がない状況であるため、現在は経過の観察をいたしているところであります。今後の土砂の堆積状況を見ながら、必要に応じ、浚渫を検討してまいります。

次に16点目の、都呂々港、宮橋線終点の陸開閉鎖でありますけれども、令和7年3月に津波対策として塞いだものであります。その後、松本議員からのご指摘もございましたので、その後、地元行政区の役員の方々と協議を行い、結果的には、区民の総意の中で階段の設置等を検討されました。現在設置へ向け準備を行っております。

次に17点目の、小松宇土線改良事業につきましては、全体計画約380メートルに対し、現在100メートルについて改良済みでありまして、改良率はおよそ26%となっております。現在は、残りの区間の改良工事に必要な用地の取得をまず進めているところであります。

次に18点目の、コミセングラウンド附属の建物維持管理工事につきましては、指定管理者において、日常的に施設の維持管理に努めているところではありますが、どうしても施設の老朽化により、錆や塗装の剥離が見受けられるものがございます。

ご指摘がございましたベンチの塗装剥がれや屋根部分の錆については、指定管理者とも協議の上、必要に応じて補修等を行ってまいります。

次に19点目の、志岐内田線については、過去に拡幅の計画がございましたが、平成12年度に用地交渉を行った際、一部の土地所有者の承諾が得られなかった経緯がございます。また、周辺の用地には相続が必要な土地もございまして、現在まで拡幅工事が実施できていない状況であります。

次に20点目の、濁渕1号線の舗装についてですが、未舗装区間約110メートルに

つきまして、来年度舗装を計画しております。

今後、要望のあった箇所につきましては、十分現状を把握し、整備が必要な案件については、早急に実施可能なものはできる限り早急に実施し、時間を要する案件については、実施に向けて、継続的に取り組んでまいります。

以上、松本議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） ありがとうございます。

それでは1点目の、町花、町木についての・・・からまいっております、まいります。

大体、庁舎付近にはあの庭園とですね、あの樹木は植えてありますけれども、ハマユウと椿が全体で何本ぐらい植わっとるか分かりますか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 改めてですね、私も先日ちょっと確認しましたが、本数までは確認をいたしておりません。椿についてはちょっと数が少ないなと思っておりますし、ハマユウの方もですね、10数本だったかなというふうに思っております。はっきりした数字は確認をしておりません。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） やはり町花、町木でございますので、庁舎のやっぱり庭園から、やはりぴしゃっと、やっぱ整備する必要があるんじゃないかなと思います。

当時、昔はですね、植えてあったような気がすつとですね。それが今、ハマユウにおいて、ハマユウにおいては少し残っております。あの、国道の方とですね。そしてこっちのあの北側と、何本か。これはずっと書いとりますけれども、調べとりますけれども、まあ、椿については学校側の町道側に1本しか植わっておりません。そこでですね、やっぱりぜひですね、ここら辺は忘れちゃいかん。町花、町木でございますので。ぴしゃっと整備をする必要があるんじゃないかなと思います。よろしく願いをいたします。

それから、町花、町木を管理するという、自生する町花、町木の管理に努めるということですが、山が大きくなってしまって、あるいは生育の遅い椿や山林は枯渇しております。あの、竹林とかあの、あれはなんちゅうんですかね。私たちはぐるわて言うんですけど、あれを・・・。そこら辺はどのように今後残されると思われませんか。よろしくお尋ねします。要するに、残していこうという気があるということでございますので、くずとか何かに押された椿とか、あるいはもう今見る影もないハマユウの・・・ですね。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） まず庁舎のハマユウについてはですね、決して忘れてるわけではございません。私、総務課長時代にハマユウがですね、なかなか少ないということで、

私が総務課長時代に職員共々に植えた部分がございます。それが今残っております。

それから町なかの樁ですけども、樁についてはですね、至るところにこう今、自生をしておりますけども、やはり道路敷等についてはですね、やはり昨日の錦戸議員からのご質問でもありましたけれども、やはりその道路敷にはみ出してくるというようなことございまして、その際には伐採をいたしますけれども、やはり奥のほうにある樁についてはですね、極力残していくような形で周りを伐採して、樁の場合は、なかなか下まで垂れ下がってきませんので、上の方にしか伸びませんので、そういった方法で残していければと思いますし、各施設においてもですね、樁の植栽を行っておりますので、そういった分につきましては、各施設の管理者の方ですね、しっかり維持管理を行うように指示を改めて行いたいと思います。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 各施設のお話が出てきましたけれども、やはりあの、コミセンのグラウンドあたりにはですね、樁かなあ、あるいはサザンカかなあという木が植栽してあります。これは樁ならすばらしいことだと思います。

それからもう1点、都呂々の公民館のところに樁が植わっております。これは、対岸の町有地から河川を、ちょうきかくせん、沖の田川を經由してですよ、オーバーしてから、葛がですね、巻き付いてしまっております。それが全く手入れをされていない。実は2、3年前に私、あの、樁に何かな、寄生した木があったんで、それが枯れてしまうと思いましたので、切りましたけれども、それで助かった木がだいぶありますが、やはり管理は十分に行っていただきたい。そう思っております。特に町有地からですね、川を越えて、その公民館敷地まで生えてくるちゅうのは、もうぞんざいもう考えられないことでございますので、よろしく願いをいたします。

最後に、埼玉県にお住まいの吉澤様からハマユウの絵が寄贈され、庁舎玄関ホールの壁面に飾られています。これ飾られているということでございましたので、早速見せてもらいました。吉澤さんは、富岡半島をはじめ、荅北町内に咲き誇った町花のハマユウをイメージされ、描かれたものと解釈します。この絵のような時代が来ることを願っております。町のホームページにも紹介され、町花ハマユウ、町木樁や、ひき方は、荅北町そのものだと思います。町旗、町花、町木は、町の根元を表し、粗末にはいけないと思われまますので、町の象徴として看護、管理をしていただくように強く求めます。

それでは次に2番目に移ります。

まず1番の都呂々小松線入口決壊補修の件ですけども、これは昨年から、昨年壊れたということでございますが、本当ですか。お尋ねします。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 小松河内線の入口の石積み、現況石積みがあるんです

けれども、そこが通行に支障のある形にですね、崩れた、崩れましたのが令和6年の4月に土嚢積んでおりますので、3月か4月の頭ぐらいに崩れているのを確認しております。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 令和6年に壊れたということでございましたけれども、そうですか。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 入ってすぐのところですね、広がってまして、道路に直接的に影響のないところで、以前からですね、崩れていた箇所があるかも分かりませんが、道路への影響が心配される形での崩壊というのは、今言いました令和6年の3月から4月にかけてでございます。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） これは、私はいつも見とったですけど、いつ災害にかけるとかなということで、崩れとったからですね、もうこれ数年前ですよ。赤札ん立っとなんということで。そういったですね、我々をですね、嘘を言うちやいかん。昨年壊れたなんのちゅうてから。もう数年前からなんですよ。そして、災害復旧工事の、そんなければもう災害復旧時工事で、国費でできとるはずですよ。それがいつまでもできてない理由を教えてください。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 私が先程申しました令和6年のですね。

○4番（松本良人君） 2回目も・・・もせんちやよか。

○土木管理課長（松井徹也君） 崩れにつきましては、規模といいますか、災害にかかるような規模ではなかったもので、しかもその、そのままにしておきますと、車の通行、人の通行もありますので、災害にかかるの待つとかそういう猶予もありませんでしたので、緊急的に土嚢を積んでいたもので、大きく崩れ、災害に係る規模で崩れておりませんでしたので、国の補助にはかからないということで判断をしております。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） これは、壊れた当時は立派な災害にかかるような災害やったんですよ。私も災害の担当しておりましたから十分分かります。いつやるのかなということで、それまで延びておりました。ほんで、虚偽の答弁をしちやいかんと思いますよ。なあ。嘘を言っちやいかん。もう何年前からですよ、その当時壊れたときに、災害によく、そんな年かけとけばかかっつですよ。以上です。注意してください。

それから竹の迫1号線決壊、これ一般質問でも取り上げましたけれども、これ路側が災害で取られない理由をお尋ねをします。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） この竹の迫1号線の路側ですかね、の崩れにつきましても、災害の、国の補助金にかかる金額が60万円以上ということでありますので、そこまでの復旧費がかからないというところで、補助に採択できないというふうに判断しております。

○4番（松本良人君） 分らん、もっとはっきり言うてくれ。

○土木管理課長（松井徹也君） 災害の規模、下限といいますか、工事費のですね、事業費。

○4番（松本良人君） は？どがんで？

○土木管理課長（松井徹也君） 60万かからない復旧費になるであろうということでございます。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） ここは担当課長と担当者で行って、ここは災害で取れますということで当時現場を確認行ったとき、壊れたときに、行ったときは災害だったんですよ。ただそれが月日を経つとるもんですから、草とかなんかいっぱい植わって災害じゃないように見えとつとじゃなか、だけじゃなかですか。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 今おっしゃいましたように、ちょっと現状ですね、ちょっと当時の崩れたばかりのときのような、その崩れ面とかが見えない状態ではありますが、一応今言いましたように、私たちが今見える範囲で見て判断しましたところには、災害にはかからないレベルではないかということがあるんですけども、この竹の迫1号線の舗装のですね、打ち替えを計画してるんですけども、そのときにはもちろん舗装をやり替えるばかりではなくて、アスカーブを必要なところに付けたり、路肩の補修が必要なところは、それをせずに舗装ができませんので、そういったところも含めて補修を行う予定としておりますが、改めましてですね、その前には、道路周辺の除草あたりもしまして、現況をもう一度しっかり確認をしたいというふうに思います。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） この件については、3名で見とつとですから、そして災害に出しますということですから、課長に変わったと一緒に出とらんとでしよう。しとらんとでしよう。そう言い訳はいろいろせんじゃ、私たち現場に、課長と担当の課長と土木管理課の担当者と一緒に3人、見が行とつとですから。そして今はここでつべこべつべこべ、できんじゃったと。そうですよ。草植わってしまえばですね、壊れた箇所は分らんとですよ。すぐせんば。

それから町道竹の迫1号線の陥没に、埋没による路面の補修ですけども、路側の陥

没は、これ舗装だけということでございますけど、考慮に入れておられますか。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 舗装をやり直すに当たってはですね、先程も申しましたように、舗装だけで済まない部分も出てきますので、アスカーブですとか、今おっしゃいましたような路肩の補修、その辺りも含めて計画をしたいというふうに思います。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） ここも上等なやり方行けば災害復旧に通るかもしれないところなんですよ。欠格になってもよかと思うとですよ。一応かけてみてください。そして町費はなるべく使わんように、こん頃町費町費でしょう、おたくたちは。補助金は使わずに。

それから、都呂々古里、3番ですから。でございます。私はこれまでですね、よほどのことがない限り、地元の公共工事については、町のこうへのいような行政を信じて、議会一般質問の要望は控えてきました。道路の路面は、下水道から農水にか分かりませんけれども、舗装に段差があったり、マンホールが突出してですね、危険かところあります。早急な手だてをお願いいたしますけれども、マンホールが突出したところなんかは確認しておられますか。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 町道もちろんですけども、国道、県道を含めましてですね、パトロールの中で、埋設管があるところの下がりといいますか、そういう窪んでいところの確認作業は行っております。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） マンホールが突出してるところですね、舗装が下がってるのですから、歩いて散策しとったら、しておられる方あたりは躓いて、怪我されたりなんかしたときには町の、町の補償になるわけじゃなかですかね。町はですね、保険をかけてるからあんまりあれはないというような考え方でございましょうけれども、やはりもちよつとですね、管理はやってもらわないかん。よろしくをお願いします。

それから、国道389号財産区山林伐開及び、あの、・・・はどのようにやられたかということ、伐開はどのようにやられたかということでございますけども、私はこれは要望と違うのじゃなかろうかと思うとですよ。私は大きな木を切ってくださいということで要望したと思うとですよ。どこばそして切ってあつとですか。切った形跡は分らんですよ。教えてください。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（宮崎良成君） 只今の箇所はですね、九州電力の荅北発電所付近の財産区の用地の部分だと思います。

○4番（松本良人君） いや財産区っていうのは・・・ばってん。

○総務課長（宮崎良成君） その部分についてはですね、昨年度、約100メートル歩道に係る部分の支障木について伐採したというなことで、昨年の担当から伺っております。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 歩道にかかって支障するところは、ここは県が切つとですよ。私は、転々と、今大きな木がもう上の方にもこう、いっぱいあります。それが、古木になったり、災害時に壊れて、崩れて時に危ないから切ってくれろということをお願いしたんですが、そこら辺どのようになつとりますかね。お尋ねします。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（宮崎良成君） 財産区用地内的是ですね、そういう樹木についてはですね、財産区の会議の中でですね、検討して対応してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 対応してまいりますじゃなくて、これ言うてからもう何年もなつですよ。ですね。もうこれ4、5年なつとつと、なつとじゃなかろうかと思えますけれども、危なかですよ。おたくたちはあの、あそこを通つとつと、あそこの上の方に大きくなった木があるのは何とも思われませんか。私あれを今んとこ切つとかんば、今度伐開するのにも相当な金がかかつとじゃなかろうかと思うとですよ。まあ以上でございます。

それから5番目でございます。ここ、年柄、いえ、年柄狸河内線はですね、389号の竹の迫の分が崩壊した場合は、迂回路になるわけですね。唯一の迂回路になるわけですね。しかしここはですね、もう今、あれで、土嚢でですね、補修したままになっておったり、もうあの塚田農園の裏ぐらいはもう凸凹がいっぱいしてですね、それからあの、仙波さんの裏あたりはほげとつとですから、何かちょっとした補修はしたり、ありますけど、また元に戻つとつとですよ。それから保育園側の方のあたりも相当凸凹あるわけですよ。ここはぴしゃつとしかんばですね、いざつとときに対応できますかね。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 年柄狸河内線については、これまではですね、おっしゃいましたように、アスファルト合材等により簡易的な補修をですね、行って維持管理をしてきましたけれども、本年度から舗装の打ち替えということで進めるようにしております。本年度は都呂々方面、年柄狸河内線の、年柄側のサンシン工業の付近なんですけれども、そちらを既にですね、今年度舗装の補修を実施済みでありまして、来年度以降も県の補助金が活用できるものがありますので、そちらも活用しながら、今度は都

呂々方面のですね、傷んでるところも、順次補修をしていきたいと考えております。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 年柄線のですね、凸凹は2か所ぐらいですよ。都呂々側が相当傷んどつとですよ。そして上に民家があつとですよ。通学路でもあつとですよ。巡回されておりますかね。町内。町内巡回されておりますか。見に行つとられますか。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 町内路線数は非常に多いんですけども、計画的にですね、どの路線も、頻度はちょっと、しょっちゅう行く路線とそうじゃない路線が出てくる部分はありますけれども、パトロールの要領を定めまして、それに基づいて町内回っております。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 常にですね、町道は町が管理しなければならんわけですから、やはり確認にですね、巡回はしにやいかん。そして、課長あたりがせにやいかん。やっぱりあの、そのの、なんですかね、あの今、臨時の方あたりに、あそけ行けあそけ行けじゃなくてですね、ぜひ町長、そこら辺は職員が行つてですね、責任あるやっぱり管理体制をとっていただきたいなと思っております。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） その点は現在課長も含めて、職員がパトロールを行っております。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） あの、あまり回つたらんから私、私はもう地元でにやあんまり言おうごとなかったからですね、言うたらんとですけれども、塚田農園の方は相当荒れとつとですよ。いつかはされる、いつかはさるっじゃろうということですね、しとつとです。今、町長の答弁はどっか回つらつと、回り回りどっかで違ふとこっば回つらつとじゃなからうかと思えますけれども、そこら辺ですね、ぜひ計画を立てて回っていただきたいな。それは町長は、まあ目の届くところを、しかし監督、監督をきちつと、きちつとしていただきたい。本当に回つるか回つたらんかですね。

それから6番目の漁港のトイレの関係です。これはですね、私は漁港自体がですね、ああいった漁港があそこに要つとじゃ、要つとかなというのが、昔、でくつときからやっぱり違和感を持つりました。あそこに漁船の何台、何隻しかおらんとに、大きな漁港をつくつて大丈夫じゃろかなと・・・思いました。確かにあの、町長言われるとおりに、補助対象にはならんと思えます。ぜひですね、ここはあの遊漁船とかいっぱい入つてですね、これは今後ですね、遊漁船で活用するしかないんじゃなからうかと。漁船は2艘か3艘しかおらんとですよ。あとは遊漁船ばつとですよ。そしてその町外で、町外

あたりからもですね、遊漁船、遊漁船を呼んで、町の振興につながると、そういった形の形をとった方がよはなかでしょうかね。それであの、これは衛生的にも悪い。あの山、あそこの松林あたりに行ってですね、大便をされてる方がいっぱいおいでということでございますので、町費でもですね、ぜひやっていただきたいなど、そう思っております。これ要望でございます。

それから、三会川の下流域の関係でございます。津波を想定しますと、こん三会川ばっかじゃなくて、町内至るところに危険箇所はあります。坂瀬川、志岐、富岡、都呂々、箇所、切りがございません。しかしこの三会川の下流域はですね、高潮とですね、豪雨と重なった場合、かなり危険度があるのじゃないかと私は思います。特に今回架けられた橋梁は、規定ではあれでいいと思いますけれども、河床と高低差がありません。氾濫すると、紺屋町、明神山自体に被害を及ぼし、個人の財産は失われるし、そして避難、ソフト面で避難をするように指導するということでございますけれども、高齢者社会で全ての人が避難できるのかなと私は思います。3億円の町費をかけてですね、遊園地が本年度発注されています。もしですね、お金があるとすれば、最初に取り組むのは町民の人命、財産を守るための施策をしていただきたいなと思っております。

町長、お考えはどがんですかね。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 今般、国の方でも国土強靱化計画が延長されまして、5年間のですね、中長期の計画づくりをした中で、その上で対応をしていくということでございます。荅北町でも今、町の強靱化計画を作っておりますけれども、当然この見直しも必要になってまいります。

昨日の高戸議員からのご質問でもありましたけれども、河川も含めてですね、こういった防災・減災の面、安全・安心の面からも、やはり河川でありますとか、道路でありますとか、そういった部分の国土強靱化については当然推進していかなければならないと思いますし、そういった意味での、町の国土強靱化計画の見直しを行ってまいりたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） よろしく申し上げます。

それから、老人福祉センターとですね、港湾管理道路との緑地帯の草刈りの件ですけれども、これ私、ペーロン大会の前にですね、県に私自体お願いしてから刈ってやるということでしたので、生け垣を切る、横に切るのに、やっぱり地主が必要ですのでということでしたので、この前、説明したとおりでございます。そしたら課長に電話させますかということ県の方にはお願いしてですね、しとったっですけれども、そこら辺ができなかったと。

これは担当課長とですね、担当者にですね、それができなかったので、ペーロン大会までには必ずおまえたちが切れと、あんたたちが切ってくれろと、きさなかと、地元から言われると言うたっですけど、まだ切っていない。どういうこっですかね、町長。これはもう私と約束したっですよ。ペーロン大会前には、までは切りますと、そしてペーロン大会もあった。その後、お城まつりもあった。お城まつりのときも切っていない。そして今も切っていない。どういうこっですかね。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○4番（松本良人君） 町長に聞きたいよ。町長に。あんたしとらん方やっけん。

○町長（山崎秀典君） いやちょっと、ちょっと状況がはっきり、その後の状況ば。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） ペーロン大会前の見栄えが悪いということで松本議員様からご指摘がございましたので、そのときには老人福祉センター敷地内の方の草をですね、除草を、草刈り等を実施をしております。

道路に係る部分につきましては、支障はございませんでしたので、伐採のほうは行っておりませんで、9月議会の折にですね、ご説明を、松本議員の方に少し説明させていただきましたが、議会後にですね、電線にかかる支障木について伐採の計画がございましたので、その中で、私どもは伐採するようにはしておりましたけども、実際にはですね、業者の方は電線にかかる部分のみです。町としては、全体的に伐採をしていただきたいかったんですが、それをすると有料になるということでございましたので、今回12月の補正で計上させていただいたところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 私は伐採するのにお金を使えて言うたことは1回もございません。県の緑樹帯と老人福祉センターの生け垣がもう栄えてどもこも見て格好の悪かと。で、ながみの方は県のほうがきれいに切ってくれたので、どもこもならんから、ということで、おたくに電話をしてくださいと言うたところが、何か建設課の関係と、いや土木管理課の関係とで、もうとうとう切つとらんとでしよ。で、ペーロン大会にも切つとらんとでしよ、あそこは。相当ですね、見た感じが悪かつですよ。中を切れて一言も言うたらんとですよ。ペーロン大会に見たときに、道路から見たときに、格好が悪かから切ってくれろと。それを私は、県のほうにもお願いしたら、いいですよということでございましたので、課長に電話させますからということで。それしとらんとでしよ。そして、お城まつりにも、あそこら辺はいっぱいお客さんが来るのにもそれも何もしてなかでしよ。今もしてなかでしよ。今はちょっとしてですね、花を植えてあつですよ。ばってん奥のほうは全くしてなかですよ。縁石、緑樹帯と、県の緑樹帯と、福祉センターの生け垣、もう栄えっぱなしです。やぼくらです。それをせろと言ったっですばってん、何

で無駄な金を使うとですか。切らんちゃよかですよ。全然何もせんちゃよかですよ。そこばびしゃつとせろば。そら中んほうは自分たちが行って切ればよかったです。確かにきさなかですよ。福祉センターはもう、玄関のほうも全く草でんなんでん切つてなか。ただ、私が言うのは、私と3人で約束した。そして切りますと。私たちが切りますと。早速切りますと言うたから、お前たちはじき福祉センターのほうに言うてあるから、そういう福祉センターも経営が大変だから、あんたたちが切ってくれろと私はお願いしたはずですよ。あなたたちが切らんとならば、びしゃつと土木事務所に電話しとけば、いや、地域、あそこにですね、県事務所の方にですね。できとるはずですけども、その怠慢。そしてペーロン大会にも払ろてなか。お城まつりにも払ろてなか。払ろてなかじゃか、境は何もしてなか。現在もしてなか。ずっと私は見とるですよ。何もしてなか。おたくたちは、自分たちがしますと言うたでしょうが。そこら辺課長、人事的な感じはどがん思われますかね、町長。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 人事的なことと言われても、ちょっと私の答弁もしようがありませんけれども、当然ですね、議員立ち会いのもとでそういう約束をですね、職員がしたならば、やはりそれは約束どおりに施行すべきだったと思います。大変申し訳ありませんでした。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） すいませんもう時間がございませんので、ほかの。

滝つぼはですね、あれは見た感じだけじゃなかつですよ。もう祠が、祠に水が来るごてなつとる、きよつですよ。

それから都呂々港湾関係の道路。これは、あそこを閉鎖する前に地元と協議をされましたか。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 宮橋線、町道宮橋線の終点部を。

○4番（松本良人君） する前に。

○土木管理課長（松井徹也君） 塞ぐ修繕工事をしたんですけども、そのときに際しては、事前に地元への説明はいたしておりませんでしたので、事後になりますけれども、塞いだ後にですね、工事の後に、地元の狸河内区の方に、狸河内区の方から申し入れもございましたので、二度、その協議の場をですね、設けて、じゃあ今の現状を見た中で、じゃあ今後どういう地元からのですね、ご意見があるかということで、話し合いをさせていただいております。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 階段等を施工するというところでございますが、今バリアフリー

というのがありますね。どういうものかお答えください。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 今階段を計画してるんですけども、ちょっとバリアフリーの部分はずいぶん、詳細には調べておりませんが、一般的に、この陸間といいますか、海岸の護岸のパラペットが開いているところについては、県でも随時国道沿い辺りをですね、閉じるときに階段を設置されておりますので、県の作つとる階段のほうを、サイズとかその辺も含めて参考にして今計画を立てているところです。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 何もならん、素晴らしい回答だったと思います。あそこは独断で閉めとつとでしょう。ここの独断で。お尋ねします。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 最終的には町の判断になりますけれども、一応全国的にですね、海岸の防波堤が開いてる部分、防波堤といいますか、パラペットが開いてる部分については、東日本大震災の後の教訓というか、そういう流れで全国的に閉じている部分の流れもありまして、そうは言っても最終的には町の判断で閉じたわけですが、階段につきましても今言いましたように、ほかの箇所を参考にはしてるんですけども、議員がおっしゃいますようなバリアフリーという部分も、ちょっとしっかり見ながらですね、計画を立てたいというふうに思います。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。あと1分切りました。

○4番（松本良人君） 最終的にですね、地元の了解取れとらんとすると思っておりますよ。そして独断でやとらんとすると思っておりますよ。私の聞く範囲内では。撤収してください。そして、港湾としての機能を持たしてください。あそこを詰めてしまえば港湾としての機能がありません。そして港湾としての、津波で危なかんならば、富岡の港湾なんかも詰めてください。どうしますか。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 宮橋線の終点部をコンクリートで塞いだ部分につきましては、確かに先程申しましたように、地元へは事後の説明となったわけですが、その2回の意見交換会の中でですね、区長さんと、それから役員の方々と話をして、あれはあれでいいけども、人が登り降りできる階段を作ってほしいという最終的な意見が出ましてですね、本当の地元といいますか、その宮橋線沿線の住民の方の意見がもしかしたら十分反映されてないんじゃないかということも含めて、再びですね、狸河内の区長さんとお話をしたんですけども、もうあの2回の意見交換会で決まったことが、あそこで出た意見が狸河内ですね、沿線住民、宮橋線の沿線住民も含めた、区としての総意として取り扱ってもらって構わないという回答を得てますので、今のところその階

段を作る方向で進めたいと考えております。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 後づけの言い訳だと思いますよ。出来上がってから。それは私はよく聞いておりますよ、地元ですから。そんなことは答弁にはなりませんよ。おたくたちは施設を作ってから地元の了解を得ますか。地元の了解をしてから施設を作るわけでしょう。言い訳はしないでください。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 以上で、松本良人君の一般質問を終わります。

ここで11時10分まで休憩といたします。

-----○-----

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（野崎幸洋君） 時間前ですが、全員おそろいですので引き続き一般質問を再開いたします。

それでは、通告8番、山口利生君。

○2番（山口利生君） 通告8番、2番議員、山口利生です。質問通告書に沿って町長へ質問いたします。

最初に、外国人材の育成・確保対策についてお聞きいたします。

令和7年11月3日の熊日新聞報道によりますと、全国の自治体のうち13都道府県の27市区町村において、今年1月時点で技能実習生を含む外国人労働者の割合が10%を超え（全国平均3%）、全国の在留外国人は昨年末376万人余、前年比35万人増となっています。国立社会保障・人口問題研究所は、2070年には在留外国人が10.8%に達し、日本人の15～64歳の現役世代人口は、2020年から2040年の20年間で1,500万人が減る急減期となり、人口知能活用による省力化が期待されるものの、外国人頼みの局面が続く可能性があるとのこと。

政府は、令和7年9月26日の閣議で、技能実習に代わる外国人材の新たな受け入れ制度「育成就労」を創設する改正入管難民法などの関連法を令和9年4月1日から施行すると決定し、施行に合わせて、平成5年に創設された技能実習制度は廃止されます。外国人材の育成・確保を目的とする育成就労では、農業や建設業など人手不足が深刻な17の産業分野で受け入れる予定で、原則3年働いた後、中長期での就労が可能な別制度「特定技能」への移行を促すとしています。技能実習は、安価な労働力の確保手段として使われ、職場変更が認められず、劣悪な環境から逃げる失踪者も相次いでいたことから、育成就労では同じ業務分野で職場を変える「転籍」を一定条件で認めるとのことです。

熊本県内で暮らす外国人は、今年1月時点で全体の1.7%に当たる2万9,000人余で、10年前と比較して約3倍に増加し、特に台湾積体回路製造(TSMC)が進出した菊陽町と周辺自治体の増加率が高い伸びとなっています。熊本県では、増加している在留外国人の受け入れ環境を向上させるため、令和6年度に木村知事をトップとする「外国人材の共生推進本部」を立ち上げ、在留外国人が生活する上での困り事の解消や、雇用環境の改善に向けた施策を推進しています。

苓北町の在留外国人は、令和7年10月31日時点の住民基本台帳によると、総人口6,064人のうち、外国人は89人(全体の1.5%)で、5年前の令和2年10月末に比較して総人口が941人の減、外国人は14人増加しています。外国人労働者は、高齢化が進んでいる農業や縫製産業の重要な労働力となっており、近年病院や介護分野での雇用も増加しています。

令和9年4月1日から育成就労制度に移行した場合、技能実習生がより良い職場、より良い自治体へ転籍することが可能となり、苓北町の外国人労働者が町外へ転出するのではと思います。苓北町には、農業や縫製工場にベトナム人技能実習生が多く雇用されており、技能実習生の新たな雇用が厳しくなると、基幹産業の衰退に拍車がかかるのではと危惧します。外国人労働者が長く苓北町で働いてもらうためには、安心して生活できる環境を整え、町民と外国人が楽しく共生できる社会を構築することが喫緊の課題と考えます。そのため、ベトナム語と日本語が話せ、苓北町の生活や慣習を理解できる在留外国人を会計年度任用職員として雇用し、外国人の困り事相談や町民との交流促進を図られてはと思いますが、町長の考えをお聞きします。

次に、ナショナルサイクルルート指定についてお聞きいたします。

令和8年7月20日は雲仙天草国立公園指定から70年を迎えます。VISIT天草プロジェクト実行委員会は、雲仙天草国立公園指定70周年記念イベントとして、来る12月13日(土曜日)、14日(日曜日)の2日間にわたって、天草の海岸沿いの景色や地元の食を楽しむ「天草一周!あまいちグランfond2025」を初開催されます。13日は、富岡港を発着する下島約80キロメートルコースと、下島一周約140キロメートルを走り、翌14日は、上天草市姫戸地域振興センターを発着する上島一周約80キロメートルを周遊します。このイベントは、国内外の自転車愛好家に天草地域の自然と景観、おいしい食べ物等の魅力をPRし、交流・関係人口の増加、周遊による地域経済活性化と、天草地域におけるサイクルツーリズムの更なる推進を目指すことを目的とされています。このイベントが大成功するよう、山崎町長を先頭に、町民挙げて応援していただきたいと思います。

さて、去る10月29日に開催しました建設経済環境常任委員会と天草広域本部との意見交換会において、土木部維持管理課長からナショナルサイクルルートへの指定につ

いて説明を受けました。国土交通省は、自転車を通じて優れた観光資源を有機的に連携するサイクルツーリズムの推進により、日本における新たな観光価値を創造し、地域の創生を図るため、ナショナルサイクルルート制度を令和元年度に創設されました。自転車活用推進本部（事務局は国土交通省道路局）で候補の選定が行われ、第三者委員会による審議を経て、自転車活用推進本部長（国土交通大臣）が指定し、現在、全国で6か所指定されています。

熊本県は、令和8年度に予定されている第3次指定に、JR三角駅から天草西海岸を通り、牛深港に至る区間（延長140キロメートル）のナショナルサイクルルートを、関係自治体と一致協力して目指すとのことです。現在、ナショナルルート指定への環境整備は進んでいるが、指定要件がハード・ソフト両面から一定の水準を満たす環境が必要であることに加え、魅力的な環境を国内外に向けて情報発信するとともに、一貫したコンセプトのもとで継続的に利用環境の水準を維持し、更なる向上を図る必要があるとのことです。

ナショナルサイクルルートの指定は、苓北町が進めているサイクリングツーリズムの振興に大きなインパクトを与え、観光振興に大いに寄与すると思いますので、苓北町の情報発信や走行環境の整備等への考えを町長へお聞きいたします。

以上で一般質問を終わります。町長の答弁に対して、一問一答方式により自席にて再質問させていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の山口議員の質問に答えさせていただきます。

まず1項目目の、外国人材の育成・確保対策についてでございますが、議員のご質問にもありましたとおり、令和7年10月末現在の苓北町の外国人登録者数は89名で、国籍別では、ベトナムが最も多く45名、続いてミャンマーが22名、インドネシアが9名と、その他の国を合わせて9か国の方々が多様な仕事に従事されています。

そのような状況の中、苓北町におきましては、天草市にございますワールドフレンズ天草という団体に委託をしまして、年間を通じた複数の言語による相談対応や、苓北町役場の大会議室を会場に、町主催で年4回の交流事業を実施し、その支援にあたって協力をしていただいているところでございます。

令和6年度は55件の相談に対応をしていただいたほか、交流事業では、例えば現職の警察官をお招きし日本の交通ルールや、薬剤師の方をお招きしての病院の受診や薬の受け取り方など、日本で生活する上で必要な知識の習得をお手伝いをしてもらっております。

当該団体は、天草市でも同様の業務を受託をされておまして、また、県内全域の外国人を支援する業務を受託されていることから、外国人相談のノウハウも蓄積されてお

られますので、基本的には引き続き、現在を委託しているワールドフレンズ天草にご支援をお願いしながら、外国人の方々との共生のための取り組みを継続してまいりたいと考えております。

次に2項目目の、ナショナルサイクルルート指定についてでございますが、平成30年6月に、自転車活用推進法に基づく自転車活用推進計画が閣議決定をされ、観光立国実現に向けての重点施策の1つとして、サイクルツーリズムの推進が位置付けられたことを受けまして、平成31年1月に、天草2市1町、そして国及び県、警察、観光協会を構成員とした、天草地域サイクルツーリズム推進協議会が設立をされております。

この協議会は、天草地域におけるサイクルツーリズム環境の向上を、ハード・ソフト両面から支援することで、来訪者の増加や地域のにぎわいを拡大させ、地域振興を促進することを目標に、サイクリングルートの設定及び安全性の向上に関する事業、サイクリストのサポート、受け入れ環境の向上に関する事業、サイクルツーリズムの普及拡大に関する事業などを推進しています。

この天草地域サイクルツーリズム推進協議会と協働をし、苓北町では、温泉センター麟泉の湯から、町道や国道を通り、富岡半島を一周する、延長約12キロの「苓北町、富岡周遊コース」を設定し、これまで町において舗装の補修や、矢羽根、路面に青の表示等があるのはご存じかと思っておりますけども、この矢羽根等の路面標示の設置など、ハード整備に現在取り組んでいるところでございます。

今回ご質問の、ナショナルサイクルルートにつきましては、この「苓北町、富岡周遊コース」を含んだ天草上島・下島全体のコースが計画をされておりました、来年度、天草地域が指定をされますと、九州初の指定となりますし、議員ご指摘のとおり、苓北町にとりましても、新たな観光価値の創造、地域の活性化が図られるものと大いに期待をしているところであります。

そのような中、天草地域及び苓北町におけるサイクルツーリズムの推進、知名度向上の取り組みとして、2市1町の首長でもお話をし、推進をしてきました取り組みですけれども、天草地域全体で、国立公園指定70周年記念イベントとして「あまいちグランフォンド2025」を、12月13日（土曜日）と14日（日曜日）の2日間開催をすることになりました。13日の下島コースは、苓北町の富岡港をスタート・ゴールとして、140キロと80キロの2コース、14日は上島コースの、上天草市の姫戸地域振興センターをスタート・ゴールとして、VISITあまくさプロジェクト実行委員会、これは天草広域本部の中にごございますけれども、その主催により開催をすることになりました。

また、このほか苓北町におきましては、天草市・天草宝島観光協会・天草れいほく観光協会と連携・協力をし、昨年度、令和6年度から引き続き今年度も、E-bikeの

レンタサイクル事業を実施をしております、令和8年1月31日まで実施中でございます。風光明媚な天草西海岸の景色を楽しんでいただきながら、美しい景観を再認識してもらうよう取り組んでいるところでございますけれども、このような取り組みを継続して行うことによりまして、天草地域におけるサイクリングルートの認知度向上、及び地元住民のナショナルサイクルルート指定に向けた機運醸成につながっていくものと考えているところでございます。

ナショナルサイクルルートの指定を受けるためには、ハード面におきましては、道路の整備や路面表示、案内看板の設置はもちろんのこと、自転車のトラブルに対応できる環境を備えた休憩所の設置や、サイクリストが安心して宿泊できる宿泊所の確保など、走行環境、受入環境の整備が求められてまいります。

ソフト面におきましては、指定の要件として、地域の魅力を満喫でき、地域資源にも寄与する環境を備えていることや、誰もが容易に情報が得られる環境を備えていることなどが設定をされております。

この点につきましては、町のみならず、民間事業者の方々の協力が不可欠でございますので、苓北町の特産品を味わえる飲食店や、観光情報・宿泊施設の情報などを提供している観光協会などへの働きかけを行ってまいります。

このようなことから、苓北町といたしましては、町内及び天草全体のサイクルルートが、安心・安全で魅力あるルートとなり、来年度、天草地域がナショナルサイクルルートに指定され、天草の魅力が全国、そして世界へと発信できるように、関係機関と連携を取りながら、引き続き自転車走行空間の整備を進めてまいりたいと考えております。

なお、今月24日、県庁におきまして、木村知事と2市1町の首長が集まりまして、この申請を行う旨の公表をですね、発表することにいたしております。

以上、山口議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） ありがとうございます。それでは再質問をさせていただきたいと思っております。

まず外国人材の育成・確保対策について再度質問いたします。

苓北町の外国人の国籍はベトナムが45人、全体の51%、ミャンマーが22人、25%、インドネシアが9人、10%ということで、今あの、ひと昔前はフィリピン、中国の方が多かったと思いますが、最近、全国的に見ても、東南アジアからの外国人の方の来日が増えているようでございます。また、この方たちは苓北町ではどのような職場、職域で働いておられるのか把握されていらっしゃるでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 企画政策課長。

○企画政策課長（山下晃弘君） この方々がですね、どこに勤めておられるかというの

がですね、窓口のほうでの外国人登録の際、在留資格の登録はあるようではございますけれども、その勤務先については登録がされるようにはなっていないということで、正確な数は分からないんですけれども、主に農業であったり縫製工場等に勤めてらっしゃるとは聞いております。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） 今から苓北町も外国の皆さんとの共生を進めていくというふうな、これ計画の中にも謳ってありますけれども、やはり企業名等についてはこういう質問の中で企業名を何人何人という、こんなことへの回答はなかなか難しいと思いますが、町としてですね、農業分野であるとか、製造業分野であるとか、施設、介護施設ですね、とか病院、その辺りの業種ごとにはですね、やっぱりきちんと役場としても把握しながら、どのような労働環境にあるのかとかいうことをまずきちんと押さえていかないことには、雇用主任のまま行政は、それには手を触れないというような形であればですね、やっぱりその外国人の皆さんとの共生というものはとても立ち行かないのではないかと、いうふうに思います。これ分かってて答えられないのかどうかはありますけど、もし本当にそういうことの把握をされてないのであれば、やっぱりきちんと情報は掴まえていただいて、ぜひこれから先、それぞれどのような職場環境で、どのような苦労されているのかということも把握しないと、なかなか施策としては取りづらんじゃないかと、いうふうに思いますので、ぜひ掴んでいただきたいと、思います。

今の町長の答弁の中で、苓北町が取り組んでいる、外国人が生活しやすい環境整備のためには、天草市の外国人支援団体であるワールドフレンズ天草の方に業務委託をされておられます。令和6年度の決算は71万、令和7年度も同じぐらいの予算化をされておられますけれども、今回の中で苓北町に住む外国人からは55件の相談に対応しているというふうな回答がございました。この相談内容についてですね、町のほうにもどのような相談があって、またその相談に対しては町としてどのような対応をされているのか教えていただければと思います。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） その前に、先程のどの職種に就いておられるかということですが、確かに山口議員おっしゃるように、これはですね、町としてしっかり把握しておく必要があるか、と思います。私のほうもですね、今日もちよっと来るときに一緒に会ったんですけど、自転車ですね、レタスの圃場に向かっておられました。そういった農業関係でもですね、今収穫等の作業を手伝っていただいております。

また、相談の中身につきましてはですね、昨年度外国人の方の交流を行った際にいろいろ困り事等をお聞きしまして、例えば先程言いました日本の交通状況でありますとか、病院に行ったときの対応、そういったものがなかなか分かりにくいというお言葉をいた

だいたいで、この事業者の方に委託してですね、そういったところの研修といいますか、お話をいただいているという状況でございます。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） まずそういう相談の中でですね、交流事業の中で、警察呼んでの、私もこれは必要と思います。いつも外国人の方で、仕事行かれるときは全部自転車で連なって行っておられます。やっぱりそういうことで、今回から飲酒運転であるとか携帯電話をしながら運転するというのには罰金がかかってくるというようなこともあってですね、やっぱりその辺りはきちんとやっぱ知らないままやっていると大変なことになろうかと思しますので、引き続き必要かと思えます。ただ、ちょっと心配するのは、私が今回提案したのはですね、困り事の相談であるとかいう中で、やっぱりその天草市のその支援団体自体があるということは、どのような形で、その業者の雇用主の方にも示していらっしゃるのがよく分かりませんが、やっぱりなかなかその電話相談としてもですね、個々具体的にはなかなか相談しづらいんじゃないかなというふうなことを危惧したものですから、今回実際に、やっぱり行政と自分たちの置かれているところとの連携がうまくいけば、雇用主に対してもこういう劣悪であるとかいうようなことがですね、行政に相談すると、雇用主との間で調整も町がしてくれるというようなことが現実であればですね、非常に仕事もやりやすい、雇用主の方から見るとせからしいというふうに思うかもしれないけれども、でもひいては、良い環境を苓北町を整えてるというようなことであればですね、やっぱり外国人の皆さんから選ばれる苓北町になっていくんじゃないかなというふうな考えで今回質問いたしました。

実際に11月30日の熊日新聞にも書いてありましたけれども、この外国人の人が、日本人もそうですけれども、東京圏への集中傾向が出ているというふうに記事が出てました。やっぱりこれが令和9年4月から、就労支援制度というふうに変っていくとですね、高い給料を求めてですね、どうしても都市部のほうに出ていくんじゃないかと。熊本県でもTSMCさんが菊陽町に進出しましたけれども、やっぱりここは非常に都市部と同じぐらい高給を払ってですね、人を集めていらっしゃいます。その関連企業も当然それに倣って高い給料を払うというふうになると、外国人の労働者の奪い合いが熊本県内でも非常に強くなっていくんじゃないかなというふうなことが危惧されます。これはもう町長も同じような考えでいらっしゃるかと思います。そうなってくると、今までのように技能実習生を外国から連れてくる組織というのがあって、そこでうまく具合に回していくんだと思えますけれども、日本に来て3年そこで働けば別のところにも今度は外国人の意思で行けるようになります。すぐすぐはならないと思えますけれども、でもそれが定着していけばですね、やっぱりその動きは加速していくんじゃないかと。この新聞の中でも、転出が多い自治体については、海外からの受け手という状態で、ま

あ入り口ですね、その一定期間は何とかなるけれども、その後、ある程度終了したら外に出てってしまうというふうなサイクルが定着していくと。今でも少子高齢化で働き手がない苓北町にとってはですね、非常に高齢で廃業される方、農家の人も今、平均年齢70歳で、夫婦で一生懸命頑張っておられる方も、あと10年後はもう80になると。多分、農業をするのも非常にしんどくなって、どうにかもうやめたいという方が多くなっていらっしゃるかと思います。かといって若い人は、苓北町には入ってこないというふうになってくると、衰退の一途を辿っていくというのが目に見えてくるんじゃないかなというふうに思います。

苓北町にはですね、ベトナムから技能実習生として来日されてですね、縁あって町民の方と結婚されてですね、子どもを1人もうけられてる。今保育園のほうに通わせていますけれども、そのような、今は幸せな家庭を築いていらっしゃる人もおられます。その方にお話聞いたらですね、やっぱり結婚したときに非常に心配だったと。果たして生活できるかどうかと。ただそのときに役場の保健師の方がですね、非常に親密にいろんなサポートをしてくれたと。そのおかげで、妊娠から出産までは安心して子どもが産めて、今はまた元気に子どもを育てているということで、大変感謝されてました。やっぱり頼れるのはですね、役場だと思います。やっぱりそれだけの、やっぱり役場の職員は親身になって、町民の皆さんの福祉の向上であるとか、いろんな施策について、頑張っていてやっていただいているというふうなことは私も十分認識しております。ただそのときに、何でそのベトナム語話せるかというふうに話すと、役場の人は英語は少し話せるかもしれないけれども、東南アジアの言語を向こうから言われたときには、多分理解できないんじゃないかというふうに思います。やっぱりそれと、これは守ってくださいというふうに日本語では書くのは書けますけれども、今度はそれをもう向こうの言葉に直すということも非常に至難のわざじゃないかと思います。そういう面ですね、両方の言葉が理解できるというような方を1人でも役場の中に雇用しておく、いろんな面で、その方が来たときには、各課にこうこうこういう事情でどうなってるかというふうなことも聞こえる、通訳もできるし、また、先程申し上げた、これは守っていただきたいという習慣とかルールとかいうことも、やっぱりその言葉で相手の言葉で書いてやれば、向こうも理解をしやすいんじゃないかというふうなことになろうかと思います。やっぱり気持ちはあっても言葉が通じると、なかなか相手とのコミュニケーションができませんので、そういう意味では、天草市のワールドフレンズのほうに委託してる、それで十分だというような考えではなくてですね、やっぱり役場と雇用主と外国人、この三角関係ができるだけうまくいくというような取り組みを行うことでですね、やっぱり県下でも外国人が一番幸せに働ける町だというふうなイメージを打ち出すことが必要ではなからうかということで1つの案として提案しましたが、その辺りに対しては、町長はどのようなお

考えなのか、再度お聞きいたします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 確かに山口議員がおっしゃるとおり、いろんな分野でですね、担い手が不足する中で、その雇用を支える人材の確保というのは不可欠でございますので、今後ですね、そういった中では、やはり外国人の方をお願いするっていうことはですね、増えてくるかと思えます。そういった中では当然今山口議員がおっしゃったように、やはりしっかりサポートしていく体制づくりが必要だと思えますので、これは引き続き今後の検討事項として、課題とさせていただきますと思えます。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） ぜひ前向きにですね、検討を、ただ・・・やっぱこういう会計年度任用職員であるとか集落支援員であるとかいうふうな制度を設けてですね、それにかなうような形で外国の方を役場に1人置くというようなことは、今後非常に重要なことになろうかと思えますので、ぜひその辺を考慮しながら、施策に反映をできないか、ぜひ検討をお願いいたしたいというふうに思えます。

次に、またこれに関連してですけれども、今茶北町では、農林水産業を始めとした町内産業の維持活性化を図るための取り組みとして、国内人材確保のため、特定地域づくり協同組合の設立を目指されていますよね。マネージャーと集落支援員、今2人、この設立に向けての準備作業に取りかかっているらっしゃるかと思えます。この中でですね、確かに人手不足に悩む農家と、農作業に従事したい人材のマッチングっていうのは非常に重要でございますけれども、なかなか移住・定住っていうことで施策を展開しても、なかなか茶北町に来ていただける方がいらっしゃらないというのが現状じゃないかと。これは茶北町だけにかかわらず、やっぱり山間部の地方自治体は共通の悩みかと思えます。若い人も農業になかなかきつから従事しないというのが、最近の傾向かと思えます。そういう中でですね、農林水産省ではこの人手不足に悩む農業に対して、この外国人の労働者を使うというようなことが検討されていてですね、それを見ましたら、農業分野における特定技能外国人を雇用する特定技能所属機関制度というのが創設されているというようなことでございます。これについては農業特定技能協議会というのが今設立をされていらっしゃるようでございますけれども、この構成員になるというのが義務になっているようでございますけれども、この特定地域づくり協同組合、国内の人材というのが今ありますけれども、これに2枚看板をつけてですね、こういう特定技能の外国人を雇用して、今不足しているところに派遣をするというようなことができないものなのか。その点についてお聞きいたします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） まず特定地域づくり事業協同組合につきましては、今改めて今

年度からですね、専門の方をお招きをして準備を進めてますけれども、一応12月の19日に設立総会を開催する運びとなっております。今のところですね、構成としては農業関係が主なんですけども、将来的には、現在担い手が不足しております介護や福祉の現場も含めて、あるいは旅館でありますとか、そういったいろんな産業の分野に広がっていければいいかなというふうに思っております。やはり課題なのは今、山口議員おっしゃるとおり、就労していただく人材の確保ということになりますので、まず今のところこの制度では、日本人の方を確保するという形になろうかと思っておりますけども、やはりその外国人材も含めた形で広がりができるれば、なお一層人材の確保に大きくつながっていくと思っておりますので、そういった分も含めて、そこは前向きに検討させていただきたいと思っておりますし、併せまして今、国の方で2地域居住、2拠点居住ということですね、取り組みが進められておりますので、これにつきましても今併せて準備を行っております。そういった中で、住まいと生活、産業ですね、働き口、そういったことも含めて、苓北町においていただくような形ができないかというようなことで取り組みを進めておりますので、この2つをですね、うまく重ね合わせた中で、町内の各産業の担い手不足を少しでも解消することができればというふうに考えているところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） ぜひこれは国の制度の中でですね、国内人材と外国人材の派遣ですね、これが今のところ別々で走ってるかと思っておりますけれども、ただ、こういう地方にとってみればですね、この2つを作るというのは非常に難しい問題だと思います。ですから、ぜひ農林水産省の方に、これを合体させるようなことで対応できる組織というものを、ぜひ制度を見直し、もしも制度で駄目ならばですね、制度見直しをしていただいて、ぜひ進めていただけるような方向で、これは熊本県とですね、そういう話し合いをぜひ持っていただいて進めていただければと。やっぱそれが技能実習で来られた方が今度は次に転職するときに、町内で施設、介護施設もあり、病院もあり、いろんな分野、旅館もあり、どんどんどんどん今そういうようにほかのところでは進んでおりますからですね、そこで日本語教育を教えたりとかするようなことも考えながらですね、囲い込みということを進めていただければと思いますので、ぜひご検討をお願いいたします。

次にナショナルサイクルルートの指定について、いろいろとありがとうございました。

もう前準備をずっと進めていらっしゃって、もう令和8年、来年だもんですから、その辺りで観光協会が今、観光関係は情報発信をされていらっしゃると思います。一本立ちに向けて今、マネージャーであるとか、集落支援員を地域づくり協力隊も含めてですね、相当な人数を入れて、今、観光協会をてこ入れをされているところでございます。そういう中で、ぜひ活用しながらですね、これが指定に向けてできるような形でお願い

いたしたいと思います。

それでは質問ですが、12月13日に開催されます「天草一周！あまいちグランフォンド2025」、これの参加者、それとスタッフについて、もう申込みは締め切られてましたですね。23日までだったですか。今現在どのような状況なのか、分かれば教えてください。

○議長（野崎幸洋君） 商工観光課長。

○商工観光課長（稲尾浩二君） 12月13日のですね、下島コースの分について答弁をさせていただきます。まず140キロコースですね、こちらの方が定員30人に対して30人、満タンでございます。80キロコースですね、こちらの方が定員が170人だったんですけれども、最終的にですね、130人の申込みがございました。合計で160人ですね。の方々が参加される予定となっております。

○2番（山口利生君） ボランティアは。

○商工観光課長（稲尾浩二君） すいません、ボランティアがですね、苓北町からは苓北中学校の生徒さんと天草拓心高校マリン校舎の生徒さんがボランティアとして申込みをいただいております。合計でですね、22名だったと思います。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） ありがとうございます。苓中とマリン校舎の生徒を動員というようにございますが、よかナビで、この関係で流されたのは2回ですよ。

○商工観光課長（稲尾浩二君） そうです。

○2番（山口利生君） だから町民は多分知らない人が多いんじゃないかと。私もボランティアに入れようとしたら、スマホが拒否されてですね、申込みできなかったところがありました。そういう面でやっぱり苓北町だけじゃなくて40人だったから、この天草市がその沿道とかにも当然あと26、このくらいの数字は集まっているかと思いますがですね、今は苓北町だけで25人ですからですね。やっぱり、やっぱり沿道が多くなると走っててですね、楽しくないんじゃないかというふうに思います。そういう意味ではやっぱり富岡港発着であるならば、やっぱりその出発とか帰ってきたときには、町民が諸手を挙げて、お疲れでした、行ってらっしゃいとかいうようなことがですね、できると、苓北町は非常にあたたかい町だというふうに思われるんじゃないかと思いますがけれども、そういう面ではやっぱりよかナビを通じてでもですね、町民の方に周知していただいて、ぜひ成功に結びついていただくような形でお願いいたしたいと思います。

ちなみにこの大会を盛り上げるために、当日はマルシェとかもイベントは開催する予定でございますか。

○議長（野崎幸洋君） 商工観光課長。

○商工観光課長（稲尾浩二君） 12月13日（土曜日）ですけれども、まず富岡港の

船客待合所の中ではですね、毎週土曜日に開催しております土曜港朝市ですね、そちらの開催が行われます。併せましてですね、船客待合所の中の、昔のですね、観光案内所として使用していた部分ですね、そちらのほうをお借りいたしまして、観光協会のほうですね、町内の会員さんの販売している物産等をですね、観光協会の方が受託販売のほうをですね、行う計画といたしております。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） できればですね、やっぱり荅北町をPRするためにはやっぱり、いろんな方が来られるときにそういう場を通してですね、PRするということに積極的にされるのかなというふうなことでですね、今ちょっと質問したところです。

やっぱり大きなイベントは自分とこのイベントよりもほかのイベントのときにどんどんPRすると。準備も大変でしょうけど、そういうふうな準備が必要かなと思います。もうあと期間がないからできないかと思いますので、ここでもう1点ですけど、今フェリー乗り場の横の岸壁、埠頭というんですかね、今、立入禁止がされてます。魚釣り禁止というのがかけてあって、そこで立入りができませんが、今回イベントでどうしても場所的に手狭じゃないかと思いますが、あそこを一旦その日だけでも開放するというふうなことは考えられていらっしゃるのかどうかお聞きします。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 富岡港のですね、突き出た部分の突堤だと思うんですけども、あそこは路盤といいますか、あそこが陥没するような状態、今は応急的にはですね、復旧はしてるんですけど、あと何かこう照明あたりがぶらんぶらんしてたりとかですね、もちろん海に落ちる落ちないの安全面もあって、今県のほうでは立入禁止という措置になってるんですけど、私が言いましたその辺りもありますので、そのまま立入禁止の状態、このイベントのときに入るという形は取らないように考えております。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） この件についてはまた3月議会です、もう少し詳しく状況辺りをお聞きいたしたいと思いますが、できるだけ遠方から来られる方ですね、よりよい荅北町をどう見せるのかというふうな観点をですね、観光面から十分検討をして、こういう大きなイベントのときは十分利活用をしながらPRに努めていただきたいというふうをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○町長（山崎秀典君） 最後に一言よかですか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 12月13日の件につきましてはですね、先程言いましたけども、140キロのコースがですね、7時のスタートになります。それから80キロのコ

ースが8時半のスタートになります。

この式典にはですね、金子国交大臣のほか国交省からもですね、道路交通局の参事官、それから道路交通の管理課長、自転車活用の参事官も選手として参加していただくようなことになっておりますので、ぜひ皆様方にもご声援をお願いできればと思います。

コースとしてはですね、富岡を出発してまず天草市本渡のほうに参ります。それからずっと回ってきまして、最後は西海岸を通過して、夕日が出れば夕日を見ながら、富岡港にゴールをするというコースになっておりますので、ぜひご声援をお願いできればと思います。よろしくお祈りいたします。ちなみに私と馬場市長も参加をしたいと思っておりますのでよろしくお祈りいたします。

○議長（野崎幸洋君） これで山口利生君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため1時まで休憩といたします。

-----○-----

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（野崎幸洋君） 若干時間前ではございますが、皆さんおそろいですので、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

通告9番、田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） 議員ナンバー1番、田嶋健司が、通告に従い一般質問を行いたいと思います。2点について一般質問を行いたいと思います。

まず1点目、地域保全とふるさと納税増収への取り組みについての提案。

農林水産省は、優良農地として転用を禁じている農用地区域内の農地面積が、2023年で396万7,000ヘクタールとなり、2030年に397万ヘクタールを確保するとした政府目標を下回り、中山間地で高齢化や担い手不足による荒廃農地の発生が進み、前年度から1万1,300ヘクタール減少したと発表した。こうした中で、2023年4月の改正農業経営基盤強化促進法の施行に伴い、各市町村に2025年の3月末までに、集落単位で地域の農地をどう利用していくかを定める地域計画の策定を義務づけました。苓北町も、農業者を含めて地域計画の作成に取り組んでいます。

また、5年ごとに調査されている農林業センサスによると、2005年に208万5,000件あった農業経営体数が、2020年には109万2,000件と、高齢化とともに中小零細農家、兼業農家の減少で半減しており、中山間地や営農不利地では、農業者の減少が急激に進んでいることが発表されています。今年の2025年の調査では、さらに進んでいることが予測されています。

我が苓北町でも、農業者の高齢化や後継者不足による若手農業者の減少で、耕作面積

の減少による耕作者不在の農地や耕作放棄地が、中山間地や営農不利地に増加しています。先程の地域計画の作成でも、耕作者の減少が大きなネックになっています。

そこで今回提案するのが、耕作者が決まらない水田を「地域おこし協力隊」や都心部からの新規営農希望者に耕作・管理してもらい、そこでできた米をふるさと納税の返礼品として利用できないか、ということです。また、ふるさと納税の中に「水田オーナー制度」のような水田を一時的に貸し出すことはできないのでしょうか。

ふるさと納税で一番人気は米です。県内のふるさと納税額ランキング上位の市町村は、米が重要な割合を占めています。荅北町はほかの市町村と比べて米の数量を確保することができていないために、ふるさと納税額で大きく差が開いています。その解決策としても、この取り組みは有効であると考えますが、いかがでしょうか。この取り組みによるふるさと納税額を増加することができれば、施策支援を拡充することもでき、里山の保全対策にもなるのではないのでしょうか。

また、米価が決められることにより、営農計画が明確化し、就農へのリスクが低下し、新規就農希望者が営農しやすい環境もできるのではないのでしょうか。さらには、移住・定住の効果も期待できるようになる可能性もあります。

山崎町長のお考えをお伺いします。

2点目に、体育館施設の整備についての提案。

文部科学省と気象庁は、日本の気候変動について、最新の観測結果や科学的見地を取り入れた「日本の気候変動2025」を公表しています。報告書では、過去100年以上にわたり日本の平均気温が上昇していることが示されています。将来予測では、温室効果ガス排出削減が不十分な場合、21世紀末には日本の平均気温が現在より4℃以上も上昇するシナリオも示されており、猛暑日や熱帯夜は増加し、真冬の減少も予測されています。今年の夏は、北・東・西日本の全てで統計開始以降最も高い気温を記録し、平均気温偏差も+2.36となり、最高記録を大幅に上回っています。

気温上昇に伴い、野外・室内問わず、熱中症の危険性が上がっています。環境省は熱中症警戒アラートを今年の運用期間中に1,749回発表し、過去最多だったと報告されています。

先日、議会総務文教厚生常任委員会で町内各小中学校を視察した際に、教育現場の声としていろいろ聞く中で、気温上昇時の体育館使用の難しさの声がありました。スポットクーラーや大型冷風機が利用できるようになったが、限られた範囲での効果しかなく、熱中症を完全に回避するまでには至らないために、授業内容の変更などで対応しているということでした。

隣接する天草市では、令和6年度には全中学校の体育館・武道場の冷暖房設備の設置が完了しており、令和7年度中には全小学校もその設置が完了する予定です。

町内の体育館・武道館にはまだ1つも整備が進んでいない状況ですが、令和12年度の義務教育学校への移行も控えています。その設備整備についてどのようにお考えでしょうか。

山崎町長と錦戸教育長のお考えをお伺いします。

以上の点に質問し、答弁後、再質問を自席にて行いたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の田嶋議員の質問に答えさせていただきます。

まず1項目目の、地域保全とふるさと納税増収への取り組みについての提案についてでございますが、苓北町の令和7年11月現在の農地台帳の面積は約955ヘクタールであります。そのうち田の面積は約352ヘクタールでございます。そのうち、再生困難な農地を除く田の面積は、約8割の約280ヘクタールとなっております。またその中で、苓北町地域農業経営基盤強化促進計画、苓北町地域計画でございますけれども、その地域計画に位置付けた田の面積は、令和6年度末現在で田の、先程申しました田の面積の約5割に当たる、184ヘクタールとなっております。稲作経営で生産性の向上が見込めない地域の水田においては、畑地化や耕作放棄地化がますます進んでいくことが予想をされます。

このような苓北町の現状の中で、1点目の、耕作者が決まらない水田を地域おこし協力隊や都市部からの新規就農希望者に耕作・管理してもらい、できた米をふるさと納税返礼品として利用できないかというご提案をいただきましたけれども、この件につきましては、昨年度話し合っただけで決まらなかった町内9地区ごとの農業の在り方をどうやったら実現、具現化していくか、皆さんの思いをどうやって形にしていくのか、地域の皆さんで根気よく話し合いを続けていきながら、できることから、できる方々で進めていきたいということで、今年度7月2日の志岐平野・三区地区を最初に、9月19日の坂瀬川地区まで、計6回の地域計画勉強会を実施したところであります。さらに今後は、具体的な課題があり、課題解決に前向きな地域等におきまして、継続した勉強会を実施してまいりたいと考えております。

その中で、議員ご提案の、地域おこし協力隊や都市部からの新規就農者を受け入れる場合においては、経営や栽培指導などの体制づくりがまず重要となりますので、個人の方や地域、JAれいほくなどの団体と協力しながら、実現の可能性について検討してまいりたいと考えております。

また現在、苓北町の全産業における、早急な担い手の確保と定住人口の増加を目指し、特定地域づくり事業協同組合を設立し、まずは農業分野におきまして、令和8年4月から運用開始できるように最終的な準備を進めておりまして、今月19日には組合の創立総会を開催する運びとなっております。本事業により担い手を呼び込み、一定期間、特

定地域づくり事業協同組合の職員として農産物生産農家の仕事に従事し、経験を重ねられた上で、職員の選択肢の1つとして、独立して町内において新規就農ができるような仕組みづくりも併せて取り組んでまいりたいと考えております。

なお、米のふるさと納税返礼品としての利用につきましては、令和7年度熊本県主要農作物奨励品種に採用された水稻「にじのきらめき」を本年度から苓北町水稻地産地消費事業により、学校給食用米として、約69アール作付けをし、9月から町内小中学校の給食用米として供給をしているところでございます。

この取り組みにつきましては、JAれいほく、米部会の協力のもと、現在は3名の水稻栽培農家に協力をいただいております。このうちの1名の方の米につきましては、先日、福岡県宮若市で開催された米の食味コンクールにおいても上位の成績であったと報告を受けております。

今後は、学校給食での評価をいただきながら、課題である熊本県内でも一般向けの種子の安定供給体制が確立された場合、ふるさと納税米への提供につきましても、協力いただく水稻栽培農家の拡大を図りながら、取り組みへの協力をお願いしてまいりたいと考えております。

次に2点目の、ふるさと納税の中に、水田オーナー制度のような水田を一時的に貸し出すことはできないかにつきましても、1点目において申し上げました地域計画等における地域での勉強会などの中で、水田の作付けや管理、刈り取りなど、協力いただける地域や団体に協力を求めながら、実際の試行体験などを実施できるよう、前向きに進めてまいりたいと考えております。

このような取り組みの中で、ふるさと納税返礼品に加えられるかも含めまして研究してまいりたいと考えておりますけれども、現在耕作されていない農地をふるさと納税返礼品用の農地として活用することにつきましては、留意しなければならない点もございます。

それは、当該農地を耕作できる農地に復旧するためにかかる経費について、ふるさと納税の募集経費の一部としてみなされる可能性もあるということございまして、この場合は寄附金額の設定が高額にならざるを得ない問題が生じます。こういった中でやはり、この部分につきましては、耕作放棄地の解消対策の事業等でやるというようなことをですね、町としてきちんと基準等をつくりながらですね、やっていければというふうな今のところ考えておりますけれども、このようなことも踏まえまして、ふるさと納税返礼品の追加については、総務省のふるさと納税の運用ルールに照らしながら、違反とみなされないように慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

次に2項目目の、体育館施設の整備についての提案についてでございますが、近年、夏場の暑さは大変厳しく、子どもたちの健康管理や熱中症のリスクの低減、また、災害

時にはそれぞれの体育館が避難所となるため、防災拠点としての環境改善などの理由から、体育館施設への空調設備の整備は重要であると私も十分認識をしております。

苓北町では、令和2年度、3年度にかけまして、新型コロナウイルス対策交付金で、避難所用品の移動式スポットクーラーを整備しておりまして、整備品の活用を図る中で、令和6年度から熱中症対策として避難所用品の移動式スポットクーラーを活用し、各小中学校体育館へ2台ずつ設置をいたしております。また今年度は、同じく避難所用品の大型冷風機も追加で配備したところでありまして、授業や一般向けの夜間開放時に利用をいただいているところでもあります。

ご承知のとおり、令和11年度末をもって現在の小中学校を全て閉校し、志岐小学校周辺に義務教育学校を設置する計画となっております。従いまして、各小学校の校舎や関連施設については、今後それぞれの跡地利用計画を策定し、活用策を検討していく必要がございますけれども、志岐小学校を除く各学校の体育館は今のところ比較的新しく、まだ十分に活用できますので、閉校後は地域の社会体育施設としての利活用も考えられるし、望ましいのではないかと考えておりますので、引き続きですね、それまでの間は適切に維持管理を行ってまいりたいと考えております。

体育館施設の空調設備の整備につきましては、現在も様々な視点から検討を行っているところでもありますけれども、何せ高額になります。特に今は断熱材を使うという必要もありまして、この断熱材の部分を加えますと相当な金額になりますので、そういった部分も考慮する必要があらうかと思えます。

従いまして、令和8年度以降の空調設備の設置につきましては、既に設置をしております移動式スポットクーラーや大型冷風機の活用を図りながら、現在の各学校の授業における使用状況並びに、休日・夜間の社会体育における体育館の利用状況、指定避難所としての機能、義務教育学校の開校、閉校後の体育館の在り方、設置の費用や財源の見通し、ランニングコスト、整備した場合の冷房利用料など総合的に考慮しながら、順次、必要箇所には設置ができるように検討を行ってまいりたいと考えます。

以上、田嶋議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） まずですね、今回、1点目のふるさとの地域保全とふるさと納税増収への取り組みについての提案ですが、こちらはですね、私も1農家として農業経営を行っていますが、近年ですね、農地の管理をお願いされてくる方々がですね、結構増えてまして、個人的に、私個人的にはですね、引き受けてしてあげたいところなんです。さすがに面積が面積でですね、その要望に応えるのがなかなか難しいのが現状です。

またですね、苓北町地域計画で農地の集約や耕作者の生産計画などでですね、努力し

てですね、今のところその空いてる農地がないようにですね、地域の方々がカバーし合  
って穴を埋めている状況ではあるんですが、もう5年後10年後になると、もう全くカ  
バーできない状態がもう目の前に迫っています。それをですね、解消するためにはです  
ね、やっぱり外部の地域からの人間の力が必要になってくると思います。そういう、必  
要になってきてからではですね、対応が遅れてですね、どうにもならないという状況に  
もなりかねませんので、まず今の段階から動いて、そういうときのために準備していく  
必要があるのではないかと思うようにですね、今回このような提案をさせていただきました。

で、まずこの町外からですね、お越しいただくにあたってですね、やっぱり説明する  
際にですね、やっぱり収入とかですね、やっぱりそういうのが一番の興味があるところ、  
重要なところだと私は考えています。そこで収入の数字を弾き出すためにはですね、や  
っぱり正確な数字等が必要になってくると思いますが、野菜等ですね、変動する相場の  
状況でしたらですね、そういうのがなかなか確定しづらい面もありますが、このように  
ふるさと納税の返礼品としてですね、お米をいくらという単価設定ができることに関  
してはですね、そういうのを主にさせていただくという感じで説明して、試算していけ  
ばですね、ある程度の収入の計算が立つと思うんですよ。そういう計算が立てば、そう  
いう興味がある人、来てもいいかな、住んでみたいなっていう人に提案できれば、納得  
する数字が出ればですね、来てもらえる方も出てくるのではないかと、今回この  
ような提案をしました。

本当ですね、米の単価はですね、3年前までキロ200円から250円と低水準で  
ですね、稲作だけでは生活できない、買って食べたほうがいいっていう状況でありまし  
たが、ここ最近ではですね、キロ800円を上回るですね、単価で販売されています。こ  
こまで高い単価は続かないと思いますが、再生産価格のですね、キロ500円から60  
0円あたりの単価を維持しますとですね、そういう就農を目指す人、新規就農者でも単  
価で生活できるようなですね、指標が示せるんじゃないかと思って計算しているところ  
です。で、この良い点っていうかですね、もう1つのメリットとしましては、こういう  
里山ですね、中山間地は、圃場管理を含めて道路とかですね、河川の草払いや管理を  
ですね、今現在農家が自主的にですね、してる場所がありますが、こういう管理が  
できない人たち、高齢化でですね、もう草払いもできないっていう、耕作できない人  
たちが増えたらですね、もう荒れてしまいます。それを管理するのにもですね、こ  
ういう人たちの力だったり、ふるさと納税で税収が上がればですね、そういうのにも  
回していただければ、もう里山の保全と災害・防災対策にもなると考えています。  
そしてですね、できればそういう作る人にはですね、移住・定住も含めて  
ですね、人口増にも関わってほしいので、こういう提案をしてみました、町長の、  
先程お伺いしましたが、これを聞

かれてどう思われますか。ご意見をお伺いします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 私もですね、耕作放棄地の解消対策についてはやはり今の時点です、早めにやらなければならないというふうに思っております。地域計画の策定段階でも、やはり随分白地といいますか、まだ10年後、誰も耕作者が決まっていな土地がまだまだあります。やっぱりこういう土地は今後はですね、1年2年作らないと、それこそ耕作放棄地になって荒れ果ててしまいますので、早め早めの対応が必要だろうと思います。

そういった中でですね、今ご提案もありましたけれども、来年度から実施をします特定地域づくり事業協同組合の中でも、町外等からですね、担い手といいますか、従事者にも来ていただきますし、また、オーナー制度につきましてもですね、やっぱりそういう田畑があれば、田舎に来て田舎暮らしをしたいという方もいらっしゃいますので、そういった部分では二地域居住に向けた取り組みをですね、現在進めておりますので、こういったことを合わせて農業部門でもですね、そういう形ができれば農業をしたいという移住者の方も現れるんじゃないかと思っております。それがひいては、やはり耕作放棄地を増やさないための対策になるのではないかと思いますので、私もこれは前向きに進めていきたいと思っておりますし、その上でおっしゃるとおり、やっぱり所得がないとですね、来ていただけませんので、その分につきましては、やはりふるさと納税の返礼品として扱うことができれば、その部分につきましては耕作放棄地の解消対策等で支援を行いながらですね、ある程度上乘せした補助をしながら、賃金の確保ができるように取り組めればと思っておりますし、先程申しました地域事業協同組合の職員については、国からの補助金も半額ありまして、残りはですね、町の負担、特交措置にもなりますけれども、いくらかほかの部分よりも賃金も高めに雇うことができますので、こういった制度をうまく利用してですね、町内に移住・定住される方、関係人口として関わっていただく方をですね、増やしていきたいと思っております。ご提案ありがとうございます。

○議長（野崎幸洋君） 田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） その特地協なんですけど、大変すばらしい制度になることを期待しています。でですね、この稲作だけっていうのでですね、提案したのは、もしですね、その稲作、この米だけの就農で労働された人はですね、冬場は暇になってきます。管理等で、もしそれで収入が足りなければですね、レタス農家にですね、協力していただいでですね、冬場の労働力と賃金確保の両利点でですね、農家も喜ぶし、そういう振り分けをですね、特地協の慣れた人が登録してもらってして、割り振りをしてもらってということになればですね、ますますですね、そういう活動と経営がですね、安定すると思っておりますので、その辺も含めてお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） おっしゃるとおりですね、まず働き口がないと困りますので、そういった部分ではですね、やはりそういった1年間を通じてですね、町内で働いていただくということも大事にしたいと思えますし、今ですね、今回の協同組合の加入の方は農業が主ですけども、先程山口議員の質問にもお答えしましたとおり、今後はですね、福祉の現場でありますとか、介護、それから観光面、それから役場の業務にも制度の改正が行われまして、従事していただくこともできましたので、そういったことも踏まえてですね、やはり町内にそういった形で来ていただく方を増やしていければというふうに思っております。

○議長（野崎幸洋君） 田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） それでですね、水田オーナー制度の件に移りますが、こちらの方はですね、水田を作ってもらって、作ってもらったお米を自分たちで食べてもらうっていうのもあるんです、目的もあるんですが、この水田オーナー制度がですね、できればですね、水田が少ないですね、長崎市あたりですね、方々に、稲作体験、水田のですね、体験を、稲作の体験をしてもらう用地としてもですね、活用できないかと思っておりますね、それが市民だったり小中学校だったりですね、に船を、航路を使ってきてもらって収穫とかですね、田植えとかですね、そういうシーズンの体験を何回かしてもらって、長崎～富岡航路のですね、利用促進効果もですね、つながるんじゃないか、交流人口の拡大にもつなげていけるんじゃないかと思っております、ここにちょっとオーナー制度っていう水田の、別の利用の方ですね、提案したところです。この点についてはいかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 水田オーナー制度につきましては、今子どもを対象にということも大変素晴らしいご提案だと思います。現在、町のほうでは土地改良区が主体となりまして、町内の小・中学校を対象にですね、田んぼの学校ということをしていただいておりますけども、これをですね、長崎交流をさらに広めようとしている長崎市の子どもさんたちにも広げていくということも、大変素晴らしいことだと思いますし、来年ですね、年明けには長崎市のほうに出向きますので、そういった交流の在り方もご提案を試みたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） ぜひですね、これはですね、ふるさと納税だけでなくですね、ほかの利点もありますので、ぜひ計画、推し進めていっていただきたいと思えます。

続きまして2点目ですね。体育館の施設の整備についてですが、各小中学校の体育館へですね、2台ずつ設置してあり、大型冷風機も追加で配備してもらいそうですね、私が令

和6年3月の一般質問で提案したことを実行していただき、誠にありがとうございました。しかしですね、せんだって総務文教厚生常任委員会ですね、各校訪問したところですね、富岡小学校の先生からですね、スポットクーラーを2台使用すると電源が落ちるために、1台しか使用できないと聞きました。

一般質問の中でですね、当時の一般質問の中で、苓北中学校体育館でも同じようなことが起きていたので、電圧の確認と、使用できるようになってというお願いをしましたが、ちゃんと確認ができていたのでしょうか。お伺いします。

○議長（野崎幸洋君） 教育課長。

○教育課長（吉本英明君） スポットエアコンの電源が落ちることについてでございます。議員おっしゃられますように、議員から令和6年の9月にですね、各避難所の電圧確認、停電時の電源確保等についてのご質問をいただいたところでございます。

まずですね、同時に使用した場合、電源が落ちる条件といたしますか、理由なんですけれども、原因につきましては、そもそもスポットエアコンの電源が定格15アンペア以上のコンセントを単独で使用するということになっております。それを踏まえて、解決策としましては、アリーナ、ステージ、倉庫など、別系統のコンセントをですね、使用すれば、2台同時動くということが可能ということで、昨年ご指摘をいただいた後にですね、うちの職員と総務課の防災担当のほうで各学校を回りまして、実際に稼働の実証もしております。ご指摘のありました富岡小学校でも、アリーナと倉庫及びステージの電源を確保すると、それぞれ2台の稼働はしているというような確認はとれております。各学校の調査結果につきましては、漏電ブレーカーの系統を確認してですね、スポットエアコンを配置してくださいというようなお願いをしておりましたので、学校内でのちょっと情報共有の不足なり、私たち教育委員会からのですね、情報提供の在り方にちょっと問題があったのかなと反省をしておりますけれども、実際の稼働としては動くような可動を確認はしているところでございます。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） 分かりました。ですがですね、やっぱり使用する人はですね、コンセントに挿して飛ばばですね、使用できないって思うわけですから、やっぱりその辺は使用ルールとかですね、説明も含めてやっばしていただかないと、この前先生たちは、私たちは知ってますが、夜間ですね、使われる方は飛んで大変苦勞されたっていう話も聞きますし、やっぱり緊急時にですね、なった場合、知っている職員がですね、いればいいんですけど、知らない人たちが集まって避難した場合にですね、そういう状況になればますます混乱が広がりますので、やっぱり十分に使えるような環境、せっかく物があって使えないのが一番いけませんから、使える状況な、せっかく避難施設等ですね、検討、なってますんで、その辺は十分に注意されてください。

2点目、天草市はですね、全施設の配備がもう完了すると、今年度でですね、完了するっていうことになっていますが、財源はどのようになっているか、分かれば教えてください。

○議長（野崎幸洋君） 教育課長。

○教育課長（吉本英明君） 天草市の教育委員会のほうに問い合わせをしておりますので、そのお答えをさせていただきます。

財源としましては、起債を充てていらっしゃいます。起債の内容ですけれども、当初は過疎対策事業債を予定されておられましたけれども、過疎債の全体の枠配分等の関係からですね、最終的には合併特例債を活用されたとお聞きしております。なお、合併特例債につきましては、発行期限が令和7年度までと期限が迫っていた状況もありましたので、そういった状況も鑑みての対応だと理解をしているところでございます。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） ありがとうございます。天草市の方はですね、全小中学校完備されたということですね、我が苓北町はですね、1つも完備されていないということですね、やっぱり先生方からの話もありましたように、授業カリキュラムをですね、変更してまでいろいろ調整されてるみたいなので、できればですね、早急にですね、1施設だけでもですね、計画していただければと思っています。

私の私見ですけど、合併の予定地であるですね、志岐小学校体育館等は、改築等、義務教育学校になってもそのままを利用するっていうことですので、そちらのほうを早急に計画していただけることはできないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 教育長。

○教育長（錦戸雅志君） 町長のほうから最終的なまとめという答弁がありましたとおり、総合的に考慮しながらというふうになっております。最終的には令和12年度開校までには、議員おっしゃられますように、志岐小学校の体育館は整備が必要というふうには私どもは認識しております。ただし、ほかの小学校ですね、環境もありまして、教育委員さんのほうにもちょっとお尋ねしましたところ、やはり同じ小学生でというようなところもありまして、志岐小については今、議員の中では、どうせするので・・・どうかということですが、それも含めてですね、一般の方々が利用されます勤労者体育センターですね、メインの避難施設等にもなっておりますので、その辺もですね、財源等も踏まえてですね、教育委員、委員、・・・委員さん並びに財政当局と町長部局ともですね、調整させていただきながら、年次的に優先順位をつけながら設置をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（野崎幸洋君） 田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） 私はですね、なぜ志岐小学校をまず最初に、一番最初に挙げた

かと言いますと、志岐小学校の体育館にですね、設置していただき、授業をですね、スクールバス等で、今プールもそうですけど、プログラムを変更してですね、プールの時間とか送迎、スクールバスを使って送迎をされているみたいなんですけど、それをですね、志岐小の体育館で行うと。坂瀬川、都呂々、富岡の小学校と一緒にですね、体育の授業を志岐小学校の体育の授業もですね、から先に合同で行うみたいなことも計画してみてもと思って、志岐小学校からの体育館を早急にすべきではないかとお伺いしましたが、いかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 教育長。

○教育長（錦戸雅志君） ありがとうございます。私どももですね、統合前にできるだけ同じ学年の授業、並びにそういったところも先行してですね、みんなが一堂に会して学び合うというふうなところも計画しておりますので、今田嶋議員からおっしゃられたことも含めてですね、ほかの小学校の中では優先度は高いかなというふうに私も認識しておりますので、先程答弁したとおりに総合的に勘案しながら、優先順位の中でですね、設置に取り組みたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（野崎幸洋君） 田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） やっぱりですね、年々暑くなっていますので、合併までっていうですね、あと4年近く、4年5年近くですね、ありますんで、できればですね、早急な予算立てを考慮していただいてですね、どこかしら運動公園のですね、体育館でもいいんですけど、1か所でもいいからそこでできる環境を整備をお願いしたいと思います。町長のお考えをお伺いします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 先程お答えしましたように、それぞれですね、体育館まだ全部ついてませんので、必要箇所についてはですね、順次設置できるように検討していきたいと思っておりますし、当然来年度予算からできる部分はですね、早めに対応していきたいと思っております。

○議長（野崎幸洋君） 田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） なかなかですね、予算的に難しい面もありますが、ほかの体育館ですね、も一応避難施設にもなっていますので、順次ですね、必要に応じて考慮していただきたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（野崎幸洋君） これで田嶋健司君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお明日は午前9時30分から本会議を開きます。

どなた様も大変お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後1時40分

令和 7 年 1 2 月 4 日 (木)

(第 3 日 目)



## 令和7年第5回苓北町議会定例会会議録（第3日目）

令和7年第5回苓北町議会定例会は、令和7年12月4日苓北町議会議場に招集された。

### 1. 午前9時30分開会

### 2. 応招議員は次のとおりである。

1番	田嶋 健司	2番	山口 利生
3番	廣田 幸英	4番	松本 良人
5番	浜口 雅英	6番	田崎 稔
7番	倉田 明	8番	錦戸 俊春
9番	高戸 幸雄（副議長）	10番	野崎 幸洋（議長）

### 3. 不応招議員 なし

### 4. 出席議員は、応招議員と同じである。

### 5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

### 6. 議会書記

事務局長 松本康秀 書記 岩崎えり奈

### 7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町長	山崎 秀典	副町長	福田 誠一
教育長	錦戸 雅志	総務課長	宮崎 良成
税務住民課長 兼会計課長	松村 保則	企画政策課長	山下 晃弘
教育課長	吉本 英明	土木管理課長	松井 徹也
農林水産課長	田尻 悟	商工観光課長	稲尾 浩二
水道環境課長	時田 健一	福祉保健課長 兼健康増進室長	田尻 康彦
行革デジタル対策室長	田中正彦	監査委員	登本 玄一

## 8. 議事日程

- |         |           |   |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1   | 報告第 7 号   | 定期監査の結果報告について                           |
| 日程第 2   | 報告第 8 号   | 所管事務の調査（総務文教厚生常任委員会）結果報告について            |
| 日程第 3   | 報告第 9 号   | 所管事務の調査（建設経済環境常任委員会）結果報告について            |
| 日程第 4   | 議案第 4 5 号 | 苓北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について           |
| 日程第 5   | 議案第 4 6 号 | 苓北町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について  |
| 日程第 6   | 議案第 4 7 号 | 苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について            |
| 日程第 7   | 発議第 1 2 号 | 苓北町税条例の一部を改正する条例について                    |
| 日程第 8   | 発議第 1 3 号 | 苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について            |
| 日程第 9   | 発議第 1 4 号 | 苓北町立小中学校の児童及び生徒に係る学校給食費無償化に関する条例の制定について |
| 日程第 1 0 | 議案第 4 8 号 | 令和 7 年度苓北町一般会計補正予算（第 5 号）               |
| 日程第 1 1 | 議案第 4 9 号 | 令和 7 年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）         |
| 日程第 1 2 | 議案第 5 0 号 | 令和 7 年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）           |
| 日程第 1 3 | 議案第 5 1 号 | 令和 7 年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）        |
| 日程第 1 4 | 議案第 5 2 号 | 令和 7 年度苓北町水道事業会計補正予算（第 3 号）             |
| 日程第 1 5 | 議案第 5 3 号 | 令和 7 年度苓北町下水道事業会計補正予算（第 3 号）            |
| 日程第 1 6 | 議案第 5 4 号 | 苓北町木場地区交流施設等の指定管理者の指定について               |
| 日程第 1 7 | 議案第 5 5 号 | 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について   |
| 日程第 1 8 |           | 陳情等文書表について                              |
| 日程第 1 9 |           | 閉会中の継続審査（調査）の件                          |

## 9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（野崎幸洋君） 改めましておはようございます。

只今の出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

第18期における苓北町議会運営に関する申し合わせ事項により、発言時間の制限、質疑時間の制限、同一議題につき計3回までを合わせて15分以内に制限する。質疑、再質疑、再々質疑については、その間の町執行部の答弁を挟み、連続したものでなければならぬとしております。

議場電光掲示板の残り時間の表示が「0」（ゼロ）となった時点、制限時間1分前を指しますが、卓上ベルを鳴らすこととしております。議員におかれましては時間内での質疑に心がけてください。

日程第1の議事に入ります前に、出席を求めています登本代表監査委員にご着席をしていただいております。大変お世話になります。廣田監査委員も、監査委員席に着席をお願いいたします。

-----○-----

### 日程第1 報告第7号 定期監査の結果報告について

○議長（野崎幸洋君） 日程第1、報告第7号、定期監査の結果報告書についてを議題とします。

令和7年度苓北町定期監査結果公表書の提出がありましたので、配付しております。

定期監査の結果公表書について説明をお願いします。

登本代表監査委員。

○代表監査委員（登本玄一君） おはようございます。苓北町代表監査委員の登本玄一でございます。

さてこのたび、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和7年度定期監査を令和7年10月22日から10月31日にわたり実施をいたしました。定期監査の実施方法につきましては、事務監査と現地調査の両面から実施し、今年度も例年同様ではございますが、役場庁舎内の整理整頓がなされているかも監査の対象といたしました。

実施しました定期監査の結果は、関係諸帳簿、帳票類はよく整備されており、計数においても誤りはなく、適正に執行されていることを認めました。

皆様のお手元に、令和7年度苓北町定期監査結果公表書を差し上げております。

その16ページ及び17ページに、地方自治法第199条第10項による監査意見及び各課の検討、改善を要する事項についても、軽微な指摘を含めまして記載しておりますので、ご覧ください。

以上、ご審議方よろしくお願ひ申し上げまして、私の説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○2番（山口利生君） おはようございます。これだけいろいろな広い範囲で監査をしていただき、ありがとうございます。非常に参考になります。これからの財務、予算等を見るときに、しっかり勉強してまいりたいと思います。本当にお2人についてはお世話になります。

その中で、16ページでございますけれども、監査意見が18項目にわたってからあります。この中で3点、お伺ひいたしたいと思います。

まず税務住民課の中で、督促手数料を徴収しているが、事務の効率化を考慮して無料とすることということを検討されたいというふうな項目があります。多分未納になってる人に対して、入ってませんよということと、また催告で、期限までに納入してくれと、督促がこれを過ぎれば、延滞金つけますよとかいう形で、順を追って通知を出されているかと思うんですが、これのどのような意味があつてですね、事務の効率化といったときに、当然それは手続きとして、相手に通知していかにかいかんというのは当然のことですので、それに対しては、昨今郵便料金が高くなつてますので、それらについて、未納になってる人と払った人との平等性を考えれば、未納者に対してはそれなりのものを取りというのが基本じゃないかと思うんですが、その点がどうなつているのか。それと金額はどうなつているのか、教えていただければと思います。

それと、あと会計課のほうでですね、気になつたのが公金と公金外現金に区分されると、会計の中で、当然歳計現金が予算で、歳計外現金が予算以外に所得税であつたり、社会保険料であつたり、取る歳計外現金というのに分かれますけれども、その歳計外現金を公金外現金という形で区分されておられるのか、その点を。それであれば、取り扱ひ要領策定されたいというのは当然、歳計外現金の予算と一緒に払ひ込みますので、ありますけど、その辺りを教えていただきたいと。

それと各出張所の現金に釣銭準備金というのを用意してあるということで、苓北町もある程度きちんとされてるのかなつていうのは感心したところですが、確かにその、担当のお金を中に入れてするというのは、どんぶり勘定になつて非常に危険だと思います。このあたりが今、どのようなことで私金の混入があつたのか。その理由と、今現在どうなつてるのかということが分かつてれば教えていただきたいと思います。

もしもそのあたりがあれば、執行部のほうからでも説明いただくことも可能かと思いますが。よろしくお願ひします。

○議長（野崎幸洋君） 登本代表監査委員。

○代表監査委員（登本玄一君） ありがとうございます。只今山口議員の質問3点だったかと思いますが、まず1点目の税務住民課ですね、督促手数料を徴収しているが、事務の効率化を考慮して無料することも検討されたいというようなことに対してお答えをいたします。

自治体における督促手数料は、地方税法や地方自治法に基づきまして、各自治団体が条例で定め、徴収することになっておりまして、苓北町ではご存じのとおり、1件100円の督促手数料を現在徴収しておるわけでございます。しかし近年では、徴収事務の効率化などを理由に、この督促手数料を廃止する自治体が広まっているとも言われております。その主な理由といたしましては、徴収事務の効率化として、督促手数料の徴収や、問い合わせなどに問い合わせる事務負担が非常に大きくなっておりまして、人件費や印刷費又は封筒代、郵送料などを考えると、手数料の100円の収入をはるかに上回っておりまして、この事務などからしても、事務の効率化や徴収向上には、私たちとしてはちょっと疑問が残るところでございます。

特に我が苓北町においては、令和7年9月現在におきまして、職員定数95名のうち17名もの職員が欠員であることからいたしましても、事務の効率化を、更なる効率化を考え、廃止の検討を要するものではないかというふうなことで、ここに上げさせていただいたわけでございます。

次に、会計課の現金は公金と公金外現金に区分される。やむを得ない理由などにより取り扱う公金外現金については、その取扱要領を制定されたいというふうなことに対してお答えをいたします。

実は私ども監査委員2人、東京でありました10月の町村監査委員全国研修会に参加してこのことを知ったのですが、現金の種類といたしまして、公金と公金外現金があることが分かりました。そこで、我が苓北町において、公金外現金の取扱要領があるのかどうか質しましたところ、取扱要領が策定されていないことが判明されましたので、直ちに公金外現金の取扱要領を作成するよう指示をいたしましたところです。これは地方自治法第235条の規定により、町の所有に属さない公金外現金は、法律又は政令の規定によるものでなければならない。よるものでなければ取り扱うことはできないと定められているところによるものです。

苓北町においては、公金外現金と思われる通帳による会計が、総務課が5冊、企画政策課が1冊、農林水産課9冊、福祉保健課3冊、商工観光課2冊、水道環境課1冊、教育委員会9冊の、合計30冊あります。この30冊につきましては、これまで毎年の定期監査のときに提出してもらいまして、異常がないことを確認はしておりますが、苓北町公金外現金取扱要領の策定が必要でありますので、提言をいたしましたところであります。

最後の、出張所の現金を確認したが、釣銭の準備金として私金の混入があった、早急な改善を求める。これについて回答を申し上げます。

私たち監査委員による監査の種類といたしましては、定期監査、決算審査、例月出納検査、基金運用状況監査、健全化比率監査の5項目がございます。この度、この令和7年度の定期監査におきまして、例月出納検査の一環である釣銭現金検査を、初めてではございましたが、通告をしないまま7か所のうち5か所を実施いたしました。この7か所というのは、富岡出張所、坂瀬川出張所、都呂々出張所、会計課、税務住民課、苓北町堆肥センター、苓北町歴史資料館、この7か所に、3万円ずつの合計21万円を釣銭として交付しているところがございます。その7か所のうち、苓北町堆肥センター、苓北町歴史資料館、この2か所を除いた5か所の検査の結果、1か所ではありましたが、私金の混入が発見されました。原因としましては、金庫の奥に、公金とは別に私金59円が保管されていたものです。担当者に尋ねましたが、釣銭としての私金が保管されていることは担当者は理解をされていたものの、いつ頃から、誰のものか、分からなかったのものでそのまま金庫に保管していたということでありました。

私どもも毎年現金検査はしていたんですけれども、現金だけの検査に終わってまいりましたので、私どもとしましては、金庫の中までやはり検査をすべきだったというようなことを、これも今回の研修の中でぜひ現金検査の際は、金庫の中まで確認するように研修を受けてきたところで、今回初めて抜き打ちでこういうふうな検査を実施いたしましたところ。そこでこの59円についてどうするかというようなことを話し合いました結果、役場庁舎内の共同募金に寄附金としてするよう、会計課長に指示いたしました。

それからもう1つ、出張所をはじめとする7か所の、現金を保管する手提げ金庫がそれぞれ各箇所によってまちまちでございましたので、今後は統一した手提げ金庫を配備するように指導をいたしております。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） ありがとうございます。非常に大切なことで、なかなか見落とすところかと思いますが、そこまで監査していただいて、感謝申し上げます。現金は特に、ほかの自治体でも横領とかがまだまだ出てるようでございますので、その点は十分また監査をお願いいたしたいと思います。

そこで、督促手数料1件100円というふうな条例で決めてあって、確かに今、封書入りで通知出すと思います、はがきじゃなくてですね。やっぱり個人情報がありますから。当然、100円を超えて125円かな、封書は。そのくらいしますよね。100円は当然超してますが。それを事務の効率化で無料にすれば、当然税金が、通知を出さなくていいならば別として、当然やっぱり郵便で出す必要があるかと思っておりますので、それをまた税金で賄うということになります。それが果たしていいものかどうか。できれ

ば今後、執行部の方でもその点を十分考慮されるかと思いますが、安易に税の公平化という観点から、事務の効率化で無料にするというのは、ちょっとまたそれもそれで問題かなとは思いますが、十分税務住民課のほうでもその点を考慮して、また検討をお願いしたいと思います。

それと、先程の公金と公金外現金のところですけども、公金外現金として扱っているのが、今30冊通帳があるっておっしゃいましたけれども、これはもしかしたら協議会とか、実行委員会で事務局を担ってる部分の通帳だったんでしょうか。地方自治法は多分その団体の関係については触れてないんじゃないかなと思うんですが、やっぱ公金と公金外は、歳計現金と歳計外現金、これが基本的に行政の方で扱うお金かなと思うんですが、各実行委員会・協議会は、個別に当然監査委員がおり、そこで収支、また現金がきちんとしているかどうかというのを監査をされていて、監査はそれに補助金が執行部からお金入れてあったらそれがきちん整理されてるか、むやみやたらに使ってないかどうかというのを監査をされるんじゃないかなとは思っているんですが、それを公金外現金というのかどうか。ちょっと多かったからですね。そんなに職員とか、会計年度任用職員とかから徴収する所得税であるとか、保険料とかいうのは歳計外現金で扱って、それをきちん処理するようになってますけど、それと公金外現金というのはまた別だろうと思うんですが、その取扱要領というのは各協議会で作るべきじゃないかと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 登本代表監査委員。

○代表監査委員（登本玄一君） 公金外現金といたしまして、30冊の通帳をあるというようなことを申し上げましたが、通帳名といたしましてどんなのがあるかといいますと、交通安全協会だとかですね、それから苓北町認定農業者の会だとかですね、それから、苓北町天草郡市原爆死没者追悼式実行委員会だとか、そういうふうなのがですね、各課に30冊あるわけです。これで一番心配するのがやはり横領なんかの新聞報道があっているのは全てこのような通帳からあっているものですから、必ず担当者は課長にですね、印鑑を預けて管理するように申し合わせをして、そのところはきちん実行されております。これが公金外、私どもとしてはこれが公金外現金だなという認識で毎年提出をしていただいているところです。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） ありがとうございます。これについては十分、新聞報道に載らないように、職員と監督員である課長さんは十分目を配っていただいているかと思いますが、本当にそういうことがあれば信用失墜になりますから、ただちょっとそういう面で、ただこれに対しては、監査がそこまでやられてるかということでびっくりしました。ぜひ統一的な取扱要領で、そういうのがないような形は進めていただきたいと思います。以

上で終わります。ありがとうございました。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 16ページ。総務課のところですね、3点目にアルコール検知器を用いた運転前後のアルコールチェックは行われているが、記録簿に、検査に立ち会った第三者の確認者名欄がないので確認者名欄を設けるよう記録を改善されたい。これはもうまさにそのとおりだと思います。そうせんと、荅北町の場合はあるのかどうか分かりませんが、よくほかの自治体ではですね、飲酒運転、自治体に限らず警察とか、そういうものの中にも飲酒運転がされたということが新聞等々で発表されておりますので、これぜひそういうことにすべきだろうと思います。

それから、17ページの会計課の2番目のところですね、釣銭の準備金として私金の混入があった。ここら辺の私金、一体どういう感覚で職員の皆さんが扱っておられるのか、本当にポケットマネーなのか、それともたまたまちよっと、お金ん合わんやったけんが、余ったけんが机ん隅にあったいばこん中に入れとったもんなどということなのか、そこら辺のところがはっきりしません。ですのでこの、ここにも先程の件と同じやっぱ管理責任者をですね、まあ今登本監査委員の方では、課長さんが、各課長さんが印鑑を預かっているとか何とかそういう話もありましたけども、やっぱりこれは課長じゃなくて、もちょっと上の、課長に対して失礼ですけども、もうちょっと上の職の方に、その責任を取ってもらうというふうな形にすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。場合によっては、町執行部の方から答えてもらっても結構です。

○議長（野崎幸洋君） 登本代表監査委員。

○代表監査委員（登本玄一君） アルコール検査機の件についてお答えをいたします。

各課においてはアルコール検査機を用いた運転前後のアルコールチェックが実施されております。そして毎回アルコール検査記録簿に記録されていることは、毎回確認をいたしております。しかし私たちがちょっと疑問に思ったのは、第三者による確認欄がないわけですね。当事者とその立会者2人でやっておりますので、第三者による確認欄がないために、非常にこの信頼性に乏しく、もし事故などが発生した場合に、責任の度合いが明確に問えないことがあるのではないかと想定されまして、記録簿に第三者の確認欄を設けるように、庁内同じようなですね、記録簿を作るように、総務課にお願いをいたしております。

なお、このアルコール検査機を用いた運転前後のアルコールチェックについて、たびたび新聞報道がっておりますが、報道によりますと、検査簿に記録がなされていたとしても、その後ですね、防犯カメラによる整合性チェックなどによって不正が発覚するケースがあるように聞き及んでおります。正確性を高めるために、ぜひ、第三者のチェ

ック欄を今後は設けるようお願いをしたところです。それから、会計課の私金の59円についてはですね、私金混入というか、もうその何年前から、それがそのように保管されていたのがですね、判明されないんです。担当者ももうずっと交代をするものですから、それがいつ頃からこの金庫に保管されていたかというのが不明なままでですね、保管をされていたというふうなことで、究明には至りませんでした。

それからもう1つ、通帳の件ですが、さっきも申し上げましたように、担当者が通帳を持っておりまして、そして課長さんが印鑑を保管するというようなことでですね、相互牽制を今のところ図っているところですが、浜口議員がおっしゃいましたように、それをどうするかというのは今後また検討が必要になってこようかと思います。今のような状態ですとですね、不正は防げるのではなかろうかと私どもは思っているところです。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） こん、あの総務課のアルコールチェック、これは役場の部署ですれば、これ全ての部署でこのアルコールチェックをされているのか。それともどういう、どことどこ何課の、どういう係だということなのか教えてください。

それから会計課の釣銭の準備金の私金の混入ですね、ちょっと言葉の表現としてですね、どうもやっぱ納得できないちゅうか、公金のようなものに、役場の職員が扱うお金の中に、この私金っていう言葉がですね、どういう形で私金という表現になるのか。たまたまポケット、パチンコの釣りが500円ぐらい残って、それがポケットに入っって、それを役場で来たとき調べたら500円あったけん、こう、出したもんなどいう、そういう程度のものなのか。そこら辺がどうも納得しにくい表現の仕方だっと思っています。何か良い表現の仕方があればですね、変えられたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 登本代表監査委員。

○代表監査委員（登本玄一君） この59円についてはですね、その私金ってどうやってあれしたかというようなことでございますが、釣銭以外の金が59円別にあったから私金というふうな認定を私どもはしているわけでありまして、何度も申し上げますように、これがその、誰がいつやったかっていうのはもうちょっと調査ができない、もう古い話なんです。そこで私どもの反省といたしましては、やはり現金をただ検査するのではなく、金庫内までやはり今後はですね、検査をしていかないと、こういうふうな事項を発見できないというふうなことで、私どもも反省をいたしているところでございます。

それと各課の通帳なんですけれども、全ての課にまたがってる通帳はあっております。

○議長（野崎幸洋君） 通帳じゃなくて、アルコールチェックのほう。

○代表監査委員（登本玄一君） アルコールチェックはですね、車に乗る前にチェック

をなされているのが現状です。それが各課によって帳簿のスタイルが違うもんですから、統一した第三者による確認欄を設けるように、総務課のほうにお願いをしたというふうなことでございます。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 大体ここは定期監査の結果報告書の質疑応答ですので。

浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 総務課ですが、このアルコールは、検知器を用いた運転前後のアルコールチェック、これは毎日、毎朝行われるのか。それから、運転前は朝ですよ。運転後は夕方、あるいは昼休み前か、そういう形でされるのか。その部署はどこなのか。お尋ねをすることはできませんか。

○議長（野崎幸洋君） 監査委員の方でお分かりいただければ答弁お願いします。

○代表監査委員（登本玄一君） 各部署でやっておられますが、詳細については総務課のほうで答えをしていただきたいと思いますけれども、それでよろしゅうございますか。

○5番（浜口雅英君） はい。

○代表監査委員（登本玄一君） じゃあ総務課、よろしく願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（宮崎良成君） 公用車使用の際のアルコールチェックですけども、今各課の方にですね、アルコールチェッカーを全て配備しております。それによりまして、公用車の使用前にチェックをする。で、使用後にチェックをする。それについては、課長がいれば課長がチェックをしますし、課長不在の場合は補佐なり、その職場、課の人間によってチェックをして、今のところはですね、アルコールが有無、あり・なしの記載だけですので、それを誰がチェックしたかっていうのを、先程監査委員の方から指摘を受けましたので、そのような形に修正するよう、今検討しているところでございます。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありませんか。

松本良人君。

○4番（松本良人君） あの、税務住民課の。

○議長（野崎幸洋君） マイクを上げてください。

○4番（松本良人君） 税務住民課のですね、課税の方法についてお尋ねしたいと思えますけれども。税は公平でなからんばならんということで、多分、監査委員の方々は慎重にやっていただいておりますけれども、この軽自動車税にですね、種別割というのがございます。種別割は道路を走らない車にかけるということになっております。そのために、その、普通は道路を走るとに、車に、・・・軽自動車税は、ナンバープレートがついてないのには課税は、警察が、警察官でですね、検挙したりなんかするわけ

ですけれども、種別割にはその権限がないわけで、その課税法、課税についてですね、相当ムラがよくな気がします。今も現在も多分、種別割をかけておられる方、かけてない方がおいでだと思いますけれども、そこら辺の、その賦課についての監査は、監査方法は何か指摘か何かされたか、あるいはお尋ねか何かされたのでしょうかというふうにいたします。

○議長（野崎幸洋君） 登本代表監査委員。

○代表監査委員（登本玄一君） 税務住民課の税負担の公平を図りたいというふうなことで質問をいただいたと思いますけれども、今、松本議員がおっしゃいます軽自動車についての種別の割り当てについては、絶えずご質問がなされているのも私は聞いております。そこまで私どもはですね、それがどうなのかというところまでは監査はいたしておりません。詳しいことはですね、私どもとしても、それが法律に照らしてどうなのかというなのはですね、監査委員として申し上げる立場には私は今持ち合わせておりません。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 多分ですね、担当者の方でもその把握状態が分からんのかなかろうかと思うとですね。というのが、償却資産税との兼ね合いとか、やはりあの、私用地での使用なんかちゅうのはなかなか分かりづらい。しかしそれに課税をしなければならぬということでもありますけれども、そこら辺の税法との絡みのご指摘あたりはございませんでしたか。

○議長（野崎幸洋君） 登本代表監査委員。

○代表監査委員（登本玄一君） ちょっと声が小さくて私も耳が悪いのかどうか分かりませんが、聞き取りづらいです。

○議長（野崎幸洋君） 確かにもう少しはっきりと。

○代表監査委員（登本玄一君） よろしく。

○4番（松本良人君） もう一回言います。

○議長（野崎幸洋君） 再度お願いします。

○4番（松本良人君） 税、担当課のほうでもですね、担当職員においても、この種別割の課税、賦課、賦課については相当やっぱくきよしておられるんじゃないかなと思いますね。要するに、私有地で使う分についても課税をします。これあの、その車両についてはですね。課税をします。しかしながらその、例えば工事現場等に入っても、ナンバープレートがついてないような、これいっぱいあったとしても、それは償却資産であるのか、あるいはかけてないのか。そこら辺の判断がですね、なかなかつきにくいんじゃないかなと思います。そこら辺の、その税法からの絡み等についてのご判断は何か、なんか気に、お気づきになった点はありませんか。

○議長（野崎幸洋君） 登本代表監査委員。

○代表監査委員（登本玄一君） 毎回この質問をされておられますので、私も興味を持ちながらお聞きはしておるんですが、この税法絡みで私どもに質問されても、どう質問、お答えしていいか分かりませんので、まず私どもが税務住民課に申し上げたいのは、税の負担の公平を図るためにですね、更なる研究をしていただいで、松本議員も納得されるような回答が得られるようお願いをすところでございます。それ以上のことはちょっと申し上げる言葉がございません。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 要するに、もう調査する対応が今んところはできないということですね。今後はですね、できればその辺までに、できれば突っ込んでいただいで、もし私が今回発議いたしておりますけれども、そこら辺がどうなるか分かりませんが、もしよろしかったらそこまで突っ込んでいただいで、税の公平化ですね、をするために、ひとつご尽力いただければと思います。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第7号、定期監査の結果報告書についてを終わります。

監査委員には長時間の定期監査、大変ご苦労さまでございました。ご退席いただいで結構でございます。ありがとうございました。

-----○-----

## 日程第2 報告第8号 所管事務の調査（総務文教厚生常任委員会）結果報告について

○議長（野崎幸洋君） 日程第2、報告第8号、所管事務の調査（総務文教厚生常任委員会）結果報告についてを議題とします。

所管事務の調査（総務文教厚生常任委員会）結果報告書の提出がありましたので、配付しております。

総務文教厚生常任委員会委員長に報告を求めます。

倉田明総務文教厚生常任委員会委員長。

○総務文教厚生常任委員会委員長（倉田 明君） おはようございます。それでは常任委員会の報告をさせていただきます。

総務文教厚生常任委員会調査報告書。

令和7年11月20日。苓北町議会議長、野崎幸洋様。

総務文教厚生常任委員会委員長、倉田明。

本委員会は、所管事務の調査を行ったので、会議規則第77条の規定に基づき下記の

とおりに報告します。

記。

1. 調査事件名。

(1) 苓北中学校、富岡小学校、志岐小学校、都呂々小学校、坂瀬川小学校の各学校との意見交換及び授業参観。

2. 調査の経過。

(1) 調査日時及び調査場所。

令和7年11月5日（水曜日）。

午前9時30分～10時30分、苓北中学校。

午前10時40分～11時40分、富岡小学校。

午後1時30分～2時40分、志岐小学校。

11月7日（金曜日）。

午後1時30分～2時30分、都呂々小学校。

午後2時45分～3時45分、坂瀬川小学校。

(2) 出席委員。

11月5日（水曜日）。倉田明委員長、田崎稔副委員長、田嶋健司委員、廣田幸英委員、松本良人委員。

11月7日（金曜日）。倉田明委員長、田崎稔副委員長、田嶋健司委員、廣田幸英委員、松本良人委員。

(3) 欠席委員。

11月5日（水曜日）。田嶋健司委員（午後から）。

(4) 委員外出席。

11月5日（水曜日）。野崎幸洋議長。

(5) 執行部出席。

吉本英明教育課長。

(6) 学校出席。

苓北中学校（淀川一哉校長・櫻井貴文教頭）、富岡小学校（木場正敏校長）、志岐小学校（赤城理恵校長・口脇大作教頭）、都呂々小学校（古川忠司校長・岩下博子教頭）、坂瀬川小学校（桜井祐子校長・永野勝也教頭）。

(7) 委員会書記。

11月5日（水曜日）。松本康秀事務局長。

11月7日（金曜日）。岩崎えり奈参事。

3. 調査内容と結果の概要及び委員会意見、要望。

町内各小中学校を訪問し、次の事項について調査した。

(1) 児童生徒の健康面及び体力面について。

視力の低下やう歯を有する児童生徒が各校に見られ、これらの児童生徒で病院受診を要する者には学校から病院受診が勧められ、受診状況を定期的に確認するなど、受診率向上に努められていた。併せて、規則正しい生活習慣の定着に向けた保健指導も行われている。また、食物アレルギー対策も行われている。

体力面では、柔軟性、瞬発力、走力、跳躍力が課題とされ、これらの課題解決と体力向上に取り組まれていた。また、自分たちの運動機能の課題を理解させ、授業冒頭に課題を捉えるような動きを取り入れたもの（ゲーム性のあるもの）で運動量等を確保する取り組みも行われている。

(2) 各校の学力度の状況について。

小中学校の学力に関しては、小中学校で共通して進められている「学びの共同体」の成果が出ている。各学校ともに、児童生徒の学力向上に真剣に取り組まれており、児童生徒の学習態度も良好であった。

(3) 各校の長期欠席等の状況について。

多くの児童生徒が元気に学校に通っている。長期欠席者への対応については、保護者や関係機関と連携し、各校とも組織的に対応している様子が見られた。

(4) 体育館に設置されているスポットクーラーの学校での利用状況について。

《荅北中学校》

- ・今年度7月に荅北町教育委員会から2台提供。
- ・体育の授業、集会、部活動で利用。
- ・熱中症対策として、プレーの合間や休憩時に、児童がそれぞれのタイミングで機械の前で涼み、水分や塩分等の補給をする。
- ・大型扇風機と併用（これが主）。
- ・冷気を感じるのは機械の前のみで、館内を冷やすものではない。

《富岡小学校》

- ・体育館用スポットクーラーの活用（工業用扇風機4台とともに活用）。6月から10月上旬の体育時、集会などの行事の際、昼休みの活動、放課後の器楽クラブ活動、社会体育活動で使用。

《志岐小学校》

- ・スポットクーラー2台併用（令和6年6月より）。
- ・大型冷風機を主に体育や主行事に使用（令和7年9月より）。

《都呂々小学校》

- ・スポットクーラーは使用していない。一部しか冷気が届かず体育館で使用できる状況に追いつかず。

《坂瀬川小学校》

・スポットクーラーは、本校において体育館より多目的ホールでの使用率が今年の夏は高かった。この夏、体育館の温度が高くなりすぎるため、早朝から体育を行うことが多く、その際は使用していない。

・職員室のクーラーが故障し、買い替えに時間がかかったため、1台を職員室で使用したが、室内全体に冷気が行き渡らなかったため、扇風機を併用。

・社会体育では、数台を同時に使うことができず、冷える場所が限られるため、使用頻度は低かった。

(5) 雨天時の児童生徒の登下校の状況について。

《荅北中学校》

・スクールバス利用の生徒以外、風雨時7割程度保護者の送迎はあるが、通行ルートを定めているため混雑はしない。

《富岡小学校》

・雨天時登校で風雨が強い場合8割、小雨で5割程度保護者送迎。下校時、低学年は大半が学童を利用している。中高学年は、風雨の状況にもよるが、小雨の場合は2～3割程度送迎である。

《志岐小学校》

・雨天時6～7割程度、保護者等の送迎。

・豪雨・台風等の災害時対応マニュアル活用（教育委員会から発信のマニュアルを保護者と共有）。

《都呂々小学校》

・スクールバス利用の児童以外、1～2割程度（風雨が強いときはこの限りでない）。

《坂瀬川小学校》

・雨天時の登下校で、保護者送迎は39%。

(6) 荅北町及び議会への要望について。

《荅北中学校》

・体育館へ冷暖房機の設置。

《富岡小学校》

・体育館フロア電源で、スポットクーラーを2基つけるとブレーカーが落ちる。

・体育館に4か所の出入口開き戸があるが、3か所が破損しており、児童が開け閉めできない状況にある。夏場は熱がこもりやすく、館内であるが熱中症も危惧される。

・体育館内のWi-Fi、冷房等の設置を願いたい。

・次年度から2・3年生が複式学級となる予定である。特別支援教育支援員が現在1名、複式学級設置となれば、さらに充実をお願いしたい。また、ICT支援員は非常に

有効であるため、継続もしくはさらなる拡充をお願いしたい。

《志岐小学校》

・ 体育館への冷暖房機の設置（今後の本校体育館の活用の在り方から考えても必要だと考える）。

・ 支援員の効果的な配置。

《都呂々小学校》

・ 特記事項なし。

《坂瀬川小学校》

・ 特別支援教育支援員の増員。

（7）ランドセル保冷パットの登下校時の利用、登校後の取り扱いについて。

これは小学校のみの調査でございます。

《富岡小学校》

・ 登下校用アイスパットの活用は、令和7年度は活用実績なし。破損も多く、衛生的にも欠陥が多かった。

《志岐小学校》

・ 令和6年度、ランドセル保冷パットを登校時に使用。

《都呂々小学校》

・ ランドセル保冷パットは使用している児童はいない。

《坂瀬川小学校》

・ 昨年配布した冷却パットの児童について、昨年は利用率が高かったが、今年夏はほぼ使用していない（液漏れもあり数人交換した）。

・ 学校での冷却は数も多く、パット用の冷蔵庫がないため、冷却はしていない。

（8）その他の意見交換。

《荅北中学校》

委員から。

・ 生徒の学習する場所（学校、塾）の状況等は。

・ 天草拓心高校マリン校舎との交流等は。

学校から。

・ 学校ではスクールバスの関係で、放課後を利用した生徒の学習時間は少ない。また、通塾生については、正確に把握していない。

・ マリン校舎とは、熊本丸出港式への参加、総合的な学習の時間での交流等を行っている。

《富岡小学校》

委員から。

- ・使用後のアイスパットを冷蔵庫で管理できないか。冷蔵庫の購入を。
- ・天草拓心高校マリン校舎との交流を。

学校から。

- ・保健室の冷蔵庫でアイスパットの保管使用は、衛生上困難。
- ・マリン校舎とは、稚魚の放流、総合的な学習の時間、キャリア教育など、長い交流がある。

《志岐小学校》

委員から。

- ・天草拓心高校マリン校舎との交流は。

学校から。

- ・来年度は、マリン校舎と海について学び交流を図りたいが、送迎等の課題がある。

《都呂々小学校》

委員から。

- ・風力発電に関する自動車の通行で、児童の登下校時に支障はないか。
- ・都呂々小150周年記念式典の一般の参加者は。
- ・天草拓心高校マリン校舎との交流は。

学校から。

- ・風車建設に伴う関係する自動車の通行で、児童の登下校に特別支障はない。（通学路で立哨実施）

- ・創立150周年記念式典の参加者は、予定より多くの方が参加された。
- ・熊本丸の体験乗船を計画されていたが、日程が合わなかった。

《坂瀬川小学校》

委員から。

- ・天草拓心高校マリン校舎との交流は。また、校舎は古いが良く管理されている。

学校から。

- ・マリン校舎と交流したいが遠く、車などの関係もある。今年度中止となった乗船体験があればと思う。

- ・本校創立150周年記念式典が11月16日に行われる。児童も頑張って取り組んでいる。

全体まとめ。

各学校とも児童生徒には、先生方は愛情を持ち接せられている。また、児童生徒も元気で明るく授業を受けられていた。

現在、特別な支援を要する児童生徒の学習や授業について、現状から今後支援員の補充（増員）を検討していく必要があると思われる。

最近の気象状況から、体育館など必要な場所への冷暖房等の設置が求められる。併せて、児童生徒の登下校時の暑さ対策へ更なる取り組みが必要と思われる。これらに伴う必要な物品等の確保についても検討をいただきたい。

また、学校施設の修理、機械器具等の故障については、それぞれ対応されているが、特に緊急性（火災報知機受信機等）を伴う案件には、早急に対応されるよう引き続きお願いしたい。

なお、参考といたしまして、各学校の県費及び町費職員数と、児童、生徒数を記載しておりますが、この件については朗読を省略させていただきます。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 只今説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） 4ページの、ランドセル保冷パットの登下校時の利用、登校後の取り扱い方についてでございますけれども、実はこの件に関しまして私は、一般質問でアイスパットの購入を質問いたしました。その当時は、テレビの報道があつて、そして併せて私も地元の新聞といたしますか、それをインターネットと行って取り寄せまして、それをもとに質問したわけでございますけれども、残念な結果となっているようでございます。

このとき私は、1つのアイスパットのランドセルの保冷剤のそれは、大体1人1個当たり3,000円ということでお伺いをしていたんですけれども、教育委員会に尋ねたら、1,000円満たないような単価で購入したということでございます。すぐさま、その対応は早かったんですけれども、先程申しましたとおり、その結果については悲惨なものでございます。

今後、私も改めて一般質問するに当たっては、不要な質問といたしますか、自分にとって不要な質問なんですけれども、は控えようと思わざるを得ない結果でございます。ここにも書いてありますけれども、5ページに、全体まとめとして、最後のところです。これらに伴う必要な物品等の確保についても検討されたいという文言が入っております。私は安いからいいというふうな考えで今後臨まれるならば、それなりの対応を私なりに一般質問等々でお伺いしたいと思いますので、教育委員会のほうからこれについて何かありましたらお願いしたいと思います。

○総務文教厚生常任委員会委員長（倉田 明君） まずその前に。

○議長（野崎幸洋君） 委員長にまず質問をしてください。

○総務文教厚生常任委員会委員長（倉田 明君） 貴重なご意見ありがとうございます。今高戸議員も言われるように、児童生徒へのやはり登下校の暑さ対策の一環として、心配され、配慮され、そういったことを、取り組みを進言されたと思います。それなりに

一応成果というか、いろんな課題も含めて、私はよかったんじゃないかなろうかと。取り組みとしてはですね。今言われるように、今後はいろんな角度から暑さ対策が対応できればと思っております。その後の取り組み等については、失礼ながら、担当課の方をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（野崎幸洋君） 教育課長。

○教育課長（吉本英明君） ランドセルに背負うパットについてはですね、手配をさせていただいて、ちょっと残念ながらですね、あまりちょっと液漏れとか、そういった状況が発生した状況はございました。内部でちょっと検討した結果ですね、ランドセルパットという用品もあるんですけども、例えば首に巻くネックですね。首に巻くネックだと、直接ランドセルと挟まれることもなくて、なおかつ大きい血管が通っている首筋とかを冷やすことができるので、そちらの方が体にとってはいいんじゃないかという話もしておりますので、そういったところでの検討もしたいなと思っておりますことと併せまして、学校に保管する冷凍庫とかがちょっと使えないというような状況もございましたので、そういった部分を含めてですね、検討はしていきたいと思っております。以上でございます。

○総務文教厚生常任委員会委員長（倉田 明君） ありがとうございます。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） 早急な対応についてはですね、当然なすべきことなんですけれども、そのための準備段階のですね、ことについて、もう少しお互い勉強し合いながら、子どもたちが元気な姿で登下校できるよう、今後とも、私も含めて、教育委員会等々についても、考えていきたいと思っております。委員長ありがとうございます。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 5ページの全体のまとめの中でですね、冷暖房の設備とかなんとかが要求されています。で、もう4小学校1中学校が一緒になって義務教育学校が考えておられるようなんですけども、その点の兼ね合いはどうなんでしょうか、お尋ねします。

○議長（野崎幸洋君） 倉田委員長。

○総務文教厚生常任委員会委員長（倉田 明君） ありがとうございます。この件については、現状から体育館の使用頻度、児童生はもちろん、社会一般の方も利用されております。その上において、ご承知のとおり、体育館といたしましうか、その分野は非常時のいわゆる避難地、避難場所という方向も位置づけられております。そういった観点から、昨日の一般質問の中で町長のご答弁もありましたが、いずれ時期は分かりませんが、そういった非常時の避難地等にもなっておりますので、できたら統廃合されて、本

校といいましょうか、学校はなおるような予定になりますが、やはり引き続きですね、まだ施設も新しゅうございますので、避難地でという指定もありますので、町のほうもその辺は配慮されていると思いますが、今浜口議員の言われるように、私もこう、どうなるか分かりませんが、答弁を理解する中では、町のほうも早く設置したいというような意向であったように思っております。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。

○5番（浜口雅英君） 終わります。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありませんか。

錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） ちょっと1点だけ。3ページにですね、富岡小学校の体育館の出入口が4か所あって、3か所が故障しているということでございます。これはその緊急、すぐ壊れて、もう何か急に壊れて、3か所なったってということじゃないんじゃないかという気がするわけですよ。やはりこれ長期間にわたってだんだんだんだん悪くなって、3か所が出入口、現在、そして議会のまとめの中でも、一応何ですかね、もう火災報知器のことも書いてあるんですけども、やはり安全面から考えると早急にですね、やはり修理が必要じゃないかなと思うんですけども、現在あたりは、その後どういふふうな対応をされているのか、すいません。

○議長（野崎幸洋君） 倉田委員長。

○総務文教厚生常任委員会委員長（倉田 明君） ありがとうございます。今体育館の、いわゆる開き戸関係のお尋ねと、火災報知器のお尋ねがありましたが、1点目のいわゆるこの戸の開け閉め。これ4か所あるうちの1か所が正常といいましょうか、そういう機能を保っておりますが、ちょうど体育館の現場にも行きましたけども、児童さんたちの時間でちょっと授業されておりました関係で、あまりごとごと確認することはできませんでした。その後、この改修については、私もどうこう知りません。それはまた教育委員会のほうにちょっと後で振りたいと思います。

そして火災報知器、重要な案件でございます。これにつきましては、いわゆるもう本体が2002年の製造ということで、もう部品の調達ができないということで、今本体を含めた改修をしようというような取り組みであられるようでございます。そういったことで、近々といえどもうちょっといいかげんな答弁のようでございますが、早い段階で対応されると思っております。その点について、一応教育委員会のほうからお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 教育課長。

○教育課長（吉本英明君） 体育館の扉の件につきましてはですね、どうしても立地上塩害がございますので、開け閉めに少し苦慮するような状況でございますので、こちら

につきましては学校のほうから要望もあっておりますので、一応新年度予算での計上はさせていただきますが、この後のですね、中でまた検討させていただきたいと思っております。

2点目の火災報知機の件につきましては、落雷等の原因と思われる部分と重ねて故障したということですので、12月の補正のほうで対応させていただくようにしているところでございます。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） 補正で対応しとったらかなり時間がかかると思うんですけども、やはりこの緊急性を要する、体育館あたりは特に4か所のうち3か所開け閉めできないちゅうことは、1か所しかできないちゅうことですね。今言い換えれば。そうすると、何か緊急な場合に、避難とか何かについても非常に、例えば地震があった、天井の落下とか何かがあった、そういうなどを想定した場合に、1か所からしか逃げられない。そうすると、その危険性が相当やはり及んでくるから、やはり管理責任というのも出てくっと思うとですね。予算もあるかもしれませんが、やはり早急な対応と、それとそういうふうなのを点検をして、そして、そういうふうな支障がないような、やはり心構えが必要じゃないかなと思いますけどですね。そこら辺は今後注意をしていただければと思います。終わります。

○総務文教厚生常任委員会委員長（倉田 明君） ありがとうございます。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第8号を終わります。

なお、報告書にありました、委員会意見・要望については、議長として大変重要であると認めます。町執行部におかれましては、対応のほうよろしく願いいたします。

それでは委員長自席のほうへ。

会議の途中ですが、ここで11時ちょうどまで休憩といたします。

-----○-----

休憩 午前10時44分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（野崎幸洋君） 時間前ですが、皆さんおそろいですので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

-----○-----

日程第3 報告第9号 所管事務の調査（建設経済環境常任委員会）結果報告について

て

○議長（野崎幸洋君） 日程第3、報告第9号、所管事務の調査（建設経済環境常任委員会）結果報告についてを議題とします。

所管事務の調査（建設経済環境常任委員会結果報告書）の提出がありましたので、配付しております。

建設経済環境常任委員会委員長に報告を求めます。

山口利生建設経済環境常任委員長。

○建設経済環境常任委員会委員長（山口利生君） 建設経済環境常任委員会の委員長の山口でございます。

建設経済環境常任委員会の調査を行いましたので、議長のほうに報告をさせていただきます。お手元の報告書をご覧いただきたいと思います。

令和7年11月20日。苓北町議会議長、野崎幸洋様。

建設経済環境常任委員会委員長、山口利生。

建設経済環境常任委員会調査報告書。

本委員会は、所管事務の調査を行ったので、会議規則第77条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記。

1. 調査事件名。

- (1) 苓北町堆肥センター現地調査。
- (2) 都呂々地区風力発電所現地調査。

2. 調査の経過。

(1) 苓北町堆肥センター現地調査。

- ①調査日時、令和7年9月26日（金曜日）午後2時から4時まで。
- ②調査場所、苓北町堆肥センター。
- ③出席委員、山口利生委員長、浜口雅英副委員長、錦戸俊春委員、高戸幸雄委員。
- ④欠席委員、なし。
- ⑤委員以外の出席、野崎幸洋議長。
- ⑥執行部出席、田尻悟農林水産課長、山口泰治課長補佐、松村優作主任主事。
- ⑦委員会書記、松本康秀議会事務局長。

(2) 都呂々地区風力発電所現地調査。

- ①調査日時、令和7年11月9日（日曜日）午前9時から11時まで。
- ②調査場所、苓北町都呂々木場地区。
- ③出席委員、山口利生委員長、浜口雅英副委員長、錦戸俊春委員、高戸幸雄委員。
- ④欠席委員、なし。

⑤委員以外の出席、野崎幸洋議長。

⑥委員会書記、松本康秀議会事務局長。

⑦苓北風力合同会社、浅井副社長、佐々木工事責任者、尾關レノバEPC本部第二部長。

### 3. 調査の内容と結果の概要及び委員会意見、要望。

#### (1) 苓北町堆肥センター現地調査。

国は、円安や資源高騰に伴う農業用資材の高騰対策として、下水道汚泥や牛糞等を活用した肥料等の国産化を推進している。苓北町堆肥センターは、令和6年度に農林水産省の国内肥料資源利用拡大対策事業補助金を活用して、老朽化した攪拌機やホイールローダー等の更新を行い、堆肥処理能力を最大限生かすための方策として、下水道汚泥入り普通堆肥生産への一本化に向けた検討、準備を進めている。

本委員会では、堆肥センターを訪問調査し、新たに更新した攪拌機やホイールローダー等の稼働状況及び今後の課題等の調査を実施した。

#### (堆肥センターの現況)

農林水産課から、新たに導入したロータリー式攪拌機の生産量は前機種のコンベアー式に比べ減少し、需要に供給が追いつかない状況となっている。そのため、堆肥生産量を増加させる方策として、普通堆肥（下水道汚泥入り）に一本化し、1日1レーン稼働を2レーン稼働とすることで作業効率を高め、町内から排出される「生ごみ」「下水道汚泥」処分量の増加を図りたい。また、将来的には町外からの下水道汚泥や牛糞を受け入れることで、下水道汚泥手数料及び普通堆肥販売収入の増収を図り、経営の安定化を目指したいとの説明があった。

なお、攪拌機の更新により、保守点検委託料が年231万円から25万3,000円となり、大幅な経費削減となっている。

#### (委員会からの意見・要望)

①門扉が破損し放置されている。施設管理上問題がなければ門扉を撤去し、ホイールローダー等の通行がスムーズになるよう進入口の改良を検討されたい。

②堆肥生産ドームの屋根が一部破損しているため、早急に修理されたい。

③下水道汚泥入り普通堆肥の利用拡大を図るため、圃場での実証実験を検討されたい。

④下水道汚泥入り普通堆肥の利用拡大を図るため、天草拓心高校（本校）と協定を締結し、普通堆肥の土壌改良効果の検証とPR方法を研究してもらうことを検討されたい。

⑤攪拌機の変更により、ドーム内に堆肥の粉塵が舞うようになっている。作業員の健康被害防止のための粉塵対策を検討されたい。

#### (2) 都呂々地区風力発電所現地調査。

苓北風力合同会社が進めている都呂々地区風力発電所の工事進捗状況等について、現

地調査を実施した。なお、雨天のため風車1及び風車2の建設現場を視察した。

(風力発電所の現況)

苓北風力合同会社から、8月及び9月の大雨により、作業道路の一部に法面崩壊等が発生し、天草広域本部及び苓北町に被災報告書を提出した。工事スケジュールについては、作業路開設工事において、地層の一部に軟弱地盤があり、法面に亀裂等が生じたため、切土工の設計変更が必要になり、作業工程に6か月程度の遅れが生じている。現在、最終スケジュールの詰めを行っており、1月中旬に全員協議会を開催してもらうよう、苓北町と調整中との説明を受けた。

風車1の建設現場において、佐々木工事責任者から風車1から風車4の基礎工事が完了し、風車5は、土台のセメント打設が半分終了している。来年1月には、風車1から風車5までの本体組立作業に着手予定である旨説明があった。

(委員会からの意見・要望)

現地調査において、特に問題点は見受けられなかったが、13基の風車建設にあたり、基礎工事の生コン搬入時の交通事故防止や、作業道路等工事に係る法面崩壊防止や環境保全対策に万全を期されるよう要請をした。

なお、報告書には書いてございませんけれども、風車13基を建設するためにですね、相当な生コン車が現場にまいます。やはり地元の住民の交通事故の防止、また町道・林道の破損等がないかどうか、執行部におかれてはですね、十分パトロールを強化しながら、苓北風力合同会社とですね、調整をぜひ図っていただきたいということをお願いいたします。よろしく申し上げます。

以上、報告を終わります。

○議長(野崎幸洋君) 只今説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

田崎稔君。

○6番(田崎 稔君) 1点だけお伺いをしたいと思います。2ページの堆肥センターの件ですけど、堆肥センターの製品が不足しておるということで、コンベアを変えて不足しているということですけど、実際にですね、本当に不足してたんですよ。製品をもらうのに、あと何日せんばでけん、あと1週間せんば何トンしかでけんとかですね。そういったことがあって、今後増産するのに、1レーンを2レーン化して増産していくということですけども、いつ頃からですね、そういうことをやって、ほって増産した場合の原料の確保の目安はできているのか、そういったことは分かたらお願いしたいと思いますけども。

○議長(野崎幸洋君) 山口委員長。

○建設経済環境常任委員会委員長(山口利生君) 調査の段階においてはですね、今現

在、2レーンを1レーンと牛糞堆肥専用ということで、各個別個別に運営を稼働されてきたけれども、やはり出口がそれぞれだから、なかなか稼働する期間等の調整が必要だということで、もう一遍に普通堆肥にすることでですね、一気に製品を作ろうというような説明がありました。

まだ今現在、実際にどのくらいの量ができるのか、今それも含めて検討中というような説明がございましたので、最終的にどのような方向でいくのかはちょっと農林水産課長の方から今現在の状況についての説明をお願いいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（田尻 悟君） 先程の田崎議員のほうから、いつ頃稼働をされているか。

○議長（野崎幸洋君） マイク上げて。

○農林水産課長（田尻 悟君） 先程田崎議員のほうからですね、いつ頃の稼働を予定されている、増産のですね、稼働を予定されているのか、2レーン動かすのかってところの取り組みなんですけども、今調整段階なんですけども、今のところ、2月からですね、徐々に動き出して、3月ぐらいからは普通堆肥の一本化を図りたいということで、確定ではありませんけども、調整をしているところでございます。と併せて、今後の目標としてはですね、令和11年に、令和4年度の販売量が約345トンであったんですけども、11年度には414トンの販売をしたい、約120%ですね、増産を図りたいということで、今計画を進めているところでございます。以上です。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。

田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） こいも聞いてよかったですかね。増産して414トンであれば、ある程度堆肥センターの収支は合うとですかね。そういう計算になりますか。

○議長（野崎幸洋君） 委員長の方で。

○6番（田崎 稔君） 委員長分かりますか。

○建設経済環境常任委員会委員長（山口利生君） まだ最終的な経営健全化計画は見せていただいておりますので、多分413トン、これは私見でよろしいでしょうかね。多分今の状態で普通堆肥一本化しても収支はやはりマイナスになるんじゃないかと。今現在でも販売数量は価格の問題であるとか、やっぱり流通の問題であるとかで、牛糞の方が多く収入はありますけれども、それを普通堆肥が半額ぐらいの価格で今販売しますので、その数量を掛けたとしても、今現在と同じような経費がかかれば、赤字幅は今2,000万近くですかね。年間。一般財源の持ち出しが。それが半分に良ければなるのかどうか。そういう面で、どのような形での収入増を図るかというのも大きな検討

課題だと思います。環境保全のために実施するというようなことも大きな観点がございますので、できるだけ赤字幅を減らすという工夫は今後も検討していただきたいというふうにはお願いはしておるところです。ただやっぱり、熊本市の下水道汚泥が芦北の業者の方に処理を委託して、山の方に一時保管してるのが今問題になっております。廃棄物違反じゃないかと。そういうことが、堆肥センターがあることでですね、その問題はないと、苓北町はですね、胸を張っていけるんじゃないかなろうかと。そういう効果も非常に大きく、堆肥センターございますので、引き続き経費削減、また特に作業員のですね、ここに書いてありますが、健康管理、労務管理を十分注意をしていきながら、増産体制に図っていただきたいというふうに思います。ただ、コンベア式からロータリー式に変えることでですね、やっぱり能力が落ちているというのが現状でございますので、それをどうカバーするかということも含めて検討をお願いしたいということをお願いしたところでございます。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。

田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） ありがとうございます。後でまたいろいろ違う場所で、違う……。よろしく願います。終わります。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありませんか。

田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） 3ページのところでですね、8月、9月の大雨により、作業工程に6か月程度の遅れが生じているとありますが、それに対してですね、やっぱり稼働っていうかですね、それもずれ込むっていいんですかね。

○議長（野崎幸洋君） 山口委員長。

○建設経済環境常任委員会委員長（山口利生君） そのところはですね、詳しくはお聞きはしてませんが、やっぱり完成が遅ければ、当然、今長崎のほうに風車の本体等が置いてありますけれども、その搬入も遅れると、6か月今現在程度遅れているのが、どのくらいカバーができるのかはありますけれども、もとの計画からずれるってことはしょうがないのかなと。ただ、今現在、書いてありますが、最終スケジュールをですね、どのように持っていけるのかを調整中ということで、来年1月には全員協議会で最終的なスケジュールを報告したいということでもございましたので、それを待った上で、どのようになるのかということを確認させていただきたいということをお願いしたところでございます。

○1番（田嶋健司君） 分かりました。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

松本良人君。

○4番（松本良人君） 2ページですね。2ページです。堆肥センターの現状ですけれども、ここら辺ちょっと教えてください。ロータリー攪拌機の生産量は前機種に比べ減少し、需要に供給が追いつかない状態になっているということで、要するに少なかつでしょう。生産量が。そしてそのために、これ生産量を増加する方策として普通堆肥一本化して、1日1レーン稼働を2レーンに稼働すること。これ今も2レーンには稼働しとらんちゅうことですか。

○建設経済環境常任委員会委員長（山口利生君） いや。

○4番（松本良人君） 1レーンだけで少なかつちゅうこつでしょう。

○建設経済環境常任委員会委員長（山口利生君） はい。

○4番（松本良人君） ほいで2レーンで稼働せろばOKちゅうこつですか。ほうしたら、2レーンで稼働せろば、その生産量に追いつくと。この文章ばちょっと教えてください。そして作業効率を高め、町内から排出される生ごみの下水道汚泥処分量の増加を図りたいということでございますけれども、現在は1レーン使とるから少なかと。そして今後は2レーンにを使えばOKと、よかということですか。

○議長（野崎幸洋君） 山口委員長。

○建設経済環境常任委員会委員長（山口利生君） これまでですね、牛糞堆肥と下水道汚泥入りの堆肥の2つを各それぞれのレーンで作ってた。これまでのコンベア式はですね、相当やっぱり能力が高くてですね、うまい具合に稼働してたんですけども、やっぱり羽根式でこう、ぐるぐる回す攪拌機に今回変わったことですね、やっぱりその生産能力は大体6割程度ぐらいの生産になってるといような話でございました。だから、やっぱりこれまでどおり牛糞と普通堆肥を1レーンずつやっていくと、やっぱその分の生産が追いつかないということで、今回、この2レーン一緒に、もう下水道汚泥に一本化することですね、生産量が上がってくると。だから牛糞堆肥はもう、牛糞堆肥そのものはもう作らないけれども、下水道汚泥入りの堆肥を作ること、出口は1本だもんですから、2レーンの先っちょは。だからもう一斉に一本化することで両方稼働してって、出口を落としていくということで、数量が大幅に上がるという説明がありました。そういうことで、普通堆肥に一本化することで、やっぱり下水道汚泥も当然出てまいりますから、全て処理ができるし、牛糞堆肥も全て処理ができるということで、普通堆肥の量が増えてくると。ただ、牛糞堆肥の分はもうなくなるけれども、全体的には量は、処理量としては確保できるし、これから普通堆肥自体の需要が荅北以外まで広がっていけばですね、当然天草市、上天草市からの下水道汚泥等も入れていけば、もっともっと生産が伸びて、当然販売量も、天草市、上天草市まで広がっていけば、より収入が増えるというふうな計画はされております。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） そしたら牛糞帯が一応ストップして、もう要するに、汚泥だけを処理すると。

○建設経済環境常任委員会委員長（山口利生君） はい。

○4番（松本良人君） そして残された牛糞の堆肥はどがん・・・。

○建設経済環境常任委員会委員長（山口利生君） いや、牛糞堆肥だけの特別堆肥というのがこれまであったんですね。普通堆肥は下水道汚泥で生ごみ、牛糞も入れた、普通堆肥。これが量は多かったですね、それ以外に牛糞堆肥、牛糞を使った堆肥。これ生ごみまで入ったんですかね。入れて、下水道汚泥は入れない特別堆肥を作った。で、それを作っていくと、1レーンだけで下水道汚泥をやっていくと、やっぱり処理量が追いつかないということで、もう牛糞堆肥入りの普通堆肥に一本化することで、2レーンをもう同じものを作っていくと、それで量を増やしていくというふうな計画だと聞いております。ですから特別堆肥、牛糞と生ごみだけの堆肥はもう作らないということ。もう一緒に全部混ぜ込んだやつを。

○4番（松本良人君） よかですか。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） それじゃ牛糞も、その汚泥も、一緒に混ぜたくって、一緒のレーンでやって、そして価格なんかももう二分にせでん、一本立てですということですか。

○建設経済環境常任委員会委員長（山口利生君） という計画、ということ聞いております。

○4番（松本良人君） ありがとうございます。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

それでは委員長自席へ。

これで報告第9号を終わります。なお、報告書の中にありました、委員会意見・要望については、議長として大変重要であると認めます。町執行部におかれましては、対応のほうよろしくお願いいたします。

-----○-----

#### 日程第4 議案第45号 苓北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

○議長（野崎幸洋君） 日程第4、議案第45号、苓北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮崎良成君） 議案第45号、苓北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について。

苓北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年12月2日提出。苓北町長、山崎秀典。

提案理由ですが、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）に基づき、一般職の職員の任期を定めた採用に関し必要な事項を定めることに伴い、本条例を制定する必要があるためです。

次のページをお願いします。

苓北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（案）。

まず任期付職員とは、特定の期間に限定した業務や、業務量の増加に対応するため、任期を定めて採用される職員のことをいい、専門的な知識や経験が必要な業務の遂行と、それらに係る町民サービスの提供などを目的として、即戦力として採用されます。例といたしましては、近年の大規模化、頻発化する豪雨災害や、地震災害に対応する防災対策の更なる強化を図るため、防災危機管理の専門家として、自衛官OBなどを危機管理監として採用するケースが他自治体においても多くあり、防災危機管理の専門家として、平時においては防災危機管理体制の見直しや計画、マニュアルの整備、防災訓練の企画立案、実施を通じて、職員や住民の防災意識を高めることなど。緊急事態発生時には、災害対策本部の運営を指揮し、首長の判断を補佐する、自衛隊などの関係機関と連絡、連携や調整を行うことなどを担う業務に当たっておられます。

それでは、条例案の内容について説明をいたします。

第1条は本条例の趣旨について。地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律、以降、任期付職員法として説明をいたします、に基づき、必要な事項を定めることを規定するものです。

第2条は、職員の任期を定めた採用について。専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、任期を定めて採用することについては、次の各号のいずれかに該当するときとして、第1号は、任期付職員法第3条第2項第1号の規定に基づき、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を内部で確保することが一定の期間困難である場合として、第2号は、同法第3条第2項第2号の規定に基づき、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に、当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合として規定するものです。

第3条は、任期の更新について。任期付職員法第6条第2項の規定に基づき、3年を超えない範囲内で任期を定めませんが、同法第7条第1項の規定に基づき、採用した日か

ら5年を超えない範囲で、その任期を更新することができることを規定するものです。

第4条は、委任について。本条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることを規定するものです。

附則として、附則1は、施行期日について、この条例は令和8年4月1日から施行することとしますが、附則2において採用に関し必要な手続その他の準備行為は、施行の日前においても行うことができるものとします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○2番（山口利生君） それではこの一般職の任期付職員の採用ということで、専門的な方を3年という期限で雇用すると。先程自衛隊を退職された方で、危機管理面で採用するというような事例がありました。確かに各自治体においてもやっぱり防災関係で、なかなか専門的な自衛隊派遣とかいう面もあって難しいので、自衛隊のOBさんを雇うというのが出てきてるみたいではございますけれども、この文から見ると、単に危機管理監以外で今土木の専門が今、荅北町の場合には、今、採用は今1名か2名いらっしゃるんですかね。土木の技術を持った方は。やっぱりなかなか若いし、全体的に見るというのは難しい面があって、そういうものも含めて土木であるとか福祉であるとか、それぞれの下水道もそうですけれども、それぞれの専門してた方もこれで採用するというふうな形を考えておられるのかどうかお聞きします。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（宮崎良成君） 今回のこの条例の提案ですけども、まず考えているのは、先程申しましたとおり、防災関係の職員でございます。ただ、各自治体の事例におきましては、この任期付職員においてですね、先程山口議員が申されました、土木関係をはじめとして、福祉分野等でも採用等の事例はございますので、そういった職員が必要であればですね、それにも適用することは可能でございます。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） 今定数から大幅に職員が不足してるという、やっぱり荅北町の現状において、このような方を来てもらってですね、やっぱり職員の人の底上げも図られて、緊急な対応ができるということでございます。やっぱり外部委託も結構ですけどやっぱり内部登用っていうふうなことがないと、やっぱりいざというときの人員確保も難しいと思いますので、ぜひこの、最初は防災関係を令和8年は検討ということでありましてけれども、できるだけ職員を増やすという面からも、ぜひ多方面にわたってですね、研究を進めていただいて、ただ、相手方が自治体、これ自治体以外でもできるとでしょ。

国の職員、各地方公共団体の職員以外の民間の会社の方も、これは対象として採用できるものかどうかだけ、ちょっと確認をお願いします。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（宮崎良成君） この、国の法律自体がですね、民間の力の活用というふうなところもございます。先程申しました防災関係に関しましては、やっぱり今回自衛隊の退職者を予定してるんですけども、その採用に当たって、ある程度の知識・経験っていうのが必要になってくる、それに応じて交付税措置があつたりとかしますんで、やっぱりこの専門的知識を持った方を採用して必要な業務に当たっていくっていうことで考えております。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） いや、ちょっと今私が質問したのとちょっと違うような回答、いやあの、私は民間の方も対象となるのかどうかということです。民間も専門的知識を持って仕事をされていらっしゃる方がたくさんいらっしゃいますので、そのような方もこの条例によって、採用ができるのかどうかということをもう1回回答をお願いします。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（宮崎良成君） この任期付職員で町のほうに採用されるとなると、町の職員となりますので、1回民間を外れてもらうというふうな形になります。ですから、採用は可能ではありますけども、例えば先程申しましたとおり、自衛官、退職された方ですね、そういった方、民間でもそういった方で、もしそういう、町の任期付職員としてですね、応募があればそれは対応は可能であります。ですから民間でも大丈夫です。ただ町の職員にならなければいけないっていうようなところありますけどですね。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） すいません、最後です。給与面については、これは規則か何かで定めるんですか、それとも予算で定めるんですか。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（宮崎良成君） 給与面につきましては、ここにあります規則ともう1つ、この後給与条例の改定をいたしますけれども、そこで号給の格付をして、あとはこれまで経験年数に応じてですね、号づけをしてですね、給与のほうを決定したいと考えております。この後の給与条例の中で、何号、何級の職に格付するというのは、提案をさせていただきます。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第45号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって議案第45号、苓北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

**日程第5 議案第46号 苓北町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について**

○議長（野崎幸洋君） 日程第5、議案第46号、苓北町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 議案第46号、苓北町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

苓北町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

令和7年12月2日提出。苓北町長、山崎秀典。

提案理由でございますが、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第1項の規定に基づき、令和8年度から苓北町乳児等通園支援事業を実施することに伴い、苓北町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を制定する必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。

苓北町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）。

内容についてご説明いたします。

この条例は、第1条に趣旨、第2条に定義、第3条に乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準、第4条に暴力団員等の排除を定めまして、令和6年6月12日に公布されました子ども・子育て支援法の一部を改正する法律により、生後6か月から満3歳未満で、保育所などに通っていない子どもを育てる家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、児童福祉法において、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が創設され

ました。この制度は令和7年4月1日から制度化され、令和8年4月1日から給付化されますので、このたび、本条例を制定するものでございます。

補足になりますが、苓北町保育所連絡協議会の園長会議におきましては、既に子ども誰でも通園制度の内容をご説明申し上げており、今後、各保育所の主任保育士を含めた会議におきまして、乳児等通園支援事業の実施に向けた協議などを進めていくことといたしております。

条例案本文の2ページをお開きいただき、附則、この条例は、公布の日から施行する。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○2番（山口利生君） 誰でも通園できるということで、保育園に基本的には入れない方を対象に、全ての町民、子育てしてる方を、これあの、当然今現在新しく作るんじゃないかと、今ある保育園にその子供たちを受け入れると。受けるためにはこの条例がないと受け入れられないということで今回作られたように解釈しますけれども、それでいいのかどうか。それと、あとは苓北町にですね、通園できないような子どもが現にいるのかどうか。もし分かれば。多分これを作るということはそういう方からの希望があって、町でも条例化したのかどうか。と思ったんですが。これはあと町民以外ですね、苓北町以外の町外の方も、この条例によって受け入れるということになるのかどうかをお聞きいたします。それと通園料ですね。通園料はどのようになるのか。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 只今の山口議員のご質問、4点あったかと思いますが、町内の6保育所のほうの利用というかですね、そこをまず町としては考えておりますが、ただ6保育所の中で、どの保育園がですね、実施するかっていうのは今後の会議、協議の中で進めていきたいというふうに考えております。町内にはですね、今対象児童といたしましては24名おりますが、その中でもう既に保育所に入所している児童があることから、残りの13名がこの事業の対象になるかと思っております。

あと、町外からの利用につきましては、これまでどおり保育所と同様で、広域の利用が可能となっております。

利用料につきましては、1時間当たり300円を徴収ということになっております。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） ありがとうございます。町内では13人が保育所に通えない状態になってるということですね。1時間300円で、保護者がちょっと出るとかいった

場合にでも利用可能ということで、できるだけ子育ての拡充を図るという点では分かりました。くれぐれも、どこでも行けるような形で進めていただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありませんか。

倉田明君。

○7番（倉田 明君） 今の山口議員の質問に関連してですけど、今、答弁で課長は今後保育所の間で協議して進めるということでございます。この場所は1か所、もう限定なんですか、それぞれの保育園全部可能なんですか。その辺はちょっと。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 町内の保育園6か所では可能でございますが、ただ、先程申し上げましたとおり、利用料も300円と、あと時間がですね、月10時間までしか預けることができませんので、町の総額としましては190万程度の支出、その部分を6保育園で分けるのか、1か所にするのかというのは今後の協議の中で6保育所と協議をしてみたいです。

○議長（野崎幸洋君） 倉田明君。

○7番（倉田 明君） その点は分かりました。そして1つお尋ねですが、これ1人2人入所する場合に、いわゆる平米数、1人の確保の保育園の平米数、これがやっぱり伴ってくるんですかね。失礼な言い方ですけど多分不足してるから、多分平方メートル的には保育園各事業所足りると思うんですけども、その辺はちょっと説明を。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 町といたしましては、定員の空き状態によってですね、保育所に受け入れをしていただくということで、もう0歳、6カ月から3歳未満ですので、空きもありますので、状況に応じて、ほとんど入所は可能です。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

松本良人君。

○4番（松本良人君） あの、保育所の体系なんですけれども、6か月未満の方の保育を受け入れるとなるとですね、保育士だけで大丈夫なんでしょうか。それとも看護師あたりをですね、常駐させなければならぬと、そういうことはないわけでしょうか。

それから先程申しましたけど、300円のじか使用料で、そのがいよを町費で云々というようなことをちょっとお聞きしたんですけども、その、それは町費のその財源までに何かしら関係するわけですか。そうした場合は、やっぱりそっちの方の手だても考えながら、この手だては一緒にしなければ、この手だてが先走り、あるいはその予算の方が先走りということでなれば何か不安、いや、いやいやいや、ちょっと状況が、おかしい状況になるとじゃないかと思えますけれどもいかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） この事業を実施するに当たりましては、専任職員の配置が必要になってまいります。これは保育士さんですね。ですので、その部分についても今後、6保育所との協議の中でこの事業を受け入れるか受け入れないかっていうような話もしてまいります。と併せて利用料の300円ですが、これは各保育園に入ります。事業所を実施する保育所に入ります。私が申し上げた部分につきましては、利用の年齢によりまして、対象1時間当たりの単価が違いますので、その部分を全員受け入れた場合の金額を町から事業所にお支払いするのが190万程度と申し上げたところでございます。保護者の方から利用料は保育所に入ります。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） その、町から事業所の方に何か別に払うというこつですね。その、それは利用の限度によって、利用者の何ですかね、数によってその料、銭が違う、お金が違うわけですか。それとも例えば、各保育園でそういった設備をすると受け入れ態勢が整っておりますよということであって、その分を払うわけですか。

それと先程私、看護師等の特別職は要らんのかということをお尋ねをしましたけれども、看護師とかのなんか医療に関する・・・に携わってる方の、資格を持った方ですね。そこら辺のその回答はございませんでしたけれども、そうした場合はあの、もしですよ、枠を作ったから、作ったから、6保育所ともその枠を作りましたと。それを作ったから、それについていくらか補助をしますということになれば、来ないところにもやらんばんごてなっとじゃなかですかね。その人員に応じてやるわけですか。そうした場合は、保育所の設備にもいくらか金がかかるんじゃないかなと。ベッドとか何かですね。そういった保育所、保育園が増員にもなる可能性もあると。そういうことですが、相当なこれは問題が、この、これだけの法律じゃなくて、相当な、いろいろなほうにその波及をしてくると思いますけれども、そこら辺はどういったことになっておりますか。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 先程専門職員で保育士を配置するというので、今の現在の保育所の体制で何も問題はなくてですね、先程設備もありましたけども、設備の部分につきましても、現状の保育所をそのまま利用できるということで、本条例の中で読み替えの部分を第3条の第2項のほうに掲げているところでございます。

あと財源の部分でございますが、保育園の方の、今入所している児童に対しましても保育所の運営費を払っておりますので、この乳児等の通園支援事業につきましても、事業を実施します保育所には町からお支払いをするというところで、0歳児が1時間当たり1,300円、1歳児が1時間当たり1,100円、2歳児が1時間当たり900円というところで、その利用に応じたところを、事業所、保育所のほうに支払うということ

でございます。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 確かに利用した分については支払わなければならないと思いますが、何かそこら辺を受け入れたしが受け入れをしますから、そういったことでしますよと町に届出があったならば、町はその保育所をやはり何か確認とか何かも・・・せんばんとでしょう。ベッドとか、あの、おむつの関係とかですね。300円で済むか済まんかですね。そして、その保育園の保母さんもそれを受け入れ態勢にするならば、やっぱり増やさんばならんところも出てくつとじゃなかるうかなと。その・・・そのままでいいということでございますけれども、乳幼児を扱って、その保育士の免許だけでいいのかどうかですね、を私は聞いたっですけれども、そこら辺、もし、そしたらそして事故があったときの対策なんかもやっぱり考えにやいかん。やっぱり6歳以上の見回りとですね、0歳児からですか。6歳児か、すいません6か月ですね。0歳児から6か月未満の方の、やはり、その子どもの・・・力とか何かいろいろあろうかと思えます。それからミルクとかなんかの問題。相当やっぱりいろんな方が、考え方があると思えますけども、そこら辺は受け入れるとするならば、今以上の相当のやっぱり衛生管理とか何かの体系ば作らにやいかん。このままじゃいかんと私は思うとです。保育自体、保育所自体がですね。やはり極端に言えば、病院で言えば、これはただの例ですけど、重症患者と普通の者は、菌が絶対入らないような保菌室、何室、何々、保健室、保菌室ですかね、何室、そういったことも作らなければならないように病院はなつとるわけですけども、それはもうただの例外、例として挙げますけれども、そういった形でやはり部屋あたりの管理もあるんじゃないかなと。そういうことで思いますが、そこら辺の対策とか管理、そういった出来ます出来ますじゃなくて、そういったことをやっば慎重に考えていかんばならんんじゃないかなと私は思います。そこら辺の考え方はどのようになっておるんですか。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 受け入れ態勢につきましては、現在の保育所の運営規程に基づくもので、この事業を実施しても構わないというところで、国からのQ&Aの方も出ておりますので、問題はないと考えております。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。討論、討論ありますか。

○4番（松本良人君） 私問題あったときはどがんするとかという、そこまで聞いたっですが。

○議長（野崎幸洋君） 何ですか？

○4番（松本良人君） あの、そういった事故があったときはどうするかっちゅうことも。

○議長（野崎幸洋君） 今、国の規定で、今現状のままで大丈夫ですという答えが出てますから、それ以上のことはもう答えは出ませんので。

○4番（松本良人君） 事故があったときはどうするのかというのも聞いたんですけども、現状で事故があったときは、私たちは知りませんというこっですかね。

○議長（野崎幸洋君） 課長、現状でもそれは国の規定どおりにやってるっちゅうことですね。

○福祉保健課長（田尻康彦君） はい。

○議長（野崎幸洋君） はい。そういうことです。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第46号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって議案第46号、苓北町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで昼食のため、1時ちょうどまで休憩といたします。

-----○-----

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（野崎幸洋君） それでは時間前ですが、皆さんおそろいですので、休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

-----○-----

日程第6 議案第47号 苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（野崎幸洋君） 日程第6、議案第47号、苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮崎良成君） 議案第47号、苓北町職員の給与に関する条例の一部を改

正する条例について。

苓北町職員の給与に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和7年12月2日提出。苓北町長、山崎秀典。

提案理由ですが、人事院勧告等に準じて職員の給与等を改正することに伴い、本条例の一部を改正する必要があるためです。

次のページをお開きください。

苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）。

改正概要としましては、人事院勧告に準じて職員の給与、医療職の初任給調整手当及び職員の宿日直手当の改定を行うとともに、職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定を行うもの、及び一般職の給与に関する法律に基づき、55歳を超える職員の昇給に係る規定の改正を行うもの、並びに、苓北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定に伴い、級別職務分類表の改正を行うものです。

なお、令和7年度に支給する職員の給与、医療職の初任給手当、及び職員の宿日直手当の改定、並びに令和7年12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定については、条例案1ページからの改正本文第1条で、また、令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定、及び55歳を超える職員の昇給に係る規定の改正、並びに級別職務分類表の改正については、8ページの改正本文第2条で、それぞれ条立てにて、改正するものです。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明いたしますので、新旧対照表をご覧ください。

なお、今回の人事院勧告においては、月例給について、民間給与との較差1万5,014円、3.62%を解消するため、若年層に重点を置きつつ、その他の職員も引き上げを行うとともに、ボーナスについても、民間の支給状況に見合うよう、年間0.05月分の引き上げ。引き上げ分は、期末手当と勤勉手当に0.025月分を均等に配分する勧告がなされたところです。

まず1ページから10ページ中段までは、公布の日から施行、令和7年4月1日から適用する、条立て第1条に係る改正部分で、右側が改正前、左側が改正後、下線の部分が改正部分となりますが、2ページ下段からの、第3条関係の別表第1については、全部改正となります。第8条の2は、第1号、医療職給料表（1）の適用を受ける職員及び第2号、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職員の採用に係る初任給調整手当について、人事院勧告に準じて改定するものです。なおこの改正は、苓北町職員における該当はありません。第17条第1項から第3項は、職員の宿日直勤務における宿日直手当について、人事院勧告に準じて改定するものです。なお、この改正についても、苓北町職員における該当はありません。第19条の期末手当については、第2項におい

て、12月期の支給月数を100分の125から100分の127.5に0.025月引き上げるもの。第3項は、定年前再任用短時間勤務職員に対しても、同様に12月期の支給月数を0.025月引き上げるものです。第20条の勤勉手当については、第2項において、12月期の支給月数を100分の105から100分の107.5に0.025月引き上げるもの。第3項は、定年前再任用短時間勤務職員に対しても同様に、12月期の支給月数を0.025月引き上げるものです。

2ページ下段から10ページ中段までの別表第1、第3条関係の行政職給料表については、各号級ごとの給与月額を記載している額に全部改正するものです。

次に、10ページ中段から11ページまでは、令和8年4月1日から施行する、条立て第2条に係る改正部分で、右側が改正前、左側が改正後、下線の部分が改正部分となります。第4条の昇格及び昇給の基準については、第5項の55歳を超える職員の昇給の規定について、一般職の給与に関する法律に基づき改定するものです。第19条の期末手当については、第2項において、条立て第1条で改正する12月期の支給月数0.025月引き上げ分について、6月期及び12月期に均等に配分することにより、支給月数を100分の126.25とするもの。第3項は、定年前再任用短時間勤務職員に対しても同様に、支給月数を100分の71.25とするものです。第20条の勤勉手当についても同様に、条立て第1条で改正する支給月数の0.025月引き上げ分について、6月期及び12月期に均等に配分することにより、第2項において、支給月数を100分の106.25とするもの。第3項は、定年前再任用短時間勤務職員に対しても同様に、支給月数を100分の51.25とするものです。

11ページ下段の、別表第2、第3条関係の級別職務分類表につきましては、先程決議いただきました荅北町職員の任期付職員の採用等に関する条例の制定に伴い、4級の職務分類に危機管理監を加えるものです。

それでは、条例案の本文8ページに戻っていただきまして、附則として、施行期日等について、附則第1条は、この条例は、公布の日から施行する。ただし、条立て第2条の規定は令和8年4月1日から施行すること。附則第2条は、条立て第1条の規定について、令和7年4月1日から適用すること。附則第3条は、給与の内払について定めるものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第47号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号、苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第7 発議第12号 苓北町税条例の一部を改正する条例について

○議長（野崎幸洋君） 日程第7、発議第12号、苓北町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

松本良人君。

○4番（松本良人君） 発議第12号。令和7年12月3日提出。苓北町議会議長、野崎幸洋様。提出者、苓北町議会議員、松本良人。

苓北町税条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提出理由。軽自動車等に対し、軽自動車税の種別割を課さないこととするためでございます。

発議第12号。苓北町税条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町税条例（昭和40年苓北町条例第33号）の一部を次のように改正する。

第81条の8に次に、次の1条を加える。

（種別割の課税免除）第81条の9、次に掲げる軽自動車等に対しては、種別割を課さない。

（1）商品であって使用しない軽自動車及び走行不能な軽自動車等。

（2）道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に定める小型特殊自動車のうち、その用途から道路を損傷させない、又、公道の走行を目的としないと認められる作業車等。

補足説明を申し上げます。税条例を見直す中で、第80条、軽自動車税は三輪以上の軽自動車に対して、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課税することとなっています。この80条に掲げてあるとおり、他の条項でも、軽自動車は三輪以上の軽自動車となっているが、キャタピラ付き等の作業車もあり、どのように解釈したらいいかわからない。

しかしながら、現在本町では、バックホウやコンバイン等の山林以外の作業機にも環境性能割がかけられています。近代化により、数々の防除機、圃場内運搬機、タマネギ、レタス等の移植機、などなど、作業機の機種も進化しています。また、木材集積車等も山中で活躍している作業車、土木作業現場で活躍している作業車等、数えると切りがありません。

これまでに、町当局の見解は、エンジンが付いていっており、乗車できるものであれば、使用しなくても課税するというところでございます。また、整備工場や商店に展示される自動車や、走行不能な車両、農家等に放置されている使用不能な作業車などにも課税するというところでございますが、明確な条項はございません。

自動車税は、当該自動車は道路を走ることにより、道路を損傷させるために課せられる税であり、ナンバープレートなしで走っている車は、警察により取り締まりが行われる仕組みとなっています。町道以外は警察の圏外であることから、この環境性能割の納税、また、課税に難があり、税の公平さが欠いていると見受けられます。

このことから、税条例を見直す中で、本条例の改正を提出いたします。

戻って附則でございます。この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（野崎幸洋君） 趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

それでは、提出者は自席へどうぞ。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「あり」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論ありますか。討論に当たっては、必ず冒頭に賛否を明らかにしてから行ってください。

まず、本件に反対者の発言を許します。

次に、本件に賛成者の発言を許します。

松本良人君。

○4番（松本良人君） 賛成の立場で意見を申し上げます。

今回私は、発議で軽自動車税の見直しを提案しました。物価は軒並みに高騰し、この物価高で庶民の暮らしはもはや限界に来ています。このような中で、平成24年まで課税されていなかった農業用の作業車として使われている田植機、コンバイン、レタス収穫機、数々の防除機、圃場内運搬機、タマネギ移植機、レタスの移植機等々の作業機や、

中小の土木・建築・電気工事店や、下水道工事などお持ちのバックホウ等の作業車について課税されています。また、農家等に放置されている使用不能な車など、明確な状況がないままに、課税がなされています。

この税条例についてはこれまで複数回、一般質問や予算委員会等において質問し、非課税についてもお願いをしてまいりました。また、先の3月議会において、今回の発議と同様に、軽自動車税の見直しを提案しましたが、皆さんからの同意が受けられず、廃案となりました。しかしながら、この条例について、どうしても納得が得ることができず、再度、議員発議として提案をいたしました。

今回は違った角度から本条例を見直しました。税条例第80条、軽自動車税は三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって軽自動車等へ対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課税することとなっています。この80条に掲げてあるとおり、他の状況でも、軽自動車は三輪以上の軽自動車となっています。近代化によりキャタピラ等の作業車が増加し、どのように解釈したらよいか分かりません。

しかし現在、本町では、バックホウや、先にも申し上げましたけれども、バックホウやコンバイン等の三輪以外の作業車にも環境性能割がかけられています。近代化により、数々の防除機、圃場内運搬機、タマネギ、レタスの移植機などなど、作業機の機種も進化しています。また、木材収集車等も、山中で活躍している作業車や土木作業現場で活躍している作業車等、数えると切りがありません。また、農家や工場内に放置されている、使用不能な作業車などにもエンジンが付いていて、乗車できるものであれば使用しなくても課税するという事です。

しかしながら、この課税状況を決算審査において質問したところ、全車の課税には至っていないというような、曖昧な答えでした。全車課税に至っていないということは、税の徴収に不公平があるということです。このようなことは絶対あってはいけない。補足説明でも申し上げましたが、自動車税は、当該自動車は道路を走ることによって、道路を損傷するために課せられる税であり、ナンバープレートなしで走行している車は警察により取り締まりが行われる仕組みとなっております。車道以外は警察の圏外であり、圃場内や建築現場、山林、家の敷地内の警察権が及ばない、また、償却資産税との絡みがあり、税務職員のご苦勞も察するところです。

私たち議会議員は、町条例と現実に照らし合わせ、町条例が的確に運営されるのを見定め、そうでなければ町に進言し、また、それ以上に町が運用しなければならない場合は発議によって提案を行い、町民に不安を与えない町政に努めなければならないと思います。この際、今回提案したとおり、本軽自動車税の改正を行い、本条例の掲げてある作業車を償却資産税として取り扱うことを、問題提起とし、軽自動車税の見直しに賛成します。

○議長（野崎幸洋君） 次に、反対者の発言を許します。

次に、賛成者の発言を許します。

次に、反対者の発言を許します。

次に、賛成者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） これで討論を終わります。

発議第12号を採決します。本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議がありますので、起立によって採決します。

原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（野崎幸洋君） 起立少数です。

したがって、発議第12号、苓北町税条例の一部を改正する条例については否決されました。

-----○-----

#### 日程第8 発議第13号 苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について

○議長（野崎幸洋君） 日程第8、発議第13号、苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 発議第13号。令和7年12月3日。苓北町議会議長、野崎幸洋様。提出者、苓北町議会議員、浜口雅英。

苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について。

上記議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提出理由。私達を取り巻く社会の生活は、輸入穀物や資材の高騰等により依然として厳しい生活を余儀なくされています。

町は、日頃から農業、林業、漁業の一次産業を町の基幹産業として、これの振興に力を入れると常々口にされ、私たち議員もこのことに賛同しており、このような社会環境の中で、町民生活の安寧に少しでもお手伝いをすべきで、口先だけでなく、身をもって町民の生活の安寧に力を注ぐべきです。

今後支給される令和7年度の議員期末手当は、これを全額カットすべきです。

そして、カットした議員期末手当の金は、町の全体予算の中では少額かもしれませんが、僅かであってもこれを、人口減少、高齢化対策、学校給食費などの子育て環境の整備の一部に活用すべきです。

世界的な紛争等の続出に起因した生活必需品の物価高騰などを考慮し、住民生活の安定化に寄与するため、令和7年度12月支給の苓北町議会議員の期末手当は削減すべきです。

次のページをお開きください。

発議第13号。苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例（案）。

（趣旨）第1条、この条例は、苓北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例を定めるものとする。

（期末手当）第2条、条例第5条第2項の規定にかかわらず、令和7年度に限り、12月1日を基準とする期末手当は支給しないものとする。

附則、この条例は、公布の日から施行し令和7年12月1日から適用する。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。それでは自席へどうぞ。

これから討論を行います。討論ありませんか。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

発議第13号を採決します。本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議がありますので、起立によって採決します。

原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（野崎幸洋君） 起立少数です。

したがって、発議第13号、苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定については否決されました。

-----○-----

日程第9 発議第14号 苓北町立小中学校の児童及び生徒に係る学校給食費無償化に関する条例の制定について

○議長（野崎幸洋君） 日程第9、発議第14号、苓北町立小中学校の児童及び生徒に係る学校給食費無償化に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 発議第14号。令和7年12月3日。苓北町議会議長、野崎幸洋様。提出者、苓北町議会議員、浜口雅英。

苓北町立小中学校の児童及び生徒に係る学校給食費無償化に関する条例の制定について。

上記議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提出理由。世界的な紛争の続出に起因した原油価格や生活必需品の物価高騰が進む中で、学校給食費を負担する児童や生徒の保護者の負担軽減を図り、子育て支援を推進します。加えて、私たち苓北町議会は、乳幼児保育・教育に伴う、保育・教育施設等の食費と保育料・利用料、及び義務教育における小・中学校給食費の無償化を国に求める意見書を、発議第4号として令和5年3月13日原案可決後、苓北町議会野崎議長へ提出し、さらに、同じ内容の意見書を衆参両院議長、内閣総理大臣他へ提出しています。このようなことから、苓北町立小中学校の児童及び生徒に係る学校給食費無償化に関する条例の制定を提出します。

次のページをお開きください。

発議第14号。苓北町立小中学校の児童及び生徒に係る学校給食費の無償化に関する条例（案）。

（目的）第1条、この条例は、苓北町立各小学校及び中学校の学校給食費を苓北町学校給食費条例第4条の規定に関わらず全額無償化することにより、児童及び生徒の保護者の経済負担を軽減し、子育て支援の推進を図ることを目的とする。

（無償化の対象）第2条、無償化の対象となることができる者は、町立学校に在籍する児童、生徒の保護者とする。

（無償化の額）第3条、無償化の額は、学校給食費に相当する額とする。ただし、国または地方公共団体の負担において学校給食費の全部または一部の給付を受けた場合には、学校給食費から当該給付額を除くものとする。

（委任）第4条、この条例の施行について必要な事項は規則で定める。

附則、この条例は令和8年1月4日から施行する。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。それでは自席へどうぞ。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「あり」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論あり。

それでは討論がありますので、討論に当たっては、必ず冒頭に賛否を明らかにしてから行ってください。

まず、本件に反対者の発言を許します。

倉田明君。

○7番（倉田 明君） 発議案に反対です。

浜口議員の思いは、理解できるところもあります。ご承知のように、少子化は国も減ぼすと言われております。しかしながら、子育て支援には、多くの、また数々の重い負担が生じているのも事実であります。このような中で、子どもの少子化が進む中、私も令和5年3月議会で、乳幼児保育等に関する食費・保育料等また、小中学校の児童生徒の給食費の無料化に向けた一般質問をさせていただきました。

結果として、苓北町議会として、国の方に、これら子育て支援の意見書を提出されました。そのような中、苓北町の保育園の保育園保育料につきましては、一部無償化等もありましたが、改めて令和6年4月から無料化となり、学校給食等においても、財源の確保の見通しができれば、町の保護者負担軽減に取り組む方針である旨を申し上げておられます。

ご承知のとおり、国会で小中学校の給食費無料化等について議論され、今年2月25日、自民党、公明党、日本維新の会も、これらに関し合意しておられ、まず小学校を念頭に、地方の実情を踏まえ、令和8年度から実現すると明記されました。これらの流れの中で、今しばらく様子を見ながら対応されても良いのではないかと思います。よって、反対をいたします。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 次に、本件に賛成者の発言を許します。

浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 先程の提出理由の中で申し上げましたように、加えて、私たち苓北町議会、本議会ですね、は、乳幼児保育・教育に伴う保育・教育施設等の食費と、保育料・利用料、及び義務教育における小・中学校給食費の無償化を国に求める意見書を、発議第4号として、令和5年3月13日、原案可決し、苓北町議会、野崎議長へ提出し、さらに同じ内容の意見書を野崎議長名で内閣総理大臣へ提出、内閣総理大臣ほかの議員の皆様へ提出をしている状況があります。こういったことからしても、苓北町議会として、本案は賛成すべきだろうというふうに思います。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 次に、反対者の発言を許します。

次に、賛成者の発言を許します。

次に、反対者の発言を許します。

次に、賛成者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） これで討論を終わります。

発議第14号を採決します。本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議がありますので、起立によって採決します。原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（野崎幸洋君） 起立少数です。したがって、発議第14号、苓北町立小中学校の児童及び生徒に係る学校給食費無償化に関する条例の制定については、否決されました。

-----○-----

日程第10 議案第48号 令和7年度苓北町一般会計補正予算（第5号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第10、議案第48号、令和7年度苓北町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山崎秀典君） 議案第48号、令和7年度苓北町一般会計補正予算（第5号）（案）についてご説明を申し上げますが、まずもって今回積算数値の確認が十分ではなく、議会開会日での差し替え修正をさせていただくことになったことにつきまして、改めてお詫びを申し上げます。誠に申し訳ありませんでした。

今回の補正予算は、人事院勧告に基づく関係条例の改正等に伴う人件費のほか、今年8月の豪雨にて被災した林道蔭平線、町道坂瀬川大久保線及び町河川都呂々川、並びに9月の豪雨で被災した町道上町城内尾越線の災害復旧に要する費用などの補正でございます。内容につきましては、企画政策課長から説明をいたさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野崎幸洋君） 企画政策課長。

○企画政策課長（山下晃弘君） 議案第48号、令和7年度苓北町一般会計補正予算（第5号）（案）の内容について説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億3,533万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億163万8,000円とするものです。

5ページをお願いします。

第2表、債務負担行為の補正です。1つ目に、システム標準化・共通化移行等延長業務について、令和7年12月15日に移行する予定であった基幹電算システムの標準化・共通化について、国による度重なる仕様変更及び先行自治体における不具合の発生により、移行時期を令和8年10月に延期することに伴い、令和8年度までの5,713万3,000円を追加するものです。2つ目に、苓北町木場地区交流施設等管理運営業務について、令和8年度から令和10年度までの437万7,000円と協定書により発生した額を追加するものです。

6ページをお願いします。

第3表、地方債の補正です。1、追加は、本年8月の豪雨にて被災した、林道蔭平線の災害復旧に係る災害復旧事業債470万円を追加するもの。2、変更は、公共土木施設災害復旧事業において、本年8月の豪雨で被災した、町道坂瀬川大久保線と町河川都呂々川、本年9月の豪雨で被災した、町道上町城内尾越線の復旧に係る災害復旧事業債930万円を増額するものです。

9ページをお願いします。歳入です。

款1町税、項1、目1個人は、税の確定による現年課税分1,250万円の増額です。

10ページをお願いします。

項2、目1固定資産税は、税の確定による現年課税分1億670万円の増額です。

11ページをお願いします。

款10地方交付税、項1、目1地方交付税は、交付決定による普通交付税2,330万5,000円の減額です。

12ページをお願いします。

款13使用料及び手数料、項1、目3農林水産業使用料は、風力発電建設事業に伴う、都呂々漁港の施設使用の増加見込みによる、町管理漁港使用料393万8,000円の増額です。

13ページをお願いします。

款14国庫支出金、項1、目1民生費国庫負担金は、交付決定による節1社会福祉費負担金の更生医療給付事業国庫負担金から、節4児童手当負担金の児童手当国庫負担金まで、合わせて3,469万6,000円の増額。目2衛生費国庫負担金は、実績見込みによる未熟児養育医療費等国庫負担金14万1,000円の増額。目3災害復旧費国庫負担金は、本年8月の豪雨で被災した、町道坂瀬川大久保線と、町河川都呂々川、本年9月の豪雨で被災した町道上町城内尾越線の復旧に係る災害復旧費国庫負担金（現年災）1,867万6,000円の増額です。

14ページをお願いします。

項2、目2民生費国庫補助金は、実績見込みによる子ども・子育て支援交付金事業補

助金（子育て世帯訪問支援事業）4万1,000円の増額。目3衛生費国庫補助金は、交付決定による予防接種のマイナンバー情報連携システム改修補助として、マイナンバー情報連携体制整備事業国庫補助金3万6,000円の増額。目10農林水産業費国庫補助金は、担い手への農業用機械導入に対する補助に係る、担い手確保・経営強化支援事業補助金180万円の増額です。

15ページをお願いします。

款15県支出金、項1、目1民生費県負担金、節1社会福祉費負担金は、交付決定による更生医療給付事業県負担金から、障害児施設給付費県負担金まで合わせて445万2,000円の増額。節2児童福祉費負担金は、実績見込みによる子どものための教育・保育給付費県負担金810万2,000円の増額。節3保険基盤安定負担金は、事業費の確定による後期高齢者医療保険基盤安定県負担金334万3,000円の減額。節4児童手当負担金は、実績見込みによる児童手当県負担金384万円の減額。目2衛生費県負担金、節2保健衛生費負担金は、実績見込みによる未熟児養育医療費県負担金7万1,000円の増額です。

16ページをお願いします。

項2、目2民生費県補助金、節3児童福祉費補助金は、実績見込みによる子育て世帯訪問支援事業補助金4万1,000円の増額、目4農林水産業費県補助金、節1農業委員会補助金は、交付決定による農地中間管理機構集積支援事業補助金と農地利用最適化交付金合わせて44万6,000円の減額。節2農業費補助金は、実績見込みによる中山間地域等直接支払事業補助金から水田産地化総合推進事業補助金まで合わせて6万円の増額です。目8災害復旧費県補助金、節1農林水産施設等災害復旧費補助金は、林道蔭平線の災害復旧に係る林道施設災害復旧費補助金621万2,000円の増額です。

17ページをお願いします。

款16財産収入、項1、目2利子及び配当金は、実績による財政調整基金預金利子など、15件を合わせて539万9,000円の増額です。

18ページをお願いします。

項2、目2物品売払収入は、堆肥センターの車両・重機の売却に伴う物品等売払収入120万7,000円の増額です。

19ページをお願いします。

款17寄附金、項1、目2民生費寄附金は、健康増進事業費に使うよう指定された指定寄付金50万7,000円の増額です。

20ページをお願いします。

款18繰入金、項2、目4財政調整基金繰入金は、財源調整に伴い財政調整基金とりくずし5,329万8,000円の減額です。

21ページをお願いします。

款20諸収入、項4、目1民生費受託事業収入は、実績見込みによる後期高齢者医療広域連合一体的実施事業受託収入20万7,000円の増額。目2農林水産業費受託事業収入は、契約に基づく農業者年金事務受託収入及び農地中間管理事業受託収入を合わせて49万1,000円の減額です。

22ページをお願いします。

項5、目1雑入、節1健康増進事業収入は、実績見込みによる後期高齢者健診個人負担金2万5,000円の増額。節2雑入は、実績見込みによる旧都呂々中学校電気・上下水道使用料66万2,000円の増額。目2過年度収入、節3総務費国庫補助金過年度収入は、交付決定による物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金過年度収入58万9,000円の増額です。

23ページをお願いします。

款21町債、項1、目15災害復旧事業債は、6ページの地方債補正で説明したとおりで、節1公共土木施設災害復旧事業債と、節2農林水産施設災害復旧事業債を合わせて1,400万円の増額です。

24ページをお願いします。歳出です。

款1議会費、項1、目1議会費は、人事院勧告に基づく関係条例の改正に伴う人件費合わせて47万9,000円の増額です。なお、以降の説明において、人事院勧告に基づく関係条例の改正に伴う会計年度任用職員を含む職員等の人件費に係る補正については、説明を省略させていただきます。

25ページをお願いします。

款2総務費、項1、目1一般管理費、節10需用費は、公用車のバッテリー取り替え等に係る修繕料22万5,000円の増額。節11役務費は、新聞への広告掲載に伴う広告宣伝料9万4,000円の増額。節18負担金補助及び交付金は、専門職採用試験回数追加による、職員採用共同試験負担金6万1,000円の増額。節24積立金は、実績見込みによる財政調整基金利子積立から、次ページの苓北町町営住宅等基金積立まで13件で、合わせて487万9,000円の増額です。

26ページをお願いします。

目2文書広報費は、町プロモーション用パンフレット作成を、業務委託から地域活性化起業人の追加業務に変更することに伴い、節12委託料の、町プロモーション用パンフレット作成委託料を90万円減額し、節7報償費の地域活性化起業人（副業型）謝礼60万円と、節10需用費の印刷製本費30万円に組み替えるものです。目4会計管理費は人件費です。

27ページをお願いします。

目5財産管理費、節10需用費は、旧郷土資料館の火災報知器不具合に係る修繕料4万円の増額です。

目6企画費は、28ページをお願いします。

目6企画費、節18負担金補助及び交付金は、申請件数の増加見込みによる住宅リフォーム等支援事業補助金と、まちづくり事業補助金合わせて60万円の増額。目8諸費、節10需用費は実績見込みによる外灯修繕料70万円の増額。目10交通安全対策費、節10需用費は、志岐バス停に係る修繕料121万円の増額。目11地域間交流費、節11役務費は、熊本市在住の天草出身者団体の総会資料に掲載する広告宣伝料7万5,000円の増額。目12庁舎管理費、節10需用費は、電気代高騰により不足する電気料180万6,000円の増額。節12委託料は人件費高騰に伴う蓄電池システム保守委託料及び、産業廃棄物収集運搬処理委託料合わせて5万3,000円の増額。目13電算システム管理費、節12委託料は、税制改正の延期に伴う基幹電算システム改修の次年度への延期に係るシステム改修委託料182万8,000円の減額。次に、基幹電算システムの標準化・共通化が令和7年12月15日から令和8年10月に延期されることに伴い、令和8年1月から3月の現行システムに係る基幹電算システム運用支援業務委託料538万9,000円の増額と、延期に伴い不要となる令和8年1月から3月分の新しいシステムに係る標準準拠システム運用支援業務委託料1,397万9,000円の減額で、今年度分の維持費は859万円減少することとなります。3番目のシステム標準化・共通化移行等業務委託料は、同額を次ページの節17備品購入費の標準システム用読取装置購入費に組み替えるものです。

29ページをお願いします。

節22償還金利子及び割引料は、令和6年度事業の実績額の確定に伴う、子ども・子育て支援事業費補助金返還金41万6,000円の増額。目14情報化推進費、節11役務費は、メタバースを活用した移住・定住拡大事業のための備品類を、移住・定住フェア等への会場へ輸送するための運搬料2万円の増額。節12委託料は、ケーブルテレビ用の増幅ユニット交換に伴う苓北町地域情報通信基盤施設保守委託料45万1,000円の増額です。目15企業誘致対策費は人件費です。

30ページ及び31ページは人件費です。

32ページをお願いします。

項5、目2指定統計費は、国勢調査ほか統計調査に係る委託金活用のための予算の組み替えです。

33ページをお願いします。

款3民生費、項1、目1社会福祉総務費は人件費です。目2老人福祉費、節18負担金補助及び交付金は、実績見込みによる高齢者等補聴器購入補助金21万円の増額。目

3 老人福祉センター費、節10 需用費は、自家発電設備始動用蓄電池等の修繕に係る修繕料25万円の増額。節12 委託料は施設内の支障木伐採に係る支障木伐採業務委託料62万7,000円の増額、目4 介護保険事業費、節27 繰出金は、会計年度任用職員の人件費等に係る介護保険特別会計繰出金の事務費分と、地域支援事業費分を合わせて60万1,000円の増額です。

34 ページをお願いします。

目5 後期高齢者医療費、節12 委託料は実績見込みによる後期高齢者健診委託料4万円の増額。節18 負担金補助及び交付金は、令和6年度分精算に伴う熊本県後期高齢者医療広域連合負担金（特別会計・療養給付費分）104万円の増額。節27 繰出金は事業費の確定に伴う後期高齢者医療特別会計繰出金（保険基盤安定分）445万6,000円の減額です。

35 ページをお願いします。

目6 障害福祉費、節11 役務費は実績見込みによる診療報酬事務手数料3万4,000円の増額。節19 扶助費は、対象者の増加による更生医療給付事業から障害児施設給付費まで合わせて1,780万7,000円の増額です。

36 ページをお願いします。

項2、目1 児童福祉総務費、節12 委託料は実績見込みによる子育て世帯訪問支援事業委託料12万6,000円の増額。節18 負担金補助及び交付金は、実績見込みによる保育所運営費補助金3,950万1,000円の増額。節19 扶助費は、実績見込みによる児童手当351万円の増額。節22 償還金利子及び割引料は、令和6年度事業費の確定に伴う、子ども・子育て支援交付金事業補助金返還金から、次ページの保育対策総合支援事業補助金返還金まで、4件を合わせて190万円の増額です。

38 ページは人件費です。

39 ページをお願いします。

款4 衛生費、項1、目1 保健衛生総務費、節12 委託料は、県外での出産のため、委任払から償還払に変更することに伴う、妊婦健診委託料から節19 扶助費の妊婦健診受診費助成への13万円の組み替え。節19 扶助費は、実績見込みによる未熟児養育医療費等給付費28万1,000円の増額。目2 予防費は、国庫補助金の交付決定による財源の組み替え、目3 環境衛生費、節27 繰出金は、利子確定による水道事業会計繰出金（公債費分）と、人件費に係る下水道事業会計繰出金（事務費分）を合わせて22万円の増額。目5 健康増進事業費は、指定寄附金の増額に伴う財源調整。目6 保健センター費、節10 需用費は、AEDパッド交換に伴う消耗品費2万8,000円の増額です。

40 ページをお願いします。

項2、目1 清掃総務費は人件費です。目2 塵芥処理費、節10 需用費は、不足する可

燃ごみ用のごみ袋代 21万8,000円の増額です。

41ページをお願いします。

款5農林水産業費、項1、目1農業委員会費、節1報酬のうち、農業委員報酬（交付金事業分）1万8,000円の減額と、農地利用最適化推進委員報酬（交付金事業分）2万円の減額は、実績見込みによるものです。節18負担金補助及び交付金は、実績による研修会等参加負担金22万円の減額です。目2農業総務費は人件費です。

目3農業振興費は、次の42ページをお願いします。

目3農業振興費、節8旅費は、事業費減額による普通旅費1万6,000円の減額。節10需用費は実績見込みによる消耗品費8万4,000円の増額。節11役務費は実績見込みによる郵便切手代1万2,000円の減額。節13使用料及び賃借料は、中山間直接支払推進交付金による衛星画像AI解析農地利用状況調査システム使用料75万円の増額。節18負担金補助及び交付金は、実績見込みによる中山間地域等直接支払交付金から、次ページの担い手への農業用機械導入に対する担い手確保・経営強化支援事業補助金まで、6件を合わせて127万7,000円の増額です。

43ページをお願いします。

目5農地費は預金利子増額に伴う財源調整です。目7堆肥センター管理費、節10需用費は、実績見込みによる燃料費16万4,000円と、プラント屋根等の修繕料492万9,000円の増額。節15原材料費は、バーク使用料の実績見込みによる原材料費72万6,000円の増額です。

44ページをお願いします。

項2、目1林業振興費、節18負担金補助及び交付金は、実績による熊本県森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業負担金1万円の増額。目2林道費は人件費です。

45ページをお願いします。

項3、目1水産業振興費及び目3漁港建設費は人件費です。目2漁港管理費、節10需用費は、志岐漁港海岸道路の区画線を更新する修繕料150万円の増額です。

46ページをお願いします。

款6商工費、項1、目1商工総務費は人件費です。目3観光費、節10需用費はおっぱい岩階段手すり等の修繕料76万円の増額。節12委託料は、旧岡野屋旅館の林芙美子が宿泊した部屋の保存に関する調査等に係る調査委託料15万円の増額。目4温泉センター管理費、節10需用費は、温度調整三方弁交換に係る修繕料24万2,000円の増額です。

47ページをお願いします。

目5富岡城公園管理費、節10需用費は維持管理のために不足する燃料費2万1,000円の増額と、御城印等の印刷に係る印刷製本費11万円の増額です。

48 ページは人件費です。

49 ページをお願いします。

款7 土木費、項2、目1 道路橋梁総務費は人件費です。目2 道路維持費、節10 需用費は、町道釜的場線の排水修繕のための維持補修費40万円の増額です。

50 ページをお願いします。

項4、目1 港湾管理費、節10 需用費は、電気代高騰により不足する外灯電気料10万円の増額です。

51 ページをお願いします。

項5、目1 住宅管理費、節10 需用費は、衝錠一般団地敷地内通路の舗装修繕のための公営住宅修繕料50万円の増額です。

52 ページをお願いします。

款9 教育費、項1、目2 事務局費、節7 報償費と節8 旅費は、魅力ある教育づくり推進アドバイザー招聘に伴う講師謝金4万円と、講師等費用弁償13万8,000円の増額。節11 役務費は不足する電話料8,000円の増額です。

53 ページをお願いします。

節17 備品購入費は、県の共同調達により価格軽減となった端末の備品購入費（GIGAスクール）817万円の減額です。

54 ページをお願いします。

項2 小学校費、目1 学校管理費、節10 需用費は、実績見込みによる消耗品費10万円、電気料13万5,000円、下水道料5万9,000円の増額と、9月の豪雨時の落雷により故障した富岡小学校の火災報知機の受信機の修繕料109万4,000円の増額。節11 役務費は実績見込みによる電話料3万1,000円の増額です。

55 ページをお願いします。

項3 中学校費、目1 学校管理費、節10 需用費は、主に旧都呂々中学校における風力発電建設事業者の使用料増加による電気料77万8,000円の増額と、実績見込みによる水道料1万8,000円、下水道料6,000円の増額。節11 役務費は、実績見込みによる電話料1万8,000円の増額です。

56 ページをお願いします。

項4、目1 社会教育総務費は人件費です。目2 公民館費、節10 需用費は実績による修繕料10万円の増額。目3 社会教育施設費、節10 需用費は、農村運動広場バックネット改修等の修繕料114万3,000円の増額。目4 文化財保護費、節10 需用費は、百間土手石垣落下に伴う修繕料9万2,000円の増額です。目5 志岐集会所管理費は57 ページをお願いします。

目5 志岐集会所管理費、節10 需用費は実績による修繕料10万円の増額です。

58ページをお願いします。

項5、目2学校給食費、節10需用費は、大型温水器等修繕に係る修繕料40万6,000円及び物価高騰による実績見込みにより、賄材料費450万円の増額。節11役務費は、実績見込みによる電話料1万6,000円の増額です。

59ページをお願いします。

款10災害復旧費、項1、目2林道施設災害復旧費は、8月に被災した林道蔭平線の災害復旧に係る工事請負費（補助）1,250万円の増額です。

60ページをお願いします。

項2、目1河川等災害復旧費は、8月に被災した町道坂瀬川大久保線及び町河川都呂々川、9月に被災した町道上町城内尾越線の災害復旧に係る工事請負費（補助）2,800万円の増額です。

以上で令和7年度茶北町一般会計補正予算（第5号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） ちょっと2点ほどすいません。債務負担行為で、6,713万3,000円出てますけども、これは税収入の分の、この前10期から4期に変えられたですよ。その分のシステムのことですか。

それともう1点すいません。教育委員会のところの54ページですけど、これ先程総務文教厚生常任委員長からいろいろ委員会報告の中でありました火災報知器の件については、もう早速上げられております。体育館のところがさっきちょっと質問もしましたけれども、4個の出口のところ3個が出入りができない。体育館あたりは最低2方向は避難口は用意しとかないかん。用意ちゅうか2か所以上は避難できるのを確保しとかないかんじゃなろうかと思うんですけどですね。そこら辺をすると、火災報知器のほうは上げられておりますので、せっかくだから、この時なんで上げられんやったとか……。

○議長（野崎幸洋君） 2点ですね。

行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（田中正彦君） 債務負担行為補正の追加に関するシステム標準化・共通化移行等の延長業務につきましては、9月議会におきまして、システムの標準化・共通化移行業務についてですね、期間を当初ですね、12月15日で移行するというので、納期のほうもですね、税条例の改正のところですね、10期から4期に移行するというので可決をいただいております。

これにつきましてはですね、当初ですね、予定しておりましたが、国の度重なるシス

テムの改廃への対応、それから、全国の自治体におきましてですね、自分の庁舎に設置するコンピューターで運用している情報システムをですね、国のデータセンターのほうでコンピューターを移行しまして運用する仕組みがガバメントクラウドと申しますけれども、こちらの方に移行するんですが、このガバメントクラウドに関わる技術的課題が全国的に発生しておりまして、これを解決するための時間を非常に要するという懸念が発生してまいりました。そのためですね、本年9月の定例会の後になりますけれども、9月の9日にですね、移行作業を実施している委託事業者の方から、本稼働の延期の申し出がございまして、その後もですね、協議を重ねた結果、やむを得ずですね、本稼働を来年の令和8年10月に延期することといたしました。

これに伴いまして今回ですね、移行等の延長業務ということで、令和8年度に債務負担行為のほうを追加させていただくというものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（野崎幸洋君） 教育課長。

○教育課長（吉本英明君） 富岡小学校の体育館の件でございますけれども、入口の玄関はですね、正常に開閉ができるような状況でございます。アリーナの中に4か所あって、そのうち3か所がちょっと不具合が出ているというような状況でございます。

議員ご指摘のとおり、2か所の出入口については今のところ確保ができています。金額的な部分もございまして今回ですねちょっと計上を見送らせていただいておりますけれども、できれば当初予算のほうでですね、対応したいということで考えているところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） そうすとあの、税の徴収の方は4期でできるわけですかね、10期じゃなくて。

それと、富岡の体育館の方は2方向確保されていればですね、もう法的には問題なからうかなと思いますけど、早急な修理がいいかと思います。すいません、それだけお尋ねします。

○議長（野崎幸洋君） 行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（田中正彦君） 現行のですね、システムの中で、現在10期のものをですね、現行のシステムの中で4期で対応するというので、こちらの経費につきましても、そのままの経費で改正すると、そのシステムで行うということにしております。よろしくお願ひいたします。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） ここで若干、46ページ、温泉センターの管理費で修繕費って

20何万あるんですけど、今回。

○議長（野崎幸洋君） ページ数は。

○1番（田嶋健司君） 46ページです。修繕料が出てきてるんですけど、今回ですね、長期のボイラー故障で休み取られてるんですが、そのことについてもちょっと経費がかかるんじゃないかなと思いますけど、結構修繕費が度々出てきてるんですけど、その辺の調査っていうか、その辺は、分かれれば教えていただければと。

○議長（野崎幸洋君） 商工観光課長。

○商工観光課長（稲尾浩二君） 46ページ、温泉センターの修繕料についてですけども、只今田嶋議員のほうから、温泉センターの故障関係について質問がございました。今現在ですね、営業休止している件につきましては11月ですね、22日（土曜日）の日の朝からですね、ちょっと営業の準備をしていたところ、ボイラーに不具合が発生して営業をですね、休んでいるところでございます。修繕するボイラーの部品というのがですね、特別な部品でございまして、その部品ですね、見積であったりとか、部品の調達の期間であったりとかですね、ちょっと不透明な部分でございまして、今回ですね、この補正予算の計上には間に合わなかったところでございます。

今現在ですね、鋭意復旧に向けて準備をしているところでございます。本日朝からですね、よかなビでも町民皆様方にお知らせをいたしましたけれども、営業再開の目途がですね、つきましたら再度お知らせをさせていただきたいというふうに考えているところです。

機器の点検関係につきましては、そのボイラーであったりとか、弁であったりとかそういういったものはですね、今のところ温泉センターでは半年に1回ずつですね、機器の点検の方は確実に行っていただいているところで報告が上がってきているような状況でございます。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） 今回ですね、ちょっと長期間っていうことで心配してるんですけど、結構年数が経ってですね、老朽化も進んで更新とかですね、いろいろやり直しの計画とかもですね、立てなきゃいけない時期なのかなあって考えさせられてちょっと質問しました。以上です。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 49ページの土木費、道路維持費の需用費が、維持補修で40万ありますが、これはどこのどういった部分に使われるんでしょうか。教えてください。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 49ページの道路維持費の維持補修費40万円ですけ

れども、こちらの方は、町道釜的場線の排水、町道の排水がですね、隣接してます里道に、里道の路肩をちょっと崩しているという状況がありまして、その排水が里道に当たらないように、排水管を延ばす修繕と、その路肩を復旧するための経費でございます。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 土木管理課でも道路パトロールをされていてですね、道路についてはもう、悪いところは常に捉まえておられるんでしょうけども、西川内の、具体的に言えばですね、西川内のため池があつですね。ほいでため池があつて、あそこは三叉路になって、左に行く道と右に行く道がある。まあざつと言えばかずま園の下、あそこに、道路の右っかわにですね、雑木が結構茂っている。ほいでそれが最近の雨は大きな雨ですので、雨とかそういった状況の後でですね、枝が道路に落ちてきて、非常に車の通行とか、そういったものに困るといふような話があつていますが、そういう話はお聞きになっておりませんか。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 今おっしゃいました西川内ですね、かずま園の下の雑木ということですけど、ちょっと私、ちょっと把握しておりませんが町道維持の担当の方に、改めてですね、確認をしまして、把握してるしてないにかかわらず、今一度現場のほうをですね、見て、対応できる部分があれば対応させていただきたいというふうに思います。

○5番（浜口雅英君） 終わります。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

松本良人君。

○4番（松本良人君） 12ページですけれども、漁港管理費の使用料、これ私が、山下課長がちょっと早口やったもんですけん聞きそびれてですね、これどういうことかもう1回教えていただきたいと思います。

それから28ページ、外灯修繕料が70万円上がってますね。実はこれあの、この件でございませぬけれども、国道とですね、宮地岳線のところに外灯があつて、今回修繕はしていただきました。ところがLEDだったもんですから、こう何か照らし方がですね、歩道のところは照らしとつとですけれども、あれは歩道のところを照らすよう・・・でしょうかね。外灯は。全体を照らすようになつとつとですかね。昔んとはあの、全体がこう、照らしてですね、しとつたんですけれども、今は、ここ歩道ん部分、で、真ん中の部分は、照らさんとですよね。そこが目的が、まあ歩道んといば照らせばよかやっかちゅうことなればそれまでですけれども、防犯上は歩道ばっかじゃなかですもんね。防犯上にせろばですね。そこら辺ちょっと見てみてください。

それから33ページ、老人福祉費ですけれども、21万円、18のですね。これすい

ません、補聴器の購入費が21万上がってとですけど、これ全体で何名ぐらいじゃったのですかね。私が一般質問してから取り入れていただいたんですけども、これ増えるということは良かっだろうと私は個人的に思っています。

それから老人福祉センター費ですね、62万7,000円、支障木伐採の委託料が62万7,000円組んであります。これはどういうものか教えてください。これは過去に、ちょっとあの、土木管理費の主事と課長といろいろ私との間で、取り決めた部分があるものからですね。そこら辺がどうなってるのかと思ってですね。

それから学校管理費ですね。これ54ページですけども、小学校の学校管理費で修繕料が109万4,000円組んでありますね。これはなんか落雷によるということでございましたけれども、これ学校にはその火災保険なんかが組んであって、保険料はちゃんと請求はしてありますか。ありますればよかです。あると言ってください。

それから、60ページの河川等の災害復旧費で、いろいろご説明いただきました。実は私、一般質問でも申し上げましたけれども、災害復旧費の見直し、積み置きがあります。その辺はどがんかとですかね。その、私の家のところですけども、増破しておりますが、毎年雨が降ったたんびにちょっと見てみてくれると土木管理課に言うておりますけれども一向にしてない。まあ私の畑まで来んけんようはあつとですけども、その間には、下のいぜき、いぜきがあって、いぜきまで降りられよった。道もちゃんと作ってあって、そもそも道はもうなかごてなってしもとる。いくら言っても約20年間何の処置もなか。昨日言うたばかりです。昨日一般質問の中で言ったばかりで、それからほかの災害復旧工事にしても、昔の・・・頼むばいと言うたところは、見落とされてですね、これ新しかとは上がってきよつとですけども、ここら辺はどのようになっているのか、見落としが大分あってですね、地域には相当迷惑をかけたつとじゃなかですかね。上手な言い訳は要らんですけれども、早急な対策をしていただきたいというのが町民の考え方です。以上質問します。

○議長（野崎幸洋君） 12ページから。

農林水産課長。

○農林水産課長（田尻 悟君） 12ページですね、漁港使用料の補正はどういったものかというご質問でございます。都呂々漁港においてはですね、レノバさん、風力発電事業におきまして、計画していた日数の増、また面積の増というところで176万円ほどの増額。あわせて、富岡漁港の町有地もございまして、そちらの方についても、借用期間の増というところで133万円ほどの増額。あわせて志岐漁港におきまして、県の工事におきまして約83万円ほどの増額ということで、こういう部分の使用料の増額が393万8,000円の増額となっております。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（宮崎良成君） 28ページの外灯の修繕料なんですけども、すいません松本議員が示された箇所がすいません、聞き取れずにですね、ちょっと場所が把握できませんでしたので、うちの方で見させていただきますので、もう一度その箇所のほうをお教えいただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 33ページの高齢者等補聴器購入補助金の21万円に係る分での現在の実績でございます。両耳で補聴器を購入された方が6人、片耳、右側になりますが、これを購入された方が1人となります。

あと、支障木伐採業務委託料62万7,000円の方でございますが、これは老人福祉センターの敷地内にあります支障木の部分になります。電線にかかる部分につきましては、9月に無料で伐採をしてもらいましたが、そのほかの部分につきましては有料となることから、今回補正をするものでございます。

○議長（野崎幸洋君） 教育課長。

○教育課長（吉本英明君） 54ページの学校管理費、修繕料109万4,000円のこと、富岡小学校の火災報知機の故障の部分になります。こちらにつきましては保険の申請はしてあります。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 60ページの災害復旧費のですね、工事請負費に関連しましてですね、先程ご質問がありました。まず1つ目は松本議員の家の近く、もう何十年も前から伝えていただいとるということなんですけども、ちょっとその辺も改めてもう1回ちょっと課に戻ってからですね、経緯も調べますし、よろしければ、改めましてもう一度現場をですね、案内して見せていただければというふうに思います。それから町内災害復旧にかかりそうなところの見落としがあるんじゃないかということでもありますけれども、私たちも通常のパトロールに加えて、大雨の降った後にはですね、総出でパトロールをして、崩れた箇所、災害箇所等を発見に努めておりますけれども、道路は比較的発見しやすい部分もあるんでしょうけど、特に河川とかはですね、どうしてもちょっと見落としがあるかも分かりませんので、今後はより一層ですね、見回りを強化しまして、1つでも1件でも見落とすことが、見落とししてる分が見つかるように努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） この漁港の分については分かりましたけれども、保証料なんかっちゃうのは、漁民に対しての保証料なんかっちゃうとは出とつとですか。分かりませんか。はい、分からんならよかです。

補聴器の・・・これ量は、6人と1人やったですかね。

○福祉保健課長（田尻康彦君） はい。

○4番（松本良人君） 新しく、今度6、この、ようと分らんとですよ。その、頭を下げてこう言われるばってんですね。21万に対しては6人と1人分ですか。

○議長（野崎幸洋君） 質問の後に答弁してもらいますので、質問だけまとめてください。

○4番（松本良人君） この6人と1人っちゅうのは、21万に対しての分ですかね。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 実績を聞かれたので実績を答え。

○4番（松本良人君） よっと説明をしてください。過去にはいくらぐらいあったか、あわせて。

それから、62万7,000の分について、支障木っちゅうのは大きな木だけですか。

○福祉保健課長（田尻康彦君） はい。

○4番（松本良人君） 支障木はどの辺のどういったところをさっとですかね。あの、やっぱり港湾と、港湾とのその緑樹帯と、その老人福祉センターの間のその何か生け垣、それも含めとつとです。そこら辺な、私はそんなときに、あそこはやぼくら、やぼやっけんかあんたたちが切れと言ったときに、私たちは切りますと、すぐに切りますとおっしゃった箇所ですね。そしてそのときに、あんたたちは、これ黙っとけば公費をもって頼んで、人に頼んでさすつとじゃなかかと言ったところが、いえ私たちがさせますのでということで、そんなときに約束をしました。ですね。それは2人でおいででございませので、もう1人の方に聞けば分かるわけですけども、そのとき土木関係の方は、港湾関係、私が港湾担当だからしっかりやるからというふうないうことで、私と喧嘩したことが、いや、そんなときに言い争ったですけども、あんたは町管理ならば、責任あるかもしれんけどここは県管理ぞと、そういう大きなことを言っているのかということと言ったと、覚えとらっと思います。覚えとらっでしょ。

○議長（野崎幸洋君） 質問まとめてください。

○4番（松本良人君） そこら辺はですね、そこら辺をですね、けじめをつけてください。ここは私との、おたくたちとの約束ですんで、私は何回も言って県にお願いしたもんですから。これはもう何回も言いますけれども、それをですね、自分たちがせんからといって、この委託料なんかに、すれつけはいかんですよ。お尋ねします。

それから災害の分はですね、これから云々のじゃかつですよ。今までもうっちょいとるもんはどがんするかちゅう・・・ずっと言うてきたでしょう。昨日一般質問したでしょ。そしてその港湾のおたくたちが何人か寄せて、自治会長と区長と寄せて、寄せましたね。そのときも、ある人からそこの竹の迫線についての道路、こえとつとということ聞いたじゃなかですか。聞かれませんでしたか。そこら辺、地域からも私じゃなくて、地域からも要望あつとつとですよ。で、そこら辺はどうするかと。当たり前ですよ、見

いに行って、回ってするっちゅうのは。当たり前のことじゃなくて、私は当たり前にしてなか分をあえて質問しよとですよ。ほいで今までうっちょいotta分とか何か、昨日、この前、昨日どうするとかありましたけれども、たとえばきれいに払って、払ってですね、草を払って今度増破した分については、増破した分についてまた一緒にかけますよとかいうことであればよかですよ。ばってん今んところはもう増破して分からんごてなったけんか云々って昨日おっしゃったですけども、確かにですね、災害はその当年度にしか災害はかけられんとですよ。増破かなんかしとっちゅうことを査定官が認めんば。そこら辺がちゃんとですね、決まりがあるわけですので。そこら辺知つとります。知つとられるもんね。知つとられますか。

○議長（野崎幸洋君） 質問まとめてください。

○4番（松本良人君） そこら辺はですね、あの、ぴしゃつとした感じででしてください。のろのろのろのろやってですね、今しよりますとか、今周りよりますとかじゃなくて、してください。そして町民の方に安心させてください。お尋ねします。どがんしてさつとか。

○議長（野崎幸洋君） まずはどっちから答えますか。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 33ページの高齢者等補聴器購入補助金。今回の21万円の補正によりまして、両耳5人分の30万円を確保することになります。

次に、支障木伐採業務委託料につきましては、62万7,000円分ですが、先程も申し上げましたが、電線にかかる部分につきましては、9月に無料で伐採をしてもらいましたが、そのほかの部分につきましては、町としてもお願いしたところ、お金がかかると、有料になるということでございましたので、今回62万7,000円を補正するものです。また、ペーロン大会前の部分で、老人福祉センター敷地内の駐車場となる場所につきましては、雑草等の草刈り、除去等もしておりますので、何もしていなかったというわけではございません。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。3回目。こっちの答弁？

○土木管理課長（松井徹也君） 60ページの関係で、過去にですね、崩れたところがそのままになっている箇所があるということでもありますけれども、今後もですね、その崩れがあったときには災害復旧、国の補助で復旧できる部分については国の補助で。できない部分についてはほかの財源、県の補助金とかですね、起債等を使って復旧をしていくと。一般質問の答弁の中でも具体的な箇所ごとにですね、例えば舗装を打ちかえる箇所もあるし、それに伴って、路肩の崩れとる部分もですね、補修をすると、その辺りの財源につきましては、県の補助金でありますとか、それは箇所ごとに要件に合う補助金、それから起債などを財源に活用しながら、復旧、国の補助にかからない分は、ほか

の財源で復旧を行っていきたいというふうに思います。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） あの、まずよう分からんとですよ。その、支障が無料でしたちゅうとは電柱のどこでしょ。

○福祉保健課長（田尻康彦君） はい。

○4番（松本良人君） あがんとは切らんちゃよかっですもね。私は切れて言うたらんとで。下ん方で、草刈りができなかつた分を、あの、切らんから今度補助で出すちゅうことでしょう。電柱はただで切つとですよ。黙つとつたっちゃ。そして電柱んところは切らんちゃよかっですよ。電柱の支障木は。あらまだ立てとつたっちゃよかっですっけん。あぜにも何もならんし、山にも何もならんし。やっぱりあの木と、何ですかね、庭園の木、草、あれとしてですね。ただ、ただあの生け垣にしとる分についてにや、きれいにせにやいかん。見苦しかけん県の緑樹帯と併せてしてくださいと言うたところが、はい、ということでございましたけれども、確かにそこら辺の、まあ確かにあの、副町長が電柱のあの、あれで切るまで待つとってください・・・私・・・あら私はそがんところ言うたらんけんあまり聞かんやつたですもんね。そこら辺な言うたらんとですけん。そしておたくたちが切つたって今言い切り、切られましたけれども、あの、そこは払つたって言い切りしましたけども、私はいつ払ろうてあつとか、いつ払いよつとかずーっと見とります。そがんな虚偽な言い方はしちやいかん。今も切つてなかでしょう。2、3日前また見てきたつですから。質問する前に。そして、お城まつりのときもペーロン大会のときもずっとそこは見とつとですから。終わります。

○議長（野崎幸洋君） 答弁よろしいですね。ほかに質疑ありますか。

田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） 2点お伺いいたします。1点は災害について、今出てますけれども、私たちの部落のKDDのですね、ところの災害、これ補正に載ってくるかなと思つたら載ってないので、どのような状況なのか、分かれば教えていただきたいと思ひます。

それと55ページですかね。55ページの学校ですね、節、報酬の特別支援学校の支援員の報酬上がってますけど、これは考え方なんですけど、学校のほうからも、今度総務文教厚生常任委員会でもありましたけれども、学校の方からも要望上がつてると思ひますけど、これを来年度の予算でですね、増員される考えはあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 災害復旧に関連しまして、KDD、旧KDDの海岸に降りていく道の、降りたところの右側でしょうかね。一応あの、あそこの箇所に関して

は今のところ通行といいますかですね、ちょうど広くなつるところで、一応、被害小、小というか、災害復旧にかからないレベルでもございましたので、一応その状態、今ご覧の状態になってるんですけども、今後あそこをですね、ただ、見た目もですね、こう崩れてきたような形にはなってますので、ちょっと今後、どういった形できれいにするかですね、その辺りを検討していきたいというふうに思います。

○議長（野崎幸洋君） 教育課長。

○教育課長（吉本英明君） 55ページの、特別支援員関係、支援員の関係でございます。令和7年度におきましては小・中学校合わせて10名雇用させていただいております。令和8年度の計画ではですね、募集につきましても、10名を募集をさせていただきたいと思っております。また併せまして、勤務時間につきまして、30分ですね、延長させていただいて、より長くですね、子どもたちに対応できるような形でですね、対応したいということを考えております。このことにつきましては、町内の校長先生方ともですね、ご意見を聞きながら調整をさせていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） KDDの方はですね、また大雨が降れば崩れる可能性がありますので、今言われたように早急にですね、処置をお願いしたいと思います。

支援員の方はですね、なかなか子どもたちのそういうあれが増えているそうですから、やはり先生たちと連絡をとりながら、子どもたちのためになるように、よろしく願いをしたいと思っております。終わります。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

山口利生君。

○2番（山口利生君） 2点。1点、22ページの雑入の、旧都呂々中学校の電気、上下水道使用料が、66万2,000円という大きな金額が上がってます。これは苓北風力発電所の入っておられる方たちの電気料なのかどうかをお伺いします。これも・・・がこれだけ高くなってるのが負担金は何なのかと。それと、あそこにも太陽光発電が上に乗っかってますけれども、何か教育委員会に去年か一昨年聞いたら、発電はするけれども、何か器具が壊れて、それで費用対効果でやってないと。そのまんま放電しっぱなしっていいですか、状態になってると。もったいないのかなと思います。あそこ東光電気が今入ってますよね。で、あそこに修理させて、その太陽光で発電する電気を下に引っ張らせとくと、その電気はただでいいですよと、撤退したらそれがまだ使えるんじゃないかと思っております。あそこもお金かけて部屋の改修をしましたですね。交付金使って。で、ただ出た後も何かしらん利用させないと、結局また空き部屋のまんま。なかなか誘致するのは難しいかもしれませんが、それなりに活用させるというふうに考えれ

ば、まだ太陽光発電の電気をそのままほったらかしするよりも、あそこに修理させ・・・電気代で、無償にするとかいうようなこともできないのかどうかと。多分上下水道は、これは当然使った量ですので、当初よりも使っていらっしゃるのかなと思いますが、その辺りがどうなってるのか。

それと、43ページ、堆肥センターの管理費で修繕料490万程度上がってます。これ先程聞いたら、プラント屋根の4分の1ぐらいだったですかね、残ってるのが。この間調査に行ったときに。これも早急にしないと風が中に入ってしまうと大変なことになるんじゃないかということで・・・と、早速対応していただいております。作業員の方もすっかり苦勞されておりましたのでですね、十分これでちょっとほかのところも補修が必要であれば、併せてぜひ実施して、プラントが飛ばないようにお願いしたいと思います。

そこで1点、ここに載ってないんですが、今作業員の募集が1名、来年の1月からだったですかね。予定は。これは今現在委託で苓北農協の方に人件費委託出していますが、その枠内で対応が可能で1名の募集をされていらっしゃるのかどうかを確認をしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（野崎幸洋君） 教育課長。

○教育課長（吉本英明君） まず22ページの雑入の、旧都呂々中学校電気上下水道使用料66万2,000円のお尋ねでございました。議員ご指摘のとおり、東光電機さんが入られた関係でそれ出し分、その事業者さんのお話ですね、使用分の増加に伴う増額ということで、増額の補正となっております。あと太陽光のご指摘をいただきました。ご指摘のとおり、パネルについてはあるんですけども、パワコンの方が故障してて、発電、送電ができないというような状況になっているかと思っております。ただし、太陽光発電の施設耐用年数としましては17年ということになっておりますので、もうぼちぼち耐用年数に近いような多分年限になるかなと思っておりますので、今後の対応につきましてはですね、そういった部分も含めて検討させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（田尻 悟君） 43ページのお話ですね、堆肥センターの職員の募集関係につきましてのご質問でございます。これはJAのほうで募集をされておまして、苓北町としてはですね、委託料の中には5名分というところで予算化をしておまして、現在4名で実施をされておしますので、予算の範囲内で対応できる見込みでございます。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） そうですね、5人分当初で計上して今現在4人というので、もう今12月ですから、なかなか昨年は、結局5人計上して4人だったから全額3月で落

とされましたですね。やっぱそういう経過があるならもっと頻繁に募集をかけて、今の作業員の人たちが非常に高齢化されてますよね。もうこないだ行ったらもう70過ぎたけんもう辞めんばとかいうふうなお話されてる方もいらっしゃいますし、できるだけ世代交代というものを進めていくためにも、ぜひ年度末よりも常々から作業員増員というのは頑張っていていただくようお願いいたしたいと思います。以上で終わり。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第48号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号、令和7年度苓北町一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで2時55分まで休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午後2時41分

再開 午後2時55分

-----○-----

○議長（野崎幸洋君） 皆さんおそろいですので、休憩前に引き続き開会いたします。

-----○-----

日程第11 議案第49号 令和7年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（野崎幸洋君） それでは、日程第11、議案第49号、令和7年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 議案第49号、令和7年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）の内容についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ16万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億5,682万2,000円とするものでございます。

補正予算の中身についてご説明いたしますので、6ページをお開き願います。

まず歳入ですが、款6財産収入、項1財産運用収入、目1、節1利子及び配当金16万1,000円の増額は、財政調整基金に係る債券運用利子収入の増額見込みによるものでございます。

次に歳出でございます。7ページをお開き願います。

款1総務費、項4医療費適正化対策事業費、目1、節1報酬から節4共済費まで、合わせて18万円の増額は、給与改定に伴う医療費適正化のためのレセプト点検員1名の人件費に係るものでございます。

次に8ページをお開きください。

款4保健事業費、項1保健事業費、目1疾病予防費、節18負担金補助及び交付金5万4,000円の増額は、国保データベースシステム負担金に均等割が追加されたことによるものでございます。

次に9ページをお開きください。

項2特定健康診査等事業費、目1、節1報酬から節4共済費まで、合わせて15万7,000円の増額は、給与改定に伴う特定健康診査保健指導のための訪問指導員1名の人件費に係るものでございます。

次に10ページをお開きください。

款5基金積立金、項1、目1財政調整基金積立金、節24積立金16万1,000円の増額は、債券運用利子収入を国保財政調整基金に積立を行うものでございます。

次に11ページをお開きください。

款8予備費、項1、目1予備費39万1,000円の減額は、財源調整により予備費を減額するものでございます。

以上が令和7年度、苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

それでは手が挙がりましてので、松本良人君。

○4番（松本良人君） この8ページですね、国保データベースシステム負担金とありますけれども、今インフルエンザとコロナがまたもう、その、あの、かなりいっぱい蔓延しとつということであるいろいろニュースになつとつですけれど、こん疾病予防費というのは、その付近との兼ね合いはこのデータベースシステムとありますか。そしてこのデータベースっていうのはどういうやつかなという。

併せてですね、その町内の、できれば町内のそのインフルエンザ関係、それからコロナ関係はどのようになってるのか、ちょっとお尋ねしたいんですけども。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） まず、8ページの国保データベースシステム負担金でございます。被保険者の健康増進、疾病予防を目的とした事業に係るシステムの負担金というところで、平等割と被保険者割がございまして、今回この平等割が追加されたことに伴う増額補正というところになっております。

あとインフルエンザとコロナの感染状況でございますが、これが第5類に移行されてからは、町内の感染者の数は分かりません。各医療機関ごとでの県への報告でございますので、私たちに届く部分につきましては、天草保健所からの毎週送られてきます疾患状況等の数でしか把握できておりません。それも天草地域ということでは出まないので、苓北町内の状況は分かりません。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） あの、これまでですね、いろいろと保健所経由せにや分からんというのが担当課の主張でございました。しかし町はそういうことではちょっとできんとじゃなかろうかなと。やっぱり町の情勢はちゃんとですね、役場の関係の、その関係で押さえとって、やっぱり注意するところは注意する。ほいから学校関係あたりにやっぱり用心せろぞとかいうなら用心せろ、老人ホームとかなんかそっちに用心せろ用心せろというようなシステム、やはりここは行政機関ですので、分からん分からんじゃ私はどうにもならんと思いますけれども、町長、そこら辺は分からん分からんで大丈夫ですかね。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 残念ながらですね、苓北町でどれだけ発生しているかというのは、先程担当課長が申しましたように、それぞれの医療機関でありますとか、それぞれ施設に問い合わせた上で、さらにその罹られた人が町内の方なのか、町外の方なのかという把握もなかなか難しい部分があるかと思います。そういった部分では、先程担当課長が申しましたように、天草地域ですね、情報というのは保健所から定時的にまいりますので、その情報を通じて、天草地域でインフルエンザが例えば蔓延しているという状況であればですね、早めにもその辺を町民の皆様方に周知をしながら、予防対策を進めてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 今後、ここに医療機関はそう大してなかわけですので、確かに他機関に、地区外にもかかられる方もおいでと思いますけれどもね、やっぱりそこら辺は、やっぱり医療機関、大きな医療機関、例えば慈恵病院とか医師会病院あたりとの連

絡も取りおうてですね、どんくらいぐらいおっですかと、町の状態はどうでしょうかというぐらいの、やっぱりそこら辺を尋ねて、聞きあわせて、やっぱり住民に周知ですね、蔓延状況とかなんかもですね、周知しながら、やっぱり町の健康関係に努めていかなければいかんと私は思います。行政ならですね。ぜひそこら辺を今後はですね、やっていただければ、町民も助かるし、そういった感染者も少なくなるんじゃないかなろうかなとそう思っておるわけですが、いかがでしょうかね。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 先程回答しましたように、できる限りですね、そういう情報を収集しながら、町民の方々にも周知をしてみたいと思いますし、現実的に今よかナビのほうでもですね、広報の周知を行っているところがございますので、今後の発生状況も踏まえて再度ですね、コロナ・インフルエンザ増えるようであれば、改めて周知を行ってみたいと思います。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第49号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号、令和7年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第12 議案第50号 令和7年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第12、議案第50号、令和7年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 議案第50号、令和7年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第2号）（案）の内容についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ17万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億9,767万5,000円とするものがございます。

補正予算の中身についてご説明いたしますので、6ページをお開き願います。

まず歳入ですが、款3国庫支出金、項2国庫補助金、目2地域支援事業交付金、節1現年度分20万1,000円の減額は、歳出の一般介護予防事業の減額に合わせ、介護予防事業交付金28万8,000円の減額と、歳出の家族介護支援事業の増額に合わせ、包括的支援事業・任意事業交付金8万7,000円を増額するもので、目5介護保険事業費補助金、節1介護保険事業費補助金43万6,000円の増額は、令和7年度介護報酬改定に伴うシステム改修に係るものでございます。

次に7ページをお開きください。

款4支払基金交付金、項1、目2地域支援事業交付金、節1現年度分31万1,000円の減額は、歳出の一般介護予防事業の減額に合わせ、介護予防事業交付金を減額するものでございます。

次に8ページをお開きください。

款5県支出金、項2県補助金、目1地域支援事業交付金、節1現年度分10万1,000円の減額は、歳出の一般介護予防事業の減額に合わせ、介護予防事業交付金14万4,000円の減額と、歳出の家族介護支援事業の増額に合わせ、包括的支援事業・任意事業交付金4万3,000円を増額するものでございます。

次に9ページをお開きください。

款6財産収入、項1財産運用収入、目1、節1利子及び配当金、基金預金利子3万9,000円の減額は、基金運用利子収入の減額見込みによるものでございます。

次に10ページをお開きください。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目2地域支援事業繰入金、節1現年度分10万1,000円の減額は、地域支援事業に係る介護予防・日常生活支援総合事業繰入金14万4,000円の減額と、包括的支援事業・任意事業繰入金4万3,000円の増額で、目3事務費繰入金、節1事務費繰入金70万2,000円の増額は、人件費等の事務費に係る一般会計からの繰入金の確定に伴うものでございます。

次に11ページをお開きください。

項2基金繰入金、目1、節1介護給付費準備基金繰入金21万3,000円の減額は、今回の補正に伴い、基金の取り崩しが不要となったものでございます。

次に歳出でございます。12ページをお開き願います。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節1報酬から節4共済費まで、合わせて26万4,000円の増額は、給与改定に伴う介護保険認定調査のための訪問調査員2名の人件費に係るもので、節12委託料87万4,000円の増額は、介護報酬改定等に伴うシステム改修によるものでございます。

次に13ページをお開きください。

款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費、目1 介護サービス等給付費は、財源区分の変更です。

次に14ページをお開きください。

款3 地域支援事業費、項1 介護予防・日常生活支援総合事業費、目2 一般介護予防事業費、節10 需用費から節12 委託料まで、合わせて115万2,000円の減額は、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を業者委託から職員による実施に変更したことに伴うものでございます。

次に15ページをお開きください。

項2 包括的支援事業・任意事業費、目2 任意事業費、節19 扶助費22万5,000円の増額は、家族介護用品支給事業対象者が7名から10名に増加したことに伴うものでございます。

次に16ページをお開きください。

款4 基金積立金、項1、目1 介護給付費準備基金積立金、節24 積立金3万9,000円の減額は、基金運用利子収入の減額見込みによるものでございます。

以上が令和7年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第2号）（案）の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第50号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって議案第50号、令和7年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第13 議案第51号 令和7年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第13、議案第51号、令和7年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 議案第51号、令和7年度荅北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）の内容についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ445万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,264万9,000円とするものでございます。

補正予算の中身についてご説明いたしますので、6ページをお開き願います。

まず歳入ですが、款3繰入金、項1、目1一般会計繰入金、節2保険基盤安定繰入金445万6,000円の減額は、繰入金の額の確定によるものでございます。

次に歳出でございます。7ページをお開き願います。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1、目1、節18負担金補助及び交付金445万6,000円の減額は、保険基盤安定負担金の確定によるものでございます。

以上が令和7年度荅北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

松本良人君。

○4番（松本良人君） 3つの特別会計がありましたけれども、どこで聞けばよかやかわからんやっとうとうここまできたっですけれども、あの、もしよかったらですね、あの、まあ駄目なら駄目で結構です。マイナ保険証が今度12月から変わるということで、いろいろ報道されとっですけれども、例えば介護保険も介護保険証ちょっと私知りませんけれども、例えば私は後期高齢者のしか持ちませんけれども、そこら辺の保険証の交換とかそこら辺はどうなってるのかと、私もあれでですね、テレビとかなんか見るだけで分からんとっですけれども、そこら辺はどのようになっているか、分かったら分かる範囲内で教えていただければと思いますけれども、議長、よかですか聞いて。駄目なら。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 国保と後期につきましては、8月1日から資格確認書等というところで皆様方、対象者の方に送付をしております。

マイナ保険証につきましては、それぞれ個人で紐付けをですね、していただくこととなりますので、もしそういった方がいらっしゃればこちらでもですね、窓口のほうでも対応いたしますので、松本議員お近くの、松本議員でも構いませんけども、お近くの、ご近所の方等がいらっしゃいましたら、福祉のほうに行ってくれということで一言言ってもらえば助かります。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） いやあの、改正がどうなってるのかなと思ってですね。12月、今、私たちは、私は誕生日が8月になっておりますので、来年の8月までの保険証があつとですけども、何か聞くとこによるといろいろややこしかごたるものですから、そこら辺、マイナンバーカードと兼ね合いとか何かがあるんじゃないかなろうかと思ってですね、そこら辺のことをどうなってるのかなと思いましたが、そこら辺分かるとれば、教えていただければと。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） マイナ保険証につきましてはですね、ご承知のとおり、マイナンバーカードが今発行されておりますけども、それと保険証を紐付けるということでございますので、その紐付けが済んでいない場合は、今マイナンバーカードがお持ちならば、役場のほうにおいでいただいて、その紐付け作業をしていただければそれで終わります。今、医療機関でもですね、そういうレコーダーというか、機器がありますので、医療機関でもその紐付けもできるようになっておりますので、分からない点があればまず役場のほうにお尋ねをいただければと思います。

○議長（野崎幸洋君） 松本議員。分からなければ個人的に、また専門、課の方に直接お問い合わせいただいて、その取り次ぎといたしますか、そういうことも全て含めてご質問いただければと思います。

ほかに質問ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第51号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって議案第51号、令和7年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第14 議案第52号 令和7年度苓北町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第14、議案第52号、令和7年度苓北町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（時田健一君） 議案第52号、令和7年度荅北町水道事業会計補正予算（第3号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は収益的収入及び支出と資本的収入及び支出につきまして、追加補正を行うものです。

第2条、収益的収入及び支出について。収入、科目、第1款水道事業収益の既決予定額1億9,241万9,000円に補正予定額1万円を増額し、1億9,242万9,000円とするものです。

次に、支出、科目、第1款水道事業費用の既決予定額2億7,960万5,000円に、補正予定額820万6,000円を増額し、2億8,781万1,000円とするものです。

続きまして、第3条、資本的収入及び支出について、予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,494万4,000円を2,974万4,000円に改めるものであります。

次に、支出、科目、第1款水道事業資本的支出の既決予定額4,942万円に、補正予定額480万円を増額し、5,422万円とするものであります。

第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、予算第8条中、（1）職員給与費3,402万4,000円を3,546万3,000円に改めるものであります。

4ページをお願いいたします。

補正予算実施計画であります。

次に7ページをお願いいたします。

予定キャッシュ・フロー計算書でございます。ページの末尾にありますように、資金期末残高を6,683万5,597円と予定したところであります。

8ページから11ページは給与費明細書でございます。詳細は記載のとおりでありますので、ご参照願います。

次に12ページから13ページは、令和7年度末の予定貸借対照表でございます。当年度末の水道事業会計の財政状況を見込んだものでありまして、年度末における資産合計及び負債資本合計はいずれも、12億1,099万4,245円となるものでございます。

15ページをお願いします。

事項別明細書でございます。補正内容の詳細につきまして説明します。収益的収入及び支出の、収入につきまして、款1水道事業収益、項2営業外収益、目5他会計補助金は、公営企業適用債の借り入れ利子の確定に伴う水道事業繰入金（公債費分）1万円の

増額となります。

16ページをお願いします。

収益的収入及び支出の、支出につきまして、款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費は、各浄水場の動力費であります電気料250万円及び、志岐浄水場のろ過ポンプ取り替え修繕に伴う200万円の増額です。目2配水及び給水費は、漏水修理費及び、白木尾国道389号の漏水事故に伴う舗装復旧費160万。併せて、簡易アスファルト舗装の材料購入費としまして、48万5,000円の増額です。目3総係費は、人件費及び漏水事故に伴う時間外手当160万3,000円の増額であります。項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費は、令和6年度借り入れた企業債利息償還額確定に伴う1万8,000円の増額であります。

最後に17ページをお願いします。

資本的収入及び支出の、支出につきまして、款1水道事業資本的支出、項1施設整備費、目1施設整備費は、県の志岐川単県改良事業に伴う水道管の移設工事設計委託料480万円の増額でございます。なお、県の公共補償の適用を受けるものでございます。

以上で、令和7年度苓北町水道事業会計補正予算（第3号）（案）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第52号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号、令和7年度苓北町水道事業会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第15 議案第53号 令和7年度苓北町下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第15、議案第53号、令和7年度苓北町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（時田健一君） 議案第53号、令和7年度芥北町下水道事業会計補正予算（第3号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は収益的収入及び支出と、資本的収入及び支出につきまして、追加補正を行うものです。

第2条、収益的収入及び支出について。収入、科目、第1款下水道事業収益の既決予定額3億2,026万6,000円に、補正予定額27万9,000円を増額し、3億2,054万5,000円とするものです。

次に、支出、科目、第1款下水道事業費用の既決予定額5億3,589万2,000円に、補正予定額25万1,000円を増額し、5億3,614万3,000円とするものです。

続きまして、第3条、資本的収入及び支出について、収入、科目、第1款下水道事業資本的収入の既決予定額2億6,643万に、補正予定額6万9,000円を減額し、2億6,636万1,000円とするものです。

次に支出、科目、第1款下水道事業資本的支出の既決予定額2億6,392万4,000円に、補正予定額4万1,000円を減額し、2億6,388万3,000円とするものです。

第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、予算第8条中、（1）職員給与費906万2,000円を927万2,000円に改めるものでございます。

4ページから7ページは、今回の補正予算の実施計画であります。

次に8ページをお願いします。

予定キャッシュ・フロー計算書でございます。ページの末尾にありますように、資金期末残高を7,235万3,403円と予定したところでございます。

次の9ページから12ページは給与費明細書でございます。詳細は記載のとおりでございますので、お目通しをお願いします。

13ページと14ページは令和7年度末の予定貸借対照表です。今年度末の下水道事業会計の財政状況を見込んだものでありまして、当年度末における資産合計及び負債資本合計はいずれも44億4,059万1,128円となるものでございます。

16ページをお願いいたします。

今回の補正予算に伴う事項別明細書であります。

補正内容の詳細について説明いたします。まず、収益的収入及び支出の、収入につきまして、款1下水道事業収益、項2営業外収益、目4県補助金は、資本的収入からの予算の組み替えのため6万9,000円を増額いたしました。目5他会計補助金は、人件費に伴う下水道事業繰入金21万円を増額するものです。

次のページをお願いします。

収益的収入及び支出の、支出につきまして、款1下水道事業費用、項1営業費用、目5総係費は、人件費21万円の増額でございます。項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費は、令和6年度に借り入れました、起債償還金利息の確定に伴う4万1,000円の増額です。

次の18ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の、収入につきまして、款1下水道事業資本的収入、項5補助金、目2県補助金は、先程の収益的収入への予算の組み替えによる6万9,000円の減額でございます。

最後に19ページをお願いします。

資本的収入及び支出の、支出につきまして、款1下水道事業資本的支出、項3企業債償還金、目1建設企業債元金償還金4万1,000円の減額は、先程収益的支出で増額した償還金利息分の予算の組み替えでございます。

以上で、令和7年度苓北町下水道事業会計補正予算（第3号）（案）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第53号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号、令和7年度苓北町下水道事業会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第16 議案第54号 苓北町木場地区交流施設等の指定管理者の指定について

○議長（野崎幸洋君） 日程第16、議案第54号、苓北町木場地区交流施設等の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（稲尾浩二君） 議案第54号、苓北町木場地区交流施設等の指定管理

者の指定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年12月2日提出。苓北町長、山崎秀典。

1、公の施設の名称。

名称、苓北町木場地区交流施設等。

2、指定管理者となる団体。

住所、熊本県天草郡苓北町都呂々6118番地2。

名称、天草木場の杜。

代表者、会長、善徳誠。

3、指定の期間。

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで。

提案理由でございますが、指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

補足説明をさせていただきます。当該施設は旧木場小学校の跡地利用の目的で、都呂々木場地域の方々からの強い要望により、木場地域の振興のために整備されております。そのため、苓北町木場地区交流施設等の指定管理につきましては、木場地域の方々で組織されております天草木場の杜が現在の指定管理を受けており、令和8年3月31日をもって現在の指定期間が終了いたします。

このため、令和8年度から令和10年度までの3年間の、苓北町木場地区交流施設等の指定管理者指定申請書が天草木場の杜から提出され、申請内容等についてのヒアリングを行い、公の施設指定管理候補者選定委員会を開催、審査した結果、指定管理者の候補者として選定されましたので、今回提案するものでございます。

なお、次ページには、選定委員会での審査結果を添付させていただいております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○2番（山口利生君） 選定そのものに対するどうのこうのじゃないんですが、この項目の評価総括表を見ていてですね、78%ですか、全体の。これ最低何点以上ないと指定管理者として不合格というふうなことがあるのかどうか。50点なのか、これ78点ですね、100点満点で。という感じですけど、その中でちょっと気になったのが、利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果が30点中18点ということですね。確かにここ組織的には個人ていいですか、前はNPO法人から、どうしても木場

の人たちで管理をしてもらわにゃいかんということで、善徳さんが代表になられてますけれども、なかなかこの辺りのてこ入れですね。せっかくのこの施設をいかに有効に活用するかについては、やっぱり役場とか観光協会の方がバックアップしてやらないと、なかなかその個人的な観点で、外にたいせいのPR効果というのはなかなかできづらいし、このぐらいの金です、ほかのところに行ってPRしてこいと言うてもなかなかできないんじゃないかというふうに思います。せっかく木場地域の活性化の拠点として町も位置付けてですね、いかに有効に使ってもらって木場地区をよりみんなに知ってもらって、場所的にはすごくいいんですけども、みんな知らない人が多い。昔は大学とか高校の合宿で使ってたみたいですけども、コロナから、なかなかそういう集団合宿ってのが敬遠されてるというふうに聞いております。そういう面では、どうにかしてですね、やっぱり役場、観光協会のでこ入れというものが何か必要かと思いますが、その点はどのように考えておられるのかお聞きします。

○議長（野崎幸洋君） 商工観光課長。

○商工観光課長（稲尾浩二君） 2点お尋ねがあったかと思えます。まず、採用のラインですけども、町のほうです、公の施設指定管理者の候補者選定ガイドラインというのを設けております。その中でですね、申請関係の書類審査で、評価点で7割を超えないものについては、不採用とするとしております。読み替えますと7割を超えるものについては、採用となるということになってまいります。

続いてですね、利用者の増加を図るための手法でございます。今まではですね、町のほうでいろいろなメディアに対して、宣伝であったりとか、投げ込みであったりとか、そういったものを行っておりました。しかしながらですね、情報発信の手が少ないということで、今回ですね、新たに町の委託料の上限の参考価格を算定する際に、新たにですね、情報発信、広告宣伝の関する経費の方も、プラスしてですね、積算をさせていただきました。今回ですね、木場の杜から指定申請書の方が提出されておりますが、その中でもですね、広報宣伝に係る業務の分についてですね、積算をさせていただいております。事前ヒアリングにおきましては、天草木場の杜のですね、ホームページがあるんですけど、そちらの更新がうまくいってない状況。で、その更新についてですね、きちんと行うということ。またですね、町が参考価格を算定した際に、広報宣伝業務といたしまして、今回新たにSNS広告のですね、費用について積算をさせていただきました。こちらにつきましては、山口議員もご存じでありますけれども、Instagramとか、そういったところに出てくる広告関係とかですね、あとインターネット上の広告であったりとか、そういったものを1か月、3回、年間ですね、4か月分の費用について含ませていただいております。そういったものをですね、実施していただきながら、情報発信のほうもですね、強化するような計画となっております。指定管理者だけにはで

すね、情報発信の方を全部任せるというのではなくて、町のほうもですね、今までと同じような感じで情報発信のほうもですね、継続していければというふうに考えております。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） なかなか個人的な、人的にも、なかなかその知識等についても、何とかそこ、あそこを運営するだけが精いっぱいじゃないかなというのが実情かと思えます。予算を上げて、それができるかどうかというのはまた別の話ですので、観光協会が今相当人的にバックアップしながらやって、・・・に向けてやっていますので、そういった中でですね、ぜひ後ろからの支援をですね、やっばやっばやっばと。指定管理者に任せるんじゃないかとですね。ということをぜひ進めていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 答弁ありますか。

商工観光課長。

○商工観光課長（稲尾浩二君） 先程申し上げました広報宣伝業務につきましては、参考価格の見積りというのは、観光協会のほうから徴収をさせていただきました。木場の杜といたしましても新たな法人の観光協会の会員となっておられますので、計画ではですね、観光協会のほうに広報宣伝業務の方は、委託なされるというふうな考えでおられます。以上です。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですかね。ほかに質疑ありますか。

松本良人君。

○4番（松本良人君） あの、おおよそのですね、事業内容っちゅうですかね、行われている事業内容はどのようなもののでしょうか。もう私たちもなかなか中身が把握しきれないところがあって、紹介しようにもしようがないということがございます。どういったことをやっておられるのか。私の近くでございますが、なかなか分からない。

それとですね、あそこの敷地内にですね、プールがあつとですよ。プールがあります。そのプールが一応水は溜まるとですが、まあ確かに防火水槽なんかにもなるかと思えますが、長くなればやっばり水が腐るとじゃなからうかなと思ってですね、あそこの管理は誰がなされてるのか。防火水槽ならば総務課のほう、そっちの施設ならば併せてですね、観光課のほうで、たとえば鯉を飼うとか、メダカを飼うとか、そのボウフラとか何かを食べるようなものをあそこの中に入れてやるとかちゅうような、やっば手だてが必要じゃなからうかなと思うとですね。まあそこに合わせて、どういうお考えかお尋ねをいたします。

○議長（野崎幸洋君） 商工観光課長。

○商工観光課長（稲尾浩二君） 木場地区交流施設等のまず事業内容です。木場地区交

流施設、まず宿泊棟ですね。宿泊棟の運営関係。宿泊者が来られることによって、交流人口の拡大を図っていくということ。と併せましてですね、松本議員ご存じのとおり、施設内には陶芸の体験施設であったりとか、農産加工施設がございます。こちらのほうでもですね、陶芸体験施設ではですね、陶芸の体験であったりとか、そういったものを行われております。農産加工施設でもですね、最近で言うとメンマですね、木場地域の竹を材料にして、メンマの加工のほうも行って販売まで行っておられるところですよ。

次がですね、施設内にありますプールの件でございます。こちらにつきましては、3年前の指定管理者の指定の議案の際にも松本議員からですね、ご質問があったかと記憶いたしております。施設外にありますプールにつきましては、この木場地区交流施設等の施設の中には含まれておりません。含まれておりませんが、消防署のほうに確認を、苓北分署の方に確認をさせていただきました。苓北分署のほうのですね、水利台帳というのがありますけれども、その水利台帳のほうには掲載がなされているところがございます。どこが管理するっていうのはちょっと決まっていなくて、水利として活用していくということになってくるかと思えます。大きさ的にはですね、15メートルの7メートル、深さ60センチですので、水量的には63立米、63トンのですね、水が貯水できているような状況でございます。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 農産加工と今確かに陶芸の方は1つの館を持ってですね、体育館の方じゃなくて、こっちの方でやっておりますけれども、そこが交流施設ちゅうのは確かに地域でのそういったこともあろうかと思いますが、昔は何か宿泊あたりも出しよったんじゃないかなと思うんですが、この頃はどうなってるのかと思うとですね。

それから、やっぱりこっだけ予算もつけてしっかりやるとなればやるらしくやっぱり・・・的にですね、してもらってですね、草ん植わっどっどちゅえば、そこはおうが管理じゃなかもんとかいうような・・・。

○議長（野崎幸洋君） 松本議員、マイクを近付けて。

○4番（松本良人君） 草が植わっどいようって言えばえらい草ん植わっどんにゃ、・・・って言えば、そこはおるが区域じゃなかけんとかちゅうような言い方をする、その管理、管理を・・・とかおいでなんですね。そういったことでやっぱりちゃんと目を配っていただきたいなと思えます。

それからプール。プールはあの、はっきり言うて、商工観光課もなか、どこもなかつちゅなれば行き先のなかつば町が持つどちゅうことですので、できればですね、どこか、たとえばプールに関連するならば総務課の消防法で持ってもらうとかですね。それでやはり学校の廃校関係でやはりなんかで使うとやかつかってなれば学校でまた持ってもらうとか。あるいはその鯉の養魚場とかメダカのように・・・を活かすならば、農林水

産課で持ってもらうというようなことですね、はっきりですね、担当を決めて、担当課を決めて、やっていただけるのが当然じゃなからうかと思っております。だいがするや分からんとぼってん・・・しようというようなことはいかんとしますのでそこら辺ですね、今後話し合うてもらえばと思います、よろしくお願いします。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第54号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号、苓北町木場地区交流施設等の指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第17 議案第55号 熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（野崎幸洋君） 日程第17、議案第55号、熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とします。

なおこの議案は、関係市町村で同文議決の扱いとなります。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮崎良成君） 議案第55号、熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和8年3月31日限りで、熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本縣市町村総合事務組合同規約（平成16年9月29日熊本県指令市町村第16号）の一部を次のとおり変更する。

令和7年12月2日提出。苓北町長、山崎秀典。

提案理由ですが、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があるためです。

変更内容につきましては、新旧対照表で説明いたしますので、新旧対照表をご覧ください。右側が変更前、左側が変更後、下線の部分が変更部分となります。

変更点は、規約第3条第10号に規定する交通災害事務から、令和8年3月31日をもって菊池市が脱退するため、菊池市、上天草市を上天草市に改めるものです。

それでは本文に戻っていただき、附則として、附則1は、施行期日について、この規約は令和8年4月1日から施行する。

附則2は、経過措置について、施行期日前に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理についてを定めるものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○2番（山口利生君） 全体的なこの共同処理の件でお伺いしますが、年々市が抜けていってるような気がします。今残ってるのがもう上天草市と阿蘇市だけ。また来年は阿蘇市が抜けるのかもしれませんが、やっぱりそうなった場合に、この共同処理自体が、町村だけで成り立つものなのかっていう。ここで費用対効果の中でですね、負担金だけがどんどんどんどん町村の負担金が大きくなっていくものなのかどうか、その辺りを教えてください。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（宮崎良成君） この共同処理する事務につきましては、現在ですね、69の組織が加盟しております。そのうち市につきましては、県内14市のうち10。町村につきましては31。全ての自治体がこれに加盟しており、状況でございます。

今回脱退します交通災害見舞金につきましては、大きな理由としましては、交通災害についてそれぞれ民間の保険等で対応するような状況もあり、事業について継続する必要性が希薄になったということですので、今回、菊池市の脱退に至ったところでございます。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） 今すいません。もう1回。町村は全部加盟ですよ。

○総務課長（宮崎良成君） 町村は全部加盟です。

○2番（山口利生君） 今、14市のうち10市が加盟。

○総務課長（宮崎良成君） そうです、はい。

○2番（山口利生君） この名簿の中には2市しか書いてなかったもんだからと思ってですね。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（宮崎良成君） 今回の改正部分は、交通災害事務の部分だけでございますけれども、それ以外にですね、消防に関する事務であったり、災害対策に対する事務であ

ったりっていうのがございますので、その部分については、加盟している市町村が別つというふうなことでございます。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第55号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第18 陳情等文書表について

○議長（野崎幸洋君） 日程第18、陳情等文書表についてを議題とします。

本会議まで受理した陳情等は、先にお配りしました3件となります。

陳情第3号、安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、すべてのケア労働者の処遇改善につなげる報酬10%以上の引き上げを求める陳情書。

陳情第4号、介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める陳情書。

陳情第5号、夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書。については、議会運営委員会にお諮りし、会議規則第95条の規定並びに議会運営に関する申し合わせにより、議員配付とすることに決定しましたので、お手元に配付しております。

-----○-----

#### 日程第19 閉会中の継続審査（調査）の件

○議長（野崎幸洋君） 日程第19、閉会中の継続審査調査の件についてを議題とします。

総務文教厚生常任委員長、建設経済環境常任委員長、議会運営委員長、議会広報特別委員長、議会活性化等検討特別委員長から、会議規則第75条の規定につき、閉会中の継続審査調査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査調査することにご異議ありません

か。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出については、閉会中の継続審査調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和7年第5回荅北町議会定例会を閉会します。

どなた様も大変お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午後3時53分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

芥北町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員